令和 3 年度 大学機関別認証評価

自　己　点　検　評　価　書

［日本高等教育評価機構］

令和 3(2021)年 6 月

成安造形大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

基準 3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

基準 A. 社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

Ⅴ．特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

Ⅵ．法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

Ⅶ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1．創設者　瀬尾チカの信念

成安造形大学は、平成 5(1993)年、学校法人京都成安学園（大学設置当時は京都成安女子学園）が設置した。設置者である学校法人京都成安学園は、大正 9(1920)年、創設者である瀬尾チカ（明治 20（1887）年～昭和 31（1956）年）が成安裁縫学校設立を京都府知事から認可されたときに始まる。「本校ハ時代ノ進歩ニ伴ヒ最モ新ラシキ和洋裁縫及ビ実用的手芸ノ一般ヲ教授シ併テ自活学習ノ便ヲ与エ兼テ婦徳涵養ニ資スルヲ以テ目的トス」と当時の校則第 1 条に謳われているように、女性に自活できる能力を修得させることが学校設立の目的であり、女性の社会的・経済的地位を向上しようとする先進的な取り組みは、瀬尾チカの体験に裏付けられた確固たる信念に基づくものであった。

2．建学の精神「成安」

京都成安学園 建学の精神、その由来は「成安」の名にこそある。「成」とは、成し遂げること。「安」とは、安寧であること。つまり「成安」とは人の和を大切に、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、心安らぐ平和な社会をつくることに貢献するという意味である。

「成安」。その優美でたおやかな響き。その名を聞くたび私たちは母とも呼べるひとりの女性の存在を心に感じる。1920（大正 9）年、学祖である瀬尾チカが、京都市に設立した成安裁縫学校。その日、今日に至る私たち成安の歴史が始まった。

まだ女性の社会進出が困難だった当時、学祖は、ものづくりを基本とした教育を多くの女性に施し自立を促すことで、より良い社会の建設に身を捧げた。だが、その生涯は順風に帆を張るものではなく、困難と無理解にさらされ続けるという、まさにいのちを削る激烈なものだった。

「何かを成し遂げるためには、強い信念を持ち、実力を養成することが大切です」。学祖が嵐のような日々の中で語った想い。それは、最も好んだとされる「誠と熱」という言葉と結びつく。正しい信念から生まれる純真な「誠」。すべてのものを生かし得る「熱」。そのふたつがなければ何事も達成できないと、学祖は終生、説き続けた。

「逆境を恐れず個性を伸ばし、身を捧げ尊い使命に働くことが、世のためとなるのです」。時が流れ人が変わろうと、私たちは、社会に対して何ができるのかを考え、強く正しく行動する。「成安」の名にこめられた真の意味を知り、一人ひとりが「誠と熱」を胸に抱き、遥かな道を歩いてゆく。

決して消えない信念の炎が、この学園で燃えている。それは私たちの生きる力となり、明日を夢見る若者たちの希望の灯となる。永い伝統を尊び、新しい日々を心豊かに見つめよう。成安は誇り高く、つねに社会とともにある。

3．校訓「誠と熱」

「誠と熱」とは、学祖・瀬尾チカが強い信念と行動力で人生を切り拓いた自らへの証であると同時に、真摯さを失わず、弱者への想いを抱き続けるという誓いの言葉である。

さらにこの言葉は、成安に集う者たちの心をひとつにする学園の訓でありながら、それ

それの人生の長きを正しく強く生きぬく力を授けてくれる。そしてこの力こそが、学園のみならず広く社会を豊かにするのだと。

4. 本学の基本理念（教育理念）「芸術による社会への貢献」

私たち成安造形大学は、芸術分野における真摯な教育と研究を通して広く社会に貢献する。独自の実践的学士課程教育によって、発想力・提案力・技術力に優れた清廉な人材を輩出する。そして、誇るべき永い伝統を全員が胸に抱き、新しき名門を目指す。

私たちは今、自らの文化や精神性を改めて深く認識し、それらをしっかり引き継ぐことを真剣に考えねばならない時代にある。芸術の果たす役割もますます大きくなっていくに違いない。その中で私たちは、芸術大学の今日的意義を模索し、あるべき姿を追い求める。そして、新たなる芸術観の確立に向けて研鑽を重ね、公正なまなざしで自らの社会性を高め、創造性豊かな提案を続けていく。

私たちは、学びのクオリティーにこだわる。総合性と専門性を両立しうる高度なカリキュラムを準備するとともに、和気藹々（わきあいあい）と心地よく学べるゆきとどいた教育環境を整える。学生一人ひとりの個性としっかり向き合い、持てる力を大きく引き出す少人数教育を行う。

私たちは、造形にもとづく叡知を開く。ものをかたちづくるその過程において、多くを学び、心が生き生きする出会いの瞬間を見いだす。自然や素材と交わる経験を通して、学生たちが感性を大きく伸ばせる実践教育を行う。

私たちは、決して揺るがない。自らの芸術を実現し、高く成し遂げるための信念において揺るがない。なぜなら、本学には校訓「誠と熱」が脈々と息づいているからである。私たちは、私たちの起源であるその盤石の精神を継承し、さらに発展させ、学生たちに伝えていく。

私たちは、この場所から始めていく。この場所から生み出していく。学生たちとともに、多くの人々との交流と連携を進め、芸術の力で地域を活性化させる。そして私たちは、美しい湖国唯一の芸術大学であるという自負を携え、その熱き鼓動を世界に向けて響かせる。

5. 本学の使命・目的

本学の使命・目的は、成安造形大学学則（以下、「学則」という。）第1条にあるように「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与すること」である。

また、学部、学科の人材育成目的については、「学則」第2条の2において「建学の精神、校訓、および基本理念（教育理念）の下、芸術分野の専門性と創造性（クリエイティビティ）に優れ、よりよき社会のあり方について主体的に考え行動することができる人材の育成を目的とする。」と定めている。

6. 本学の個性・特色

(1) 成安パーソナルプログラム(SPP)

本学は学生一人ひとりを個別で支援していく、「成安パーソナルプログラム(SPP)」という教育システムを導入し、以下にあげる 4 項目を中心に、学生の夢の実現のため、本学が今日まで培ってきた「めんどうみの良さ」を強力に推進している。

① 「個別」にこだわる。
② 「導入」で伸ばす。
③ 「専門」を鍛える。
④ 「進路」と向き合う。

⑵ 地域貢献

「芸術による社会への貢献」を目指し、地域、社会、企業と学生をつなぐ架け橋として平成 21(2009)年度に地域連携推進センターを開設し、滋賀県唯一の芸術大学の特徴を活かした活動を学生とともに展開している。官公庁や一般企業、地元の各種団体などと一緒に進めるプロジェクトを通じ、学生が試行錯誤しながら取り組んでいくうちに「課題を見つける力」「企画して、カタチにする力」「多くの人と連携する力」を身につけ、自身のキャリアへ生かしている。これらの社会貢献活動の多くは、正課の授業として行われており「社会実践科目群 地域貢献・プロジェクト科目」における PBL(Problem Based Learning 課題解決型学習)教育の中軸をなしている。

さらに、未来社会に必要とされる芸術大学を目指して、令和 3(2021)年 4 月には新しく「未来社会デザイン共創機構」を設立した。

⑶ キャリア教育

学校教育においてキャリア教育の必要性が問われている中で、本学では就職・進路活動の支援に力を入れており、1 年生から 4 年生まで体系的なキャリアサポートプログラムを実施している。就業力育成を目的とする科目で、1 年生配当の「キャリアデザイン概論」をはじめとする 20 科目以上の「キャリアデザイン科目」を開講している。「キャリアサポートセンター」では、「個別対応」をキャリアサポートの中核として位置づけ、学生一人ひとりの特性や適性に合わせた支援を行っている。

⑷ 環境

本学は、琵琶湖や比叡の山並みを臨む環境の中に位置しており、ゆったりと学ぶことができる。学生はこの環境の中で制作することや、自主的に催す学業以外の活動で人間関係を広げていくことができる。また、近くにはアートを発表している美術館やギャラリーなどの芸術環境、そしてデザインの世界で意識しなければならない実際のマーケットである商業地域（京都・大阪・神戸）がある。このような豊かな環境が、学生の想像を促し、創造を刺激している。

また、キャンパス内には、「キャンパスが美術館」として設備や雰囲気の異なる 9 つのギャラリーを設置し、本学の教育・研究の成果を一般に広く発信するとともに、最新の美術やデザインを広く地域社会に公開することを通して、学生の教育・研究の場として活かされている。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

大正 9(1920)年	7月	創立者瀬尾チカが京都市上京区（現左京区）聖護院西町に成安裁縫学校を創立
昭和 7(1932)年	7月	財団法人京都成安女子学園の設立許可
昭和 26(1951)年	3月	財団法人京都成安女子学園を学校法人京都成安女子学園に改組
昭和 33(1958)年	4月	成安女子短期大学（後に成安造形短期大学に改称）に意匠科増設
平成 3(1991)年	7月	成安造形大学の設置認可を申請
平成 4(1992)年	12月	成安造形大学の設置が認可
平成 5(1993)年	4月	学校法人名を京都成安学園に改称
	4月	滋賀県大津市に成安造形大学（造形学部デザイン科、造形美術科）開学・入学定員は140人（デザイン科80人、造形美術科60人）・初代学長に井筒與兵衛就任（理事長兼務）
平成 6(1994)年	6月	学校法人京都成安学園（成安造形大学・成安造形短期大学）と英国・ド・モンフォート大学（DE MONTFORT UNIVERSITY）との友好交流協定締結
	6月	学校法人京都成安学園（成安造形大学・成安造形短期大学）と英国・ド・モンフォート大学（DE MONTFORT UNIVERSITY）との友好交流協定書に基づく教職員の派遣及び相互交流に関する覚書締結
	6月	学校法人京都成安学園（成安造形大学・成安造形短期大学）と英国・ド・モンフォート大学（DE MONTFORT UNIVERSITY）との友好交流協定書に基づく留学生の受け入れに関する覚書締結
平成 8(1996)年	8月	第2代学長に田邉徹就任
平成 9(1997)年	3月	第1期生が卒業
平成 12(2000)年	8月	第3代学長に木村至宏就任
平成 14(2002)年	4月	入学定員を260人（デザイン科160人、造形美術科100人）に変更
	4月	併設校である成安造形短期大学の設置者を学校法人大阪成蹊学園に変更
平成 15(2003)年	5月	京都市教育委員会との「学生ボランティア」学校サポート事業における学生の派遣に関する協定締結
	5月	成安造形大学開学10周年記念式典を挙行
平成 16(2004)年	3月	大津市との協力に関する協定締結
	10月	京都信用金庫との産学連携に関する業務連携・協力に関する覚書締結
	12月	京都中央信用金庫との産学連携に関する業務連携・協力に関する覚書締結
平成 17(2005)年	3月	滋賀県教育委員会との連携協力に関する協定締結
平成 18(2006)年	4月	中小企業金融公庫大津支店との産学連携の協力推進に係る協定締結
平成 19(2007)年	4月	入学定員を285人（デザイン科185人、造形美術科100人）に変更
	4月	併設校である京都成安中学校・京都成安高等学校の設置者を学校法人

		京都産業大学に変更
	12 月	高島市との地域連携にかかる協定締結
平成 20(2008)年	3 月	滋賀県立近代美術館との相互協力にかかる協定締結
	4 月	附属近江学研究所を開設
平成 21(2009)年	2 月	TERMS OF AGREEMENT FOR 2009-2010EXGHANGE BETWEEN DEMONTFORT UNIVERSITY AND SEIAN UNIVERSITY OF ART AND DESIGN
	4 月	第 4 代学長に牛尾郁夫就任
	5 月	地域と産業の活性化を図る三重県との連携に関する協定締結
	11 月	英国・バース・スパ大学（BATH SPA UNIVERSITY）との学術交流に関する協定締結
平成 22(2010)年	3 月	滋賀県との連携・協力に関する協定締結
	4 月	届出による芸術学部芸術学科（定員 200 人）設置
	5 月	LETTER OF COOPERATION BETWEEN DE MONTFORT UNIVERSITY
	5 月	英国・ロンドン大学ゴールドスミス・カレッジ（GOLDSMITHS, UNIVERSITY OF LONDON）との留学協定締結
	8 月	草津市との協力に関する協定締結
	10 月	学校法人京都成安学園創立 90 周年記念事業により成安造形大学「キャンパスが美術館」を開館
	10 月	学校法人京都成安学園創立 90 周年記念式典を挙行（年間を通して記念事業を展開）
平成 24(2012)年	4 月	学校法人松風学園彦根総合高等学校との連携に関する協定締結
	4 月	学校法人洛陽総合学院と学校法人京都成安学園との連携に関する協定締結
	11 月	米国・スクールオブヴィジュアルアーツ（SCHOOL OF VISUALARTS）との覚書締結
平成 25(2013)年	10 月	成安造形大学開学 20 周年記念式典を挙行（年間を通して記念事業を展開）
平成 26(2014)年	1 月	英国・バース・スパ大学（BATH SPA UNIVERSITY）との学術交流に関する協定締結
	4 月	公益財団法人びわ湖ホールとの連携・協力に関する協定締結
	4 月	公益財団法人びわ湖ホールとの連携事業に関する覚書締結
	6 月	ドイツ・マンハイム専門大学（HOCHSCHULE MANNHEIM – UNIVERSITY OF APPLIED SCIENCES）との学生および教職員の交換留学に関する協定締結
	6 月	一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との相互連携・協力体制構築に関する協定締結
	10 月	学校法人松風学園・彦根総合高等学校との姉妹校協定締結

平成 27(2015)年	4 月	第 5 代学長に岡田修二就任
	4 月	公益財団法人びわ湖ホールとの連携事業に関する覚書締結
	4 月	滋賀県立琵琶湖博物館との連携協定にかかる協定締結
	4 月	学校法人洛陽総合学院・洛陽総合高等学校とのパートナーシップ協定締結
	4 月	学校法人つくば開成学園とのパートナーシップ協定締結
	8 月	聖泉大学との事務職員の能力開発に関する連携協定締結
	9 月	滋賀県中小企業団体中央会との包括連携に関する協定締結
平成 28(2016)年	3 月	成安造形大学専用アパートメント「YOHAKU」A 棟竣工
平成 29(2017)年	3 月	造形学部を廃止
	4 月	芸術学部芸術学科イラストレーション領域を 9 コースに改編
	4 月	学校法人 MIHO 美学院・MIHO 美学院中等教育学校とのパートナーシップ協定締結
	4 月	学校法人明珠学園・京都翔英高等学校とのパートナーシップ協定締結
	4 月	学校法人大覚寺学園と学校法人京都成安学園の成安造形大学の卒業した者を嵯峨美術大学大学院に受け入れることに関しての覚書締結
	8 月	成安造形大学専用アパートメント「YOHAKU」B 棟竣工
平成 30(2018)年	3 月	成安造形大学専用アパートメント「YOHAKU」C 棟竣工
	4 月	芸術学部芸術学科地域実践領域を開設
	4 月	芸術学部芸術学科総合領域及び情報デザイン領域（旧メディアデザイン領域）を改編
	4 月	企画部企画課に教育連携推進センターを設置
	4 月	学校法人桑沢学園と学校法人京都成安学園の成安造形大学の卒業した者を東京造形大学大学院に受け入れることに関しての覚書締結
平成 31(2019)年	4 月	学生支援部教学課に留学生支援センターを設置
令和元(2019)年	7 月	京都府と京都府内の企業等への就職支援に取り組む連携及び協力に関する協定締結
令和　2(2020)年	4 月	学校法人京都成安学園創立 100 周年
	4 月	芸術学部芸術学科イラストレーション領域を 7 コースに改編
	12 月	滋賀県立信楽高等学校とのパートナーシップ協定締結
令和　3(2021)年	4 月	第 6 代学長に小寄善通就任

2. 本学の現況

・大学名

成安造形大学

・所在地

滋賀県大津市仰木の里東四丁目 3 番 1 号

・学部構成

芸術学部　芸術学科

入学定員 200 人／3 年次編入学定員 10 人／収容定員 820 人

・学生数、教員数、職員数

学生数（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）　単位：人

学部	学科	学生数				
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
芸術学部	芸術学科	230	229	253	209	921
合計		230	229	253	209	921

教員数（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）　単位：人

<table>
<tr><th rowspan="2">学部</th><th rowspan="2">学科</th><th colspan="2">設置基準上
必要専任教員数</th><th colspan="5">専任教員数</th><th rowspan="2">非常勤
講師</th></tr>
<tr><th>学科</th><th>大学全体</th><th>教授</th><th>准教授</th><th>講師</th><th>助教</th><th>助手</th></tr>
<tr><td>芸術学部</td><td>芸術学科</td><td>14</td><td>13</td><td>21</td><td>14</td><td>0</td><td>7</td><td>10</td><td rowspan="2">103</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計
（うち教授数）</td><td colspan="2">27
（14）</td><td colspan="5">41
（21）</td></tr>
</table>

注1. 専任教員には任期制教員を含む

注2. 助教 7 人には授業を担当しない教員 1 人を含む

注3. 専任教員数の合計は、授業を担当しない助教 1 人・助手 10 人を除く

注4. 本表と別に、客員教員・招聘教員がいる

職員数（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）　単位：人

専任職員	技能職員	合計	臨時職員
27	7	34	58

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

成安造形大学（以下、「本学」という。）は、設置者である学校法人京都成安学園の「成安」を建学の精神として掲げている。「成安」の「成」とは、成し遂げることを意味し、「安」は、安寧であることを意味している。本学はこの建学の精神が意味するものを今日の時代に即したものとして、次のように解釈している。

「人の和を大切にし、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会を作ることに貢献する。」

本学ではこの建学の精神の下、「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として教育研究事業を展開している。すなわち、本学の使命・目的は、成安造形大学学則（以下「学則」という。）第 1 条に掲げている「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」ことである。

以上のことから、本学の掲げる使命・目的と教育目的の意味・内容は、具体的で明確に示されていると判断している。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-1-1　　成安造形大学学則（【資料 F-3】と同じ）
資料 1-1-2　　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 1-1-3　　大学公式ウェブサイト「学校法人京都成安学園」

1-1-②　簡潔な文章化

本学の使命・目的と教育目的は、「学則」「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」や大学公式ウェブサイトで簡潔な文章で明示している。

以上のことから、各種媒体に示されている本学の教育理念、使命・目的は明確であり、その表現は簡潔に文章化されていると判断している。

1-1-③　個性・特色の明示

本学は「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として教育研究を展開している。その中で、学生自らの興味・関心を引き出し、学生一人ひとりを個別で支援していく「成安パーソナルプログラム(SPP)」という教育システムを導入し、以下にあげる 4 項目を中心に、学生の夢の実現のため、本学が今日まで培ってきた「めんどうみの良さ」を強力に推進している。「成安パーソナルプログラム」は、「令和 4（2022）年成安造形大学大学案内・入学試験要項」や「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」、本学ウェブサイトなどで学生に対し、広く明示している。

◎成安パーソナルプログラム（SPP）

1. 「個別」にこだわる。
   学生一人ひとりにしっかりと向き合えるのは少人数教育ならでは。適性や希望に合わせて、ていねいに指導を行います。
2. 「導入」で伸ばす。
   1 年次を中心に、充実した導入教育を用意。授業を通して、社会人に必要な基礎力が着実に身につくよう工夫しています。
3. 「専門」を鍛える。
   専門分野を自由に選んで学べるカリキュラムと、思う存分制作に打ち込める環境を用意。自分の“専門性”をとことん追求できます。
4. 「進路」と向き合う。
   1 年次からキャリアサポートを実施。将来の目標に向かって、必要な力を積み重ねながら着実に進むことができます。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-1-4　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 1-1-5　大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）
資料 1-1-6　令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項
（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）

1-1-④　変化への対応

平成 22(2010)年度の学部学科再編に向けた一連の作業過程の中で、使命・目的と教育目的の見直しを実施してきた。また、平成 26(2014)年度からの新たなカリキュラムの導入についても、「教育課程等検討委員会」を中心に教育課程、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを実施してきた。平成 29(2017)年度には「イラストレーション領域」を 9 コースに改編、平成 30(2018)年度に

は「地域実践領域」の開設と「総合領域」ならびに「情報デザイン領域（旧メディアデザイン領域）」の改編を実施した。

平成30(2018)年4月より「質保証協議会」を設置し、三つのポリシーを起点とした教育の質保証における責任体制を明確にした上で、同協議会において令和元(2019)年度に新カリキュラムの検証とそれに伴う人材育成目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを図った。

また、本学では様々な変化に対応するため、学長の下に教授会や「運営協議会」、各種委員会を設置し、日常における課題・問題点の洗い出し、見直しを常に図っている。

以上のことから、社会の変化などへの必要な対応は行われていると判断している。

【エビデンス集　資料編】

資料1-1-7　　成安造形大学質保証に関する規程

資料1-1-8　　令和元（2019）年第2回質保証協議会議事録

「3つのポリシーの一貫性の検証について」

（3）1－1の改善・向上方策（将来計画）

今後も使命･目的と教育目的の適切性については､教育課程との整合性や法令適合性、個性・特色の明示といった条件を確保しつつも、社会情勢などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

（1）1－2の自己判定

基準項目1－2を満たしている。

（2）1－2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的と教育目的の策定・変更については、現状分析と必要な変更点について、学長、副学長、学部長、教務委員長、事務局長、部長で構成し、大学運営に関する重要事項を協議する「運営協議会」にて先ず議論され、必要に応じて教授会において審議・決定される仕組みとなっている。教員については、教授会において意見を聞くことで理解と支持は得られている。また、職員については朝礼等での教授会報告を通じて理解と支持を得ている。

毎年度始めの教授会では、学長より本学の現況と当該年度の事業計画が報告されている。また6月には、理事長より経営状況と将来像の説明がなされている。「学則」をは

じめとする重要な規程の制定・改正に関する事項は、各種委員会や部署で議論され、「運営協議会」、教授会で審議される仕組みとなっている。制定・改定した規程については、理事会においても決議、報告されており、役員の理解と支持を得ている。

また、自己点検・評価結果に基づき、機関会議及び事務部署で次年度の事業計画書を策定し、「運営協議会」での協議を経て、理事会で審議している。年度末には、その事業計画書の状況を事業報告書にまとめ、「運営協議会」を経て、理事会で報告している。なお、事業計画書及び事業報告書については、学生や教職員に対し情報提供を行う電子掲示板システムである「成安情報サービス」を通じて教職員に周知している。

以上のことから、本学の使命・目的と教育目的は多くの機会を通じて理事会と教職員に伝えられており、理解と支持は得ていると判断している。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-2-1　　成安造形大学運営協議会規程
資料 1-2-2　　成安造形大学教授会規程

1-2-②　学内外への周知

本学の使命・目的は、建学の精神と共に、毎年学生に配付している「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」に明記しているほか、「令和 4（2022）年度成安造形大学大学案内・入学試験要項」や本学ウェブサイトにおいて学内外に示している。

新入生には、入学式とそれに続く新入生ガイダンスで使用する「令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス」、「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」などの印刷物を通じて、建学の精神、学部の人材育成目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを解説している。在学生には、新年度開始前のガイダンスを通じて再確認させるとともに、特に 2 年生においてはコース選択の際に、選択するコースの使命・目的を確認させることに努めている。

以上のことから、本学の使命や目的は、「令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス」、「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」や本学ウェブサイトで公表しており、学内外に周知できていると判断している。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-2-3　　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス
（【資料 F-12】と同じ）
資料 1-2-4　　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 1-2-5　　令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項
（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）

1-2-③　中長期的な計画への反映

第三者評価の受審や情報公開による説明責任など、より一層の透明性が求められる状

況に加え、入学者の多様化や国際化、ICT 化、大学間競争の激化など大学を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており､迅速かつ中期的な視点をもった改革が必要であるため、本学では、建学の精神及び基本理念を踏まえた使命・目的を果たすために、教育・研究の質的向上を最優先に、以下の中長期の経営戦略目標を平成 31 年（2019）年 3 月に設定した。

◎大学中長期経営計画 経営戦略目標

１．質保証システムの確立
学修者本位の教育実現の観点で、教学マネジメントを確立し、教育の質的転換と付加価値の向上を推進する。結果を重視し、教育成果を実証的に表現する。
２．教育・研究の高度化、先鋭化と拡張
より高い創造的能力とより深い社会的視座を育成するための独自の取り組みを推進する。芸術分野と様々な社会テーマの交点を捉え、特色ある今日的芸術研究を推進し、教育に反映していく。
３．「就職に強い芸術大学」の評価確立
就職を希望する学生が、高い確率で就職できるシステムを盤石にし、その社会的評価を確立する。
４．グローバル化、多様化の推進と対応
大学進学 18 歳人口の減少を踏まえて、多様性を受け入れるシステムを構築し、多様 なニーズに対応できる体制を整備する。
５．卒業生との連携強化
卒業生との親密な交流を推進すると共に、相互的利益を図るネットワークを形成する。
６．地域連携の深化
地方創生への貢献を具体化し、地域における存在感を向上する。全国区の芸大でありながら地域拠点でもあるハイブリッドな役割を果たし、独自のポジションを確立する。
７．財務体質強化と体制整備
永続的な大学発展のために、財務体質の強化を図りつつ、大学運営の将来を担う組織体制を整備推進する。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-2-6　学校法人京都成安学園　令和 3（2021）年度　事業計画
（【資料 F-6】と同じ）
資料 1-2-7　学校法人京都成安学園中長期経営計画
－学園創立 100 周年からの新たなチャレンジー
【令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度まで】

1-2-④　三つのポリシーへの反映

平成 26(2014)年度から新たなカリキュラムがスタートし、その後、芸術学部芸術学科を構成する領域において専門コースの再編を行った。令和元(2019)年度にはその完成年度を迎えたことから、新カリキュラムの検証とそれに伴う人材育成目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを図り、令和 3（2021）年度より改訂した。

本学では、「学則」第 2 条の 2 において「建学の精神、校訓、および基本理念（教育理念）の下、芸術分野の専門性と創造性（クリエイティビティ）に優れ、よりよき社会のあり方について主体的に考え行動することができる人材の育成を目的とする。」と定めており、その目的を達成するために、以下のとおり、三つのポリシーを定めている。

◎アドミッション・ポリシー

成安造形大学は、建学の精神、校訓、及び基本理念（教育理念）に共感し、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成するために必要となる次のような学力や資質を備えた人を求める。

（1）学力
　高等学校等において「学力の 3 要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）が培われている。

（2）実践力
　専門分野をいかし、社会の中で実践する意欲がある。

（3）創造力
　自らの創造性（クリエイティビティ）を伸ばす意欲がある。

（4）課題解決力
　課題を解決する能力を伸ばす意欲がある。

（5）協働力
　課題をやり遂げるために、他の人々と協働する意欲がある。

（6）主体的行動力
　目的をもって主体的に行動する意欲がある。

◎ディプロマ・ポリシー

人材育成目的を実現するために、本学では、所定の課程を修め、124 単位の単位修得と必修等の条件を充たしたうえで、以下に示す資質・能力を修得した者に学位を授与する。

（1）実践力
　専門分野をいかし、社会の中で実践することができる。

（2）創造力
　専門分野における制作によって、獲得した知識・技能・態度等を総合的にいかし成果を提示できる。

（3）課題解決力

課題を正しく理解し、解決策を立て実行することができる。 （4）協働力 多様性の理解を深め、他者とともに行動し、集団や社会のために貢献することができる。 （5）主体的行動力 自分の目標をもち、その実現のために、自らを律しつつ誠意と熱意をもって行動することができる。

◎カリキュラム・ポリシー

（1）学修の順次性を明確にし、芸術分野における実践力、創造力、課題解決力、協働力、および主体的行動力を養成するカリキュラムを構築する。 （2）1 年前期・後期を《専門導入課程》、2 年前期・後期、3 年前期・後期を《専門基盤課程》、4 年前期・後期を《専門研究課程》の 3 段階で編成する。各科目を「専門科目」と「学部共通科目」に分類する。 （3）学修成果を、各科目において掲げる学修目標への到達度により厳正に評価する。《専門研究課程》に進むにあたり、主体的に研究を行う能力の有無を見極める進級審査を実施する。 （4）導入教育を充実させて以降の学びを進めるために必要な汎用的基礎力（協働力および主体的行動力）と課題解決力を養成し、またそれぞれが学ぶ専門分野と密接に結びついた創造力および実践力を確立できる科目を設置する。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-2-8　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス
（【資料 F-12】と同じ）
資料 1-2-9　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 1-2-10　令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項
（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）
資料 1-2-11　三つのポリシー一覧（【資料 F-13】と同じ）

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的と教育目的を達成するため、単一の学部である芸術学部に芸術学科 1 学科のみを設置している。芸術学科は 6 つの「領域」と「共通教育センター」で構成されている。また「領域」の中には、それぞれ少人数を基本とする専門の「コース」が編成されている。

「総合領域」は「総合デザインコース」のみの 1 コース、「イラストレーション領域」は「メディアイラストコース」、「アートイラストコース」、「デジタルイラストコース」、

「マンガ・絵本コース」、「アニメーションコース」、「3DCG コース」、「風景イラストコース」の 7 コース、「美術領域」は「日本画コース」、「洋画コース」、「現代アートコース」の 3 コース、「情報デザイン領域」は「グラフィックデザインコース」、「情報デザインコース」、「写真コース」、「映像コース」の 4 コース、「空間デザイン領域」は「コスチュームデザインコース」、「プロダクトデザインコース」、「住環境デザインコース」の 3 コース、「地域実践領域」は「クリエイティブ・スタディーズコース」のみの 1 コースであり、芸術学科として 6 領域 19 コースを設置している。

「共通教育センター」は前述した「領域・コース」における専門の学びを支えるため、基礎・応用・社会実践・教養で構成する学部共通科目を束ねるセンターである。

それぞれの「領域・コース・共通教育センター」には、機能的かつ効果的な教育を行う上で必要な人数の教員を適切に配置している。

また、教育研究上必要な資料を収蔵し、学生や教職員の閲覧に供するため附属図書館を、附属研究機関として「未来社会デザイン共創機構」「附属近江学研究所」を附置している。「未来社会デザイン共創機構」は社会との共創により、芸術研究を深化・拡張させ、新たな価値の創造とより良い未来社会の実現に貢献すべく、従前の「附属芸術文化研究所」を改組し令和 3(2021)年 4 月に設立した。また「附属近江学研究所」は、近江（滋賀県）固有の文化・風土と、芸術の持つ創造精神とを結びつけ、新たな可能性を探求している。外部研究者を招いた公開講座やシンポジウムなどを活発に展開し、その研究成果などを学内外に発信している。

以上のことから、本学の使命・目的、教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されていると判断している。

【エビデンス集　資料編】

資料 1-2-12　令和 3（2021）年度京都成安学園組織図
資料 1-2-13　芸術学部芸術学科領域・コース一覧（大学案内抜粋）
資料 1-2-14　成安造形大学未来社会デザイン共創機構規程
資料 1-2-15　成安造形大学附属近江学研究所規程
資料 1-2-16　成安造形大学附属図書館規程

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度に、設置母体である学校法人京都成安学園が創立 100 周年を迎え、記念事業を企画していたが、コロナ禍により延期・凍結となった。同記念事業は本法人の歴史や伝統を継承している唯一の高等教育機関として、これまでの 100 年間の軌跡を振り返り、旧設置校も含めた卒業生との繋がりを強化し、改めて本学の価値を再認識するとともに、新たな歴史を創造することで、本学の存在意義を学内外にアピールし、ブランド力を向上させる絶好の機会となることから、令和 3（2021）年度に改めて一部の記念事業を実施する。

［基準１の自己評価］

本学の使命・目的と教育目的は、「学校教育法」を基本として、「学則」において明確に定められている。そして、各専門領域とその教育課程が建学の精神「成安」の理念と使命、本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」に相応しく具体性に富み、その意味・内容は簡潔な文章で明確に示されているものと判断している。

本学の使命・目的は、法令の定めるところに適合するものであり、本学の個性や特色を明示する「三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)」にも明確に反映されており、「成安造形大学学修案内シラバス」や本学ウェブサイト、その他の広報媒体により学内外へ明示している。

学部・学科等の教育研究組織は、本学の使命・目的と教育目標との整合性が図られている。役員と教職員が共通の理解と認識をし、教育目的の整合性や有効性を図りながら、時代に即した検討を加えている。

以上のことから、「基準１　使命・目的等」は満たしている。

基準 2. 学生

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

(2) 2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

平成 30（2018）年 4 月より、自己点検・評価委員会を改め、「質保証協議会」を設置し、三つのポリシーを起点とした教育の質保証における責任体制を明確にしている。

質保証協議会では、最初に人材育成目的を再定義し、三つのポリシーとの一貫性を検証し、アドミッション・ポリシーについても再構築することとなった。再定義された人材育成目的を踏まえ、他のポリシーと一貫性を持ち、より具体的で受験生が理解しやすいようにディプロマ・ポリシーの項目と合わせ、それぞれ必要な項目を具体化した表記に令和 3（2021）年度から改めた。

アドミッション・ポリシーの改訂については、令和元（2019）年度「質保証協議会」第 2 回（令和元（2019）年 5 月 31 日）から第 6 回（令和元（2019）年 11 月 29 日）まで議論を重ね、令和元（2019）年度第 27 回「運営協議会」（令和元（2019）年 12 月 13 日）で令和元（2019）年度第 25 回教授会（令和 2（2020）年 1 月 24 日）で審議された。

◎アドミッション・ポリシー

> 成安造形大学は、建学の精神、校訓、及び基本理念（教育理念）に共感し、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成するために必要となる次のような学力や資質を備えた人を求める。
>
> （1）学力
> 高等学校等において「学力の 3 要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）が培われている。
>
> （2）実践力
> 専門分野をいかし、社会の中で実践する意欲がある。
>
> （3）創造力
> 自らの創造性（クリエイティビティ）を伸ばす意欲がある。
>
> （4）課題解決力
> 課題を解決する能力を伸ばす意欲がある。
>
> （5）協働力
> 課題をやり遂げるために、他の人々と協働する意欲がある。
>
> （6）主体的行動力
> 目的をもって主体的に行動する意欲がある。

アドミッション・ポリシーの周知徹底とそれに沿った学生の確保については、事務局の「企画部入学広報課」が中心に行っている。建学の精神、校訓、及び基本理念（教育理念）や学部・学科の組織、教育内容の特色などと併せて、受験生・高校生やその保護者、高等学校や美術予備校等の教員に対して、「令和 4（2022）年度成安造形大学大学案内・入学試験要項」、「令和 3（2021）年度成安造形大学 3 年次編入学・転入学入学試験要項」、本学ウェブサイトなどの広報的媒体や全国各地で実施されている進学説明会、高等学校や美術予備校への訪問において周知を図っている。

また、オープンキャンパスも周知する大きな機会としている。キャンパス公開だけではなく、各領域やコースの特徴を本学教職員が来場者に直接説明している。また学長が自ら本学のアドミッション・ポリシーの説明を伝える場も設けている。平成 26（2014）年度から実施している「SEIAN WATCHING」（簡易型のオープンキャンパス）では、受験生とその保護者が比較的少人数の参加であることからじっくり対面式でその周知する時間を設けている。

なお、令和 2（2020）年度はコロナ禍で対面でのイベント開催の実施、訪問などが減少したことからオンライン方式でも実施した。受験生と 1 時間程度オンラインで個別に面談するオンライン相談会、1 時間程度の生配信で本学のアドミッション・ポリシーを説明後、在学生 2 名がキャンパスライフを紹介するオンライン相談会などを実施した。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-1-1	令和元（2019）年度第 2～6 回質保証協議会議事録
資料 2-1-2	令和元（2019）年度第 27 回運営協議会議事録 （2021（令和 3）年度入試について）
資料 2-1-3	令和元（2019）年度第 25 回教授会教授会議事録 （アドミッション・ポリシーの変更について）
資料 2-1-4	令和 4（2022）年度成安造形大学大学案内・入学試験要項 （【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）
資料 2-1-5	令和 3（2021）年度成安造形大学 3 年次編入学・転入学入学試験要項
資料 2-1-6	三つのポリシー一覧（【資料 F-13】と同じ）
資料 2-1-7	大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）
資料 2-1-8	成安造形大学体験イベント 2021

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の受入れについては、「成安造形大学入学者選抜規程」と「成安造形大学入学委員会規程」に沿って実施している。

入試制度の検討は、「入学委員会」がアドミッション・ポリシーに沿った原案を策定し、最終的には「運営協議会」を経て、教授会で審議している。また「入学委員会」では毎年、入学者の試験毎の成績、取得単位数などのデータを分析し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れができているかを検証する機会を設けている。

また、資料請求者やイベント参加者などの管理と分析を外部業者へ委託しており、入

試結果を踏まえた分析結果が運営協議会と入学広報課に報告されている。

入試問題の作成とその管理については、学長が任命した作問担当教員（学内非公表）と一部の入学広報課の職員により厳重に行っている。

令和 2（2020）年度に実施した令和 3（2021）年度入試の概要は「2022 年度入学試験一覧」のとおりであるが、その特徴については以下のことがあげられる。

第 1 は、学力の 3 要素とアドミッション・ポリシーが、各入学試験の科目内容と整合性があるかを検証しつつ、個別選抜の具体化と多様性を構築している。調査書等による高等学校での活動評価を含め、大学入学共通テストの利用や実技評価、また高等学校で取り組んでいる制作物を評価する選抜制度を構築した。総合選抜型入試においては、知識・技能を単純に評価するのではなく、積極性、課題の理解度、制作過程での工夫などを評価のポイントとした。また、一部の入学試験では、試験課題（モチーフ）の公開や入学試験要項で合格者の実技作品を記載するなど評価の基準や資料を積極的に明示してきた。

第 2 は、高等学校の美術・デザイン教育の時間数や教諭人数が減少するなか、芸術・美術系大学の専攻分野はより多様化し細分化しており、受験時に数十の選択肢から専攻を選択させている大学も少なくはない。このような環境におかれた受験生が芸術・美術系大学に進学するにあたり、希望や適性を正しく十分に理解した上で、選考分野を選択することが難しいと判断し、本学では募集の最小単位を可能な限りまとめて、6 領域とし、受験に際してもその 6 領域からの選択で受験させている。

第 3 は、平成 22（2010）年度から実施している特待生所得制限型入試（旧給付奨学生入試）である。「成安造形大学給付奨学金規程」及び「成安造形大学特待生選抜奨学金規程」に基づき、経済的支援が必要な成績優秀者を特待生として選抜する入試である。高等学校での活動評価を作品面接で判定するもの、大学入学共通テストの利用、実技評価入試の成績に応じるものと多様な選抜方法で実施している。奨学金給付後の年間授業料は最小で 698,000 円としている。また、平成 27(2015)年度入試からは基礎造形力をはかる鉛筆デッサン試験の成績優秀者についても特待生として扱う「特待生選抜入試」も実施している。

入学試験の実施体制については、入試担当の副学長が入試執行を司る入学委員会の委員長となり、教員と職員の協力体制のもとに実施している。試験問題の最終点検については、入試担当の副学長、作問担当の座長、事務局で 3 度のチェックを行い、事務局で厳重に管理している。実技試験採点については、解答用紙回収後、受験番号や名前を伏せて、学長が任命した採点担当教員（学内非公表）が行い、公平性を担保している。

採点結果をもとに、学部長、入学委員長、企画部長、企画課長、入学広報課長で構成される入試判定会議での協議を経て、教授会で合否を審議するまで、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを図っている。

また、平成 30（2018）年に本学の教育理念「芸術による社会への貢献」のもと、芸術教育における研究や芸術教育支援を目的として「教育連携推進センター」を設置し、幼小中高等学校との連携授業や教員研修会等を実施している。授業指導や体験授業を受講してもらう機会をとおして、大学での学び方を理解し、芸術教育における研究を恒常的に深め、次世代に向けた芸術による教育の充実を目指している。令和元（2019）年度

はのべ 44 校の団体が参加し、2,029 名の高校生が受講したが、令和 2（2020）年度はコロナ禍の影響で、対面での体験機会が極端に減少したが、オンラインでの体験授業の実施や緊急事態宣言中の自宅でもできる「表現トレーニング講座」をオンラインで実施することで、本学のアドミッション・ポリシーをはじめ、教育研究に対する理解の向上を図っている。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-1-9　令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）
資料 2-1-10　成安造形大学入学委員会規程
資料 2-1-11　成安造形大学入学者選抜規程
資料 2-1-12　2022 年度（令和 4 年度）入学試験一覧
資料 2-1-13　成安造形大学給付奨学金規程
資料 2-1-14　成安造形大学特待生選抜奨学金規程
資料 2-1-15　令和 2（2021）年度成安造形大学入学委員会議事録（第 6 回「入学者の追跡調査について」）（第 8、9 回「2022 年度入試案について」）
資料 2-1-16　2021 年度入試：結果分析および 2020 年度接触者状況分析
資料 2-1-17　令和 2（2020）年教育連携プログラム一覧

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

新入生の確保については、表 2-1-1 に示したとおり、順調に推移しており、入学定員に沿った適切な学生の受入れ数が維持できている。また、志願者数においてもここ 3 年間は 700 名前後（対定員の 3.5 倍）と安定している。

表2-1-1　芸術学部の入学定員・志願者数・入学者数・入学定員充足率

学部学科	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
芸術学部芸術学科	入学定員	200	200	200	200	200
	志願者数	555	743	727	697	721
	入学者数	263	239	235	234	230
	入学定員充足率注1	1.32	1.20	1.18	1.17	1.15
	収容定員	820	820	820	820	820
	在籍者数	850	901	943	949	921
	収容定員充足率注1	1.04	1.10	1.15	1.16	1.12

注1）入学定員充足率・収容定員充足率は小数点以下第3位を切捨て
注2）令和3年度は入試改革のため志願者をエントリー者数に読み替えて掲載

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

ここ数年間は、経済支援型の入学試験が理解を得て志願者が増加したこと、留学生受験者の増加、経済の安定による芸術系全体の志願者増などを背景に、安定した学生の受入れができた。今後についてもアドミッション・ポリシーと学修状況や学生活動を大学

案内・ウェブサイトやオープンキャンパスなどの募集イベント、全国各地で開催される進学相談会で引き続き周知することを徹底していく。またオンライン活用を併用することで周知方法のハイブリット化を目指す。

また、新しいアドミッション・ポリシーと選抜方法との整合性についても従来の方法をさらに進めた取り組みを行う。入学委員会での検証だけではなく、細かなデータ検証や高等学校等の意見聴取などを実施し検証していく。そしてその結果を踏まえ、共通教育センターや教育連携センターが連携して多様化する入学生の特性に合わせた導入教育の改善・検討を進める。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制として、教務事項を扱う教務委員会、学生事項を扱う学生委員会において、常に教員と職員による協働体制が組まれ、学生実態を把握するとともに学生への学修と授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。いずれの委員会も職員が構成員として参画しており、情報共有したうえで課題を明確にし、検討をする体制も整備されている。入学時や新学期時には、教員と職員が協働でガイダンスを実施している。新入生については、各領域で教員が中心となって学びの流れや科目紹介などを説明している。職員からは、学修システムや履修登録の方法、サポート体制、大学生活などについて説明・紹介を行っている。

また、前・後期ガイダンス期間には教職員による履修相談体制を組んでいる。これは、次学期履修する科目の登録に関しての相談や意思決定の過程を支援する取り組みである。毎学期、全学生の成績修得状況を確認し、各領域の専門科目単位を修得できなかった学生や複数科目で単位修得ができていない学生に対して、教職員が学修上の悩みや学生の状況を把握して適切な履修計画を学生とともに考える機会としても活用している。

なお、令和 2（2020）年度についてはコロナ禍で遠隔授業を導入することとなったことから、これまで培った教職協働体制を深化させ、「クリエイティブサポート」において、遠隔授業における適切なツールの調査、教員への使用方法のレクチャー、学生の利用登録などを支援、また対面授業時における密を避けるための遠隔授業設備の構築や聚英ホールのコンピュータ室化、共通コンピュータ室の運用見直しを行うなど、教職協働で非常時の対応に取組み、いち早く教育活動の再開を実現した。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-2-1　成安造形大学教務委員会規程

資料 2-2-2　成安造形大学学生委員会規程
資料 2-2-3　令和 3（2021）年度新年度ガイダンス日程

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(a)TA 等の活用

教育活動支援の TA の活用として、本学では文部科学省が定義する TA(Teaching Assistant)は、大学院を設置していないため配置していない。ただし、学生の専門分野に必要な知識・技術面の支援と教員の教育研究活動の支援を中心に日常的な教育補助業務、大学行事、予算管理、授業準備、領域運営、機材・備品などを含む施設管理の補助を担う助手を各領域及び「共通教育センター」に配置している。これは、学生に対し、知識・技術面の支援に加えて、学修上の相談や教員の授業運営上の支援など、学生への教育活動上重要な役割を担っている。また、その専門性に鑑み、助手の補助的業務を担う領域アシスタントを配置している。各領域に配置している助手、アシスタントは表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1　各領域助手・アシスタント数

	助手	アシスタント
総合領域	1	2
イラストレーション領域	2	2
美術領域	2	1
情報デザイン領域	2	2
空間デザイン領域	1	2
地域実践領域	1	1
共通教育センター	1	5
計	10	15

(b)留学生支援センター

増加傾向にある外国人留学生の学修や生活支援の充実を図るため、令和元（2019）年度より、「学生支援部教学課」内に「留学生支援センター」を設置し、語学が堪能な職員を専属で 1 名配置、外国人留学生の在留資格の確認から学修生活やメンタルケアなどのサポートを行っている。また、同センターに加えて外国人留学生担当として教員 2 名を任命し、常に同センターと連携を図りながら、外国人留学生の支援に当たっている。

(c)障がいのある学生への支援

障がいのある学生を全学的に支援するため「成安造形大学障がい学生支援委員会規程」を制定し、学部長を委員長として、学生委員長と学長が指名する教育職員、各部課長で構成する「障がい学生支援委員会」を設置し、障がいのある学生への修学、学生生活における合理的配慮等の支援策を検討している。「入学広報課」「教学課」「キャリアサポートセンター事務課」「総務課」の管理職が参画し、具体的な事例などを踏まえ、入学から卒業までの間を一貫してサポートできる体制を整備している。学生に対しては、リーフレットを作成し周知するとともに、配慮を希望する学生については、個別相談を設け必

要な支援策をヒアリングし、合理的配慮に基づき支援策を講じている。また、全学的な支援を行うために、SD の一環として、本務の教職員を対象に「障がい学生支援に関する研修会」を企画・運営している。直近 3 年間の研修内容は表 2-2-2 のとおりである。

表 2-2-2　研究会の開催とその内容

開催日	テーマ	参加人数	参加率
令和 3（2021）年 3 月	障害者差別解消法の禁止する差別の基礎理解と事例問題	84 人	100%
令和 2（2020）年 3 月 2 日	私の「困りごと」と「対処方法」 ～本学における学生支援の現状と合理的配慮の考え方～	中止	中止
令和元（2019）年 3 月 4 日	芸術大学における学生支援・学生相談のあり方について学び、本学のあり方を考える	72 人	82.7%

※令和 3（2021）年 3 月は月間でオンデマンド配信

(d)学生カンファレンス

教職員同士で障害のある学生や様々な悩みを抱えた学生への対応に関する事例や課題などを共有し、対処方法を検討する機会として、教職員対象の学生カンファレンスを定期的に開催している。なお、令和 2（2020）年度については、コロナ禍の影響で開催を見送った。

(e)オフィスアワー

学生からの授業等に関する質問や相談等に応じるため、すべての専任教員が毎週 1 コマのオフィスアワーを設定し対応している。専任教員の場合は曜日、時間帯・メールアドレス、非常勤講師の場合は相談方法、相談可能時間、メールアドレスを「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」に明記し、全学生に配付し周知している。

(f)休学者や中途退学者、留年者への対応

休学や中途退学などの学籍異動を願い出る学生に対しては、十分な面談指導の時間を各領域の教員や「教学課」職員が持つことを義務付けており、安易に休学や退学をしないよう指導している。本学では、学生の修学状況を把握する為に、各学期授業開始後、3 回連続して授業欠席している学生について授業担当教員から「教学課」に報告することとしている。報告のあった学生に対しては、「教学課」職員が学生に連絡を取り状況把握に努めるとともに、必要に応じて面談を行っている。面談では、授業を欠席する要因を探り、学修環境を整えていく支援方法について、相談に応じている。また、ここ最近はメンタル不調による退学者が増加してきていることから、保健師をカウンターに配置し、メンタル面で支援が必要な学生や障がいのある学生などの対応を行っている。なお、本学では、学生支援業務の専門性を高めるため、スチューデントコンサルタントの資格取得を推奨しており、現在、3 人が有資格者として学生支援業務にあたっている。留年者と復学者については、新学期が始まる前のガイダンスにおいて、個別履修相談日を設定し、教員と学生が単位修得状況の確認や今後の履修のすすめ方など、個々の学生の学

びの流れを保証できるように個別面談を充実させている。

また、健康（メンタル）面での不安を抱える学生については、保健センター、学生相談室との連携を図っている。これら状況については、学事システム「スチューデントパーソナルプログラム」で学生の欠席状況、相談状況などを情報共有し、教員と支援状況を確認できる体制をとっている。

なお、経済的理由や健康面での問題により、やむを得ない事情で退学をする学生に関しては、「成安造形大学再入学規程」を制定し、再入学できる制度を設けている。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-2-4　令和 2（2020）年度新年度ガイダンス日程
資料 2-2-5　成安造形大学障がい学生支援委員会規程
資料 2-2-6　障がい学生支援に関する研修会資料
資料 2-2-7　学生カンファレンス案内
資料 2-2-8　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 2-2-9　障がい学生支援リーフレット
資料 2-2-10　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（p.5）（【資料 F-12】と同じ）
資料 2-2-11　成安造形大学再入学規程

(3) 2－2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制については、これまで学生個々に合った個別指導を徹底しており、高等学校や塾の関係者から入学前に相談等を受けるなど一定の評価を得ており、休退学者の割合も改善しているが、更なる個別支援体制の整備等を検討する。また、増加傾向にある外国人留学生や障がいなどにより支援が必要な学生に対して、「留学生支援センター」や「障がい学生支援委員会」等で支援内容や支援体制を検討の上、より一層の充実を図る。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

(2) 2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(a) キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターでは、キャリアサポートセンター長とその職員とで組織し、また、各領域・各コースでは全教員がキャリアサポートセンターと連携し指導にあたっている。

キャリアサポートセンターは、学生のキャリア形成のための施策を企画・立案し、実施している。事務局では担当職員を 4 人配置し、うち 1 人はキャリアカウンセラーの有

資格者である。キャリアサポートセンターの支援内容としては、就職（進学）活動についての相談や質問への対応、エントリーシート、履歴書、ポートフォリオの添削や模擬面接などの指導、各種資料の閲覧・貸出、先輩のポートフォリオの閲覧、キャリアデザイン科目の授業運営、就活サポート講座運営などを行っている。日常的に学生の顔が見え、声をかけやすいように、学生支援部教学課のすぐ横にキャリアサポートセンターを配置し、コンパクトにレイアウトしている。

令和 2 (2020)年度は、中長期経営計画の 1st ステージ 2 年目であり、「就職に強い芸大人生を意識したキャリア形成」の考え方のもと、「就職率（対就職希望者就職率）90%程度の維持と認知度向上」を目標としていたが、コロナ禍で新卒採用を取り巻く環境が激変したため、これまでの支援に加え、新たな就活サポート強化策を企画し実施した。令和 2 (2020)年度の就職率については、表 2-3-1 のとおり 85.0%で前年の 91.2%を下回った。

表 2-3-1　過去 3 年間の就職の状況

卒業年度	卒業者数	就職		
		希望者数	就職者数	就職率
令和 2（2020）年度	234	173	147	85.0%
令和元（2019）年度	194	157	145	92.4%
平成 30（2018）年度	154	127	116	91.3%
3 年間平均	194	152	136	89.3%

（b）個別対応がキャリア支援の中核

キャリア支援の中核に個別対応を位置づけ、学生一人ひとりの個性や適性に合わせて支援することに主眼をおいている。

「進路希望調査カード」を 3 年生の 4 月に提出を求め、これを各学生の基礎資料として 3 年生の 4 月と 9 月、4 年生の 3 月と 9 月に個人面談を行っている。面談内容については学事システム「スチューデントパーソナルプログラム」に入力し、担当職員が学生個々の情報を共有し、キャリア支援に活用している。また、4 年生の進路状況についてゼミ担当教員と 6 月と 11 月にミーティングを行い、学生個々の情報を教職員で共有している。このように 3 年生から卒業までの期間については、スクール形式のガイダンス等だけでなく、個別対応を必要に応じて繰り返し、教職協働・連携により精度の高いキャリア支援を行っている。令和 2（2020）年度は、コロナ禍で「進路希望調査カード」の提出時のショート面談ができず 8 月上旬まで期間を延長したが､74 名の面談にとどまった。なお、入講禁止期間は、Zoom を利用したウェブ面談での個別対応を行った。

（c）キャリアデザイン科目

1 年生から 3 年生までに、正課科目として「キャリアデザイン科目」を開講し、就職ガイダンスもその中で実施している。

「キャリアデザイン概論 1・2」は 1 年次に学部受講指定科目として全員が履修し、同

科目以外は全て選択科目としているが、時間割上、他科目とほぼ重複しないように開講している。また、1 年生から 3 年生まで連続して「キャリアデザイン科目」を履修することで、学生のキャリア形成の意識向上を図っている。令和 2（2020）年度はコロナ禍で、ほぼオンデマンド授業となったが、「就業力育成演習 D」の面接トレーニングについては、オンラインで実施し実践的な内容で行った。

表2-3-2　キャリアデザイン科目の状況

科目名	配当年次	概要	受講人数	各学年における履修率
キャリアデザイン概論1	1年　前期	大学生活における目標を明確にし、進路に向けての意識や姿勢をつくる	234	100.0%
キャリアデザイン概論2	1年　後期	大学生活の1年間を振り返り、2年次以降における目標を明確にする	230	99.1%
就業力育成論1	2年　後期	就業力向上につながる、自己表現についてスキルや知識を学ぶ	117	52.2%
就業力育成論2	2年　後期	進路・就職に向けての活動の仕方や先輩の事例を学ぶ	154	68.8%
就業力育成演習A	2年　前期	就業そして社会で求められる、自分を売り込む力と創造的思考力を実践の中で養う	101	45.1%
就業力育成演習B	2年　後期	社会人と学生の違いを理解し、将来の就職に向けて企業の見方を身につける	66	29.5%
就業力育成論3	3年　前期	就業に向けて、能動的に自らの学びを発信する	92	42.0%
就業力育成論4	3年　後期	就業に向けて、基礎的なスキルや知識を身につける	159	72.6%
就業力育成演習C	3年　前期	間近に迫った就職活動のために実践的な知識を共同作業を通して身につける	72	32.9%
就業力育成演習D	3年　後期	間近に迫った就職活動のために実践的なスキルと知識を身につける	132	60.3%
インターンシップA	1年～3年　不定期集中	職場体験から学ぶ（事前学習、実習、事後学習）	39	－
インターンシップB	1年～2年次にAを履修した2年～3年生　不定期集中		1	－
ポートフォリオ演習α	2年　不定期集中	就職のためのポートフォリオ作成講座＜初級レベル＞	45	－
ポートフォリオ演習β	3年以上　不定期集中		20	－

（d）ポートフォリオ演習

企業のデザイナーなどクリエイティブな仕事に就きたい学生は、学生個々の制作活動を記録し、まとめたポートフォリオが就職活動において必須のものとなる。そのため、就職のためのポートフォリオ作成講座を「ポートフォリオ演習」として開講している。この科目も正課のキャリアデザイン科目である。令和 2（2020）年度はコロナ禍で、オンラインでの講義と制作指導を基本とし、自宅での受講も可能とした。最終日のポートフォリオプレゼンテーションのみ、感染防止対策を施し対面で行った。

（e）インターンシップ

インターンシップは在学中に実社会で実務体験を行うことで、学生の希薄な社会意識や主体性の欠如に対する意識改革を促し、加えて今後の学修意欲へとつながる相乗効果を見込んでいる。また学生が将来の自分のキャリアをイメージすることの支援プログラムとして位置付け、学生に推奨している。科目名は「インターンシップ A・B」と称し正課の「キャリアデザイン科目」として、事前・事後学習を含めて単位化している。受講学生は、社会意識や主体性が高くなり、自分自身の適性が自覚でき、キャリア形成の観点で効果があがっている。

インターンシップは、本学が独自に企業等と契約をしたプログラムと公益財団法人大学コンソーシアム京都が設定しているプログラムの 2 種を学生に提供している。令和 2（2020）年度はコロナ禍で、大学コンソーシアム京都主催のインターンシップは中止となったが、本学が主催する独自のインターンシップは受入れ可能な企業が 20 社あったことから 38 名が参加した。

表2-3-3　過去3年間のインターンシップの状況

実施年度	大学主催		大学コンソーシアム京都主催		COC+中期インターンシップ主催	
	受入企業数	参加人数	受入企業数	参加人数	受入企業数	参加人数
令和２年度	20	38	中止			
令和元年度	17	32	3	3	2	2
平成30年度	13	23	3	3	0	0
3年間平均	17	31	3	3	1	1

・ＣＯＣ+主催のインターンシップは令和元年度まで開催

・令和２年度大学コンソーシアム京都主催のインターンシップはコロナ禍の為、中止

（f）就活サポート講座

正課科目の「キャリアデザイン科目」とは別に、3 年生を対象に正課外で「就活サポート講座」を実施し、学生へのキャリア支援を行っている。この講座は、当該年度の就職・採用状況や学生の動向やニーズを考慮しながら、キャリアサポートセンター担当職員が企画・運営し、就職意識を高め、積極的に活動することを意識づけるものである。

令和 2(2020)年度は、コロナ禍で対面とオンデマンドを併用し、全 36 のプログラムを実施し、のべ 3,258 名が参加した。

（g）卒業生のキャリアに関するアンケート

キャリア支援の企画の充実を図るために平成 21(2009)年 3 月卒業から平成 26(2014)年 3 月卒業の卒業生 1,007 名を対象に、キャリアに関するアンケートを実施した。79 名から回答を得て大学ウェブサイトで公開をした。

以上のことから、本学では個別対応をキャリア支援の中核に位置づけながら、教育課程の「キャリアデザイン科目」をはじめ、「就活サポート講座」等を通じて、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制を整備していると判断している。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-3-1　2020 年度（令和２年度）コロナ禍における 4 年生に向けた就活サポート強化策

資料 2-3-2　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）

資料 2-3-3　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）

資料 2-3-4　キャリアサポートセンター開室状況

資料 2-3-5　2020 年度来談者数
資料 2-3-6　進路希望調査カード
資料 2-3-7　2020 年度（令和 2 年度）インターンシップ参加者一覧
資料 2-3-8　2020 年度就活サポート講座等実績
資料 2-3-9　2009 年 3 月卒～2014 年 3 月の卒業生キャリアに関するアンケート結果

(3) 2－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア教育プログラムにより、学生の進路に対する関心は確実に高まり、一定の成果を得られている。今後は学生の多様化に伴い進路に関心の高い層と低い層の二極化が考えられるため、就職率向上はもちろんのこと、学生一人ひとりが社会的自立を目指し、キャリア形成に取組む姿勢づくりを一層支援していく。そのため、キャリアサポートセンターが中心となって学内におけるキャリアサポート体制を強化していく。またコロナ禍における企業の採用活動の変化に対応すべく情報収集を図り、学生へのキャリア支援に活かす。具体的には、第 1 に教職協働体制の強化を図るために、効果的・効率的な情報共有とキャリアサポート担当教員との連携を推進する。第 2 に学生の就活に対する知識とスキルアップ支援の充実を図るため、「キャリアデザイン科目」と就職ガイダンス、「就活セミナー」、「就活サポート講座」の連携と最適化を図りつつ、コロナ禍 2 年目の採用活動の変化への迅速な対応を行う。第 3 に学生情報の把握、個人別プログラムの構築とアプローチ方法を検討し、個別対応のさらなる強化を図る。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

(1) 2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2) 2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(a) 学生サービス、厚生補導のための組織、機能

学生生活安定のための支援組織として、「学生支援部教学課」を設置、その課内に「学生相談室」、「保健センター」、「留学生支援センター」を設置し、それぞれが連携をとりながら学生サービス向上に努めている。平成 27(2015)年度からは、従来の「教学委員会」を「教務委員会」と「学生委員会」に組織分離し、学生対応の向上に取り組んでいる。「教務委員会」は「成安造形大学教務委員会規程」において、教育課程、授業計画など教務に関する全学的な重要事項を審議する組織であり、「教務委員長」、学長が指名した委員、「教学課課長」を構成員としている。「学生委員会」は「成安造形大学学生委員会規程」において、生活支援、健康管理、奨学金など学生への支援や生活指導に関する全学的に重要事項を審議する組織であり、「学生委員長」、学長が指名した委員、「教学課課長」を構成員としている。

「教学課」は教育課程の編成、授業計画、学籍異動、成績処理、各種証明書、生活指

導、福利厚生、課外活動支援、奨学金手続などの教務関係や学生支援に関する業務を幅広く行っている。

(b) 健康相談、心的支援

学生の日常的な健康管理については、「学生支援部教学課」の職員と資格を有した保健師 1 人が保健センターで対応し、異常な兆候があれば関係医療機関を紹介して受診を勧め、その結果を必ず報告させ状況を把握するとともに、必要に応じて保護者に連絡し、今後の対応について協議を行っている。また、毎年 3 月（新入生は 4 月）に定期健康診断を実施し、その診断結果をもとに個人指導を含め、適切に対応をしている。健康診断の受診状況は表 2-4-1 のとおりである。

表 2-4-1　健康診断受診状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象学生数	904 人	950 人	953 人	925 人
受診者数	847 人	877 人	828 人	845 人
受診率	93.7%	92.3%	86.9%	91.4%

メンタルケアやカウンセリングについては、「学生相談室」を設置し、1 人の専任教員、3 人の非常勤相談員（カウンセラー）が週 5 日の予約制で相談に応じている。令和 2(2020) 年度の「学生相談室」の利用回数別、主訴別は表 2-4-2 のとおりである。

学生相談室は、多様な学生が入学している状況から、非常勤相談員も含め 4 人体制で運営している。また、「学生相談室」の近くに、『学生が一人になりたいとき』や『ちょっと疲れたとき』に、いつでも自由に使える場所として「フリールーム」を設置している。令和 2 年(2020)年度は、前年度に比べ、コロナ禍の影響で大幅に減少し、延べ 277 人（前年度 835 人）の学生が利用した。

表 2-4-2　令和２（2020）年度 学生相談室の利用回数別、主訴別
【来談学生 48 名、延べ総面接回数 560 回】

利用回数別人数	0～1 回	2～5 回	6～10 回	11～20 回	21 回以上		
	11	11	7	6	13		
主訴別分類	修学	進路	友人	家族	性格	症状	その他
	19	1	4	4	10	9	0

(c) 経済的支援

学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援を行っているとともに、本学独自の奨学金制度として「成安造形大学学内奨学金（貸与）」、「成安造形大学同窓会奨学基金（貸与）」、「成安造形大学給付奨学生（給付）」を設け、経済的な理由で学業を断念することがないよう経済的支援を行っている。その他にも急病などの不測の事態により当座の出費に窮した場合に貸し付ける「短期貸付金制度」や、やむを得ない事由で学費の支払いが困難になった場合の措置として、「学費延納・分納」制度も設けている。本学独自の各種奨学金貸与者数は、エビデンス集（データ編）表 2-7

のとおり。

また、大学に隣接している本学学生専用アパートメント「YOHAKU」は、オーナーの協力のもと、本学の教員が学生の意見を取り入れながらデザインし、外構やオブジェについては学生自らが制作に携わり、平成 28（2016）年～平成 30（2018）年の間に 3 棟 88 戸を完成させた。大学が全戸を一括借り上げし、遠方から入学する学生の住居として提供している。入居時は初期費用不要かつ、大学が家賃の一部を補助（1 部屋一カ月あたり 8,000 円）する制度を設けている。

（d）課外活動支援

学生の課外活動の支援については、主に「学生支援部教学課」の職員が、学生全員が会員となっている「学生会」に対し助言・指導している。学生会は、学生生活の充実、学生同士の交流促進のため新入生歓迎会や夏祭り「成安音頭」、大学祭「響心祭」、クリスマスパーティーなどの各種イベントを実施している。また、学生会は学生のクラブ・サークル活動の支援を行っている。令和 3(2021)年 3 月現在、22 団体あり、教職員が顧問となり活動をサポートしている。

また、学生の修学意欲の向上を促すため「成安造形大学学生表彰規程」を設け、学修成果が社会で認められた者に対し表彰を行い、効果をあげている。令和 2(2020)年度は 2 人の学生を優秀賞、1 人の学生を奨励賞として選出し、表彰している。

一方、「学生支援部」だけでなく、「総務部研究・連携支援課」においても課外活動を支援する仕組みを整えている。令和 3(2021)年度から、学生から枠にとらわれない独創性豊かな研究・制作プロジェクトを「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別研究助成)」として募集、研究・制作資金の助成支援を行うとともに、相談や指導をはじめ、各種外部団体やスポンサー企業とのマッチングなどの制作支援をスタートした。また、学生が自主的、主体的に地域の人々と交流し、地域に貢献するプロジェクトを本学が「セイアン近江楽座」として認定し、その活動を支援している。平成 28(2016)年度の 1 プロジェクト（学生 17 人）から始まり、地域活動に対する意識や意欲が高まってきた結果、平成 30（2018）年度は 4 プロジェクト（学生 79 人)、令和元(2019)年度は 3 プロジェクト(学生 58 人)のプログラムとなった。

その他、本学学生の保護者の組織である「成安造形大学教育後援会」では「グループ展支援」として、学生がグループ展を開催する場合に経費の一部を補助している。

（e）学生生活支援

学生の通学について、利便性向上及び安全面を考慮し、最寄り駅である「JR 湖西線 おごと温泉駅」から大学までスクールバスを運行している。このスクールバスは授業期間中だけでなく、授業期間外も制作をする学生のために、年間約 240 日の運行をしている。また、遅くまで残って制作する学生のため、平日の最終便は大学発 21 時 59 分である。

外国人留学生の対応については、「教学課」内に「留学生支援センター」を設置し、語学が堪能な専任職員が面談を毎月実施するなど学生指導を行っている。毎年 4 月には外国人留学生を集め、「成安造形大学留学生ハンドブック」を配付し、留学生支援、奨学金制度、生活情報や日本で生活していく上でのルールなどについて説明を行っている。

ハラスメントの対応については、「学校法人京都成安学園ハラスメント等防止規程」に基づき、9 人の教職員で構成する「ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、本学ウェブサイトや「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」で各種ハラスメントの事例を挙げたうえで、注意喚起を促している。なお、教職員の中から 7 人のハラスメント相談員を任命し、「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」で相談員の連絡先を公表し、いつでも相談できる体制を整備している。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-4-1　日本学生支援機構奨学生数
資料 2-4-2　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 2-4-3　成安造形大学学内奨学金貸与規程
資料 2-4-4　成安造形大学同窓会奨学基金貸与規程
資料 2-4-5　成安造形大学給付奨学金規程（【資料 2-1-13】と同じ）
資料 2-4-6　成安造形大学短期貸付金制度に関する規程
資料 2-4-7　令和 3 年度成安造形大学役職者・機関会議・担当者等一覧
資料 2-4-8　学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程
資料 2-4-9　成安造形大学学生表彰規程
資料 2-4-10　成安造形大学留学生ハンドブック
資料 2-4-11　「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別助成金）」
資料 2-4-12　令和 3 年度成安造形大学「セイアン近江楽座」

(3) 2−4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活をより充実したものとするため、学生が主体的に活動できる環境について、「教学課」が主体となって検討をし、必要に応じて「学生委員会」で協議しながら、学生のニーズに合致した適切な支援や改善策について優先順位をつけながら行っていく。

学生生活全般に関する学生の意見・要望については、「学生実態・満足度調査」により汲み上げた意見に対し引き続き改善に向けた取り組みを検討していく。ただし、学生個々のニーズや要望に関しては十分に把握していくことが難しいため、2 年周期で実施している「学生実態・満足度調査」を毎年実施し、結果を分析・検証してより多くの学生の個々の意見・要望に応える取り組みを行っていく。

学生の経済的支援については経済的に修学困難な学生が毎年増加する傾向にあるため、学内奨学金の予算枠の増額など、現在ある奨学金制度のより一層の充実と新たな奨学金制度の構築について検討していく。留学生支援については、外国留学生向けの日本語授業の充実や日本人学生によるサポート体制の充実を図っていくなど、全学的な支援体制の強化を図っていく。

また、課外活動については、さらに芸大生の特性をいかした活動を推進できるように改善を重ね、継続していく。

2－5. 学修環境の整備
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(a) 校地・校舎

本学キャンパスは琵琶湖と比叡山に囲まれた緑豊かで自然に恵まれた地に設置されている。校地・校舎の現況は表 2-5-1 のとおりであり、大学設置基準上必要とされている校地・校舎面積を十分に満たしている。

表 2-5-1 校地・校舎の面積　　単位：㎡

区分	収容定員	校地			校舎		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
成安造形大学	820 名	8,200	55,354	47,154	8,090	20,668	12,578

注１．基準校地面積【大学設置基準第 37 条】

収容定員 820×10 ㎡＝8,200 ㎡

注２．基準校舎面積【大学設置基準第 37 条の 2】

収容定員 820-800）×3,140÷400＋7933＝8,090 ㎡

(b) 実習室・講義室など

芸術大学における実習環境は、教育効果に大きく影響するため、実習施設は計 10 棟を整備し、領域及び学年ごとに実習室を設けている。原則、学生が課題や自主制作などを行えるように机・椅子もしくは制作スペースを学生一人ひとりに提供しており、制作だけでなくキャンパスライフを有意義に過ごすための拠り所となっている。また、領域によっては、その専門性や人数を考慮の上、独自のコンピュータルームを設置し、学修の利便性を図っている。前記以外にも、ユーティリティに利用できる多目的室を 2 室、プレゼンルームを 1 室、共通演習室を 1 室、デッサン室を 3 室設けている。

講義室は、科目の受講者数に対応できるように、250 名程度が収容できるホールを 1 室、100 名から 150 名程度収容できる中講義室を 3 教室、40 名程度収容できる小講義室を 6 教室設けている。講義室は全て、机と椅子が可動式で、大画面のモニターを完備し、アクティブラーニングに対応できるようになっている。なお、中講義室 1 室と小講義室全室の側壁は､アクティブラーニングが促進されるよう展示ボードを設置している。また、学生が自主制作や課外活動などで有効に活用できるように、授業時間以外は届出のみで自由に使用できる。

（c）食堂・購買

食堂、購買部を設置し、学生の生活面での支援を行っている。食堂は、約 200 人が同時に食事を楽しむスペースを確保している。営業時間は、午前 10 時から午後 7 時（土曜日は午後 3 時まで）までで、授業終了後も利用することができる。購買部では、制作に必要な教材・教具などが市価より安く購入できるとともに、軽食も販売している。

また、本学グランド南側にある「結」は、平成 16(2004)年に建築から内装まで本学の学生が主体となって、セルフビルド（自力建設）で完成させた施設であり、地元で有名なオーガニックのパン工房がテナントで営業し、広く一般にも開放しており、学生や教職員、地域の方たちの憩いの場となっている。また、地元の関係団体である「仰木地区活性化委員会」が地元農産物を素材にした手作り弁当を販売、地元のクレープ店がスイーツを月 2 回程度販売している。

なお、現在はコロナ禍で、営業時間・営業内容を変更している。

（d）体育施設など

成安体育館を設置し、授業時以外は午前 9 時から午後 10 時まで使用が可能であり、体育の授業やクラブ・サークル活動以外にも、学生が大きな作品を制作する際の作業スペースとしても活用されている。

食堂に併設する形で学生ホールを設置している。シンクや壁面スクリーンを完備しており、自由に飲食やミーティング、大学行事や領域懇親会、各種親睦会などに利用されている。

その他、屋外施設として、グランドやイベント広場があり、学生が憩いの場として、また課題のモチーフとして、自由に活用している。

また、地域にも積極的に開放しており、キャンパス内は自由に散策でき、食堂なども自由に利用ができるとともに、体育館やグランドなどは、地元のスポーツ少年団、講義室はそろばん教室などの活動場所として提供している。

（e）施設・設備の安全性

建物の耐震性については、全ての建物が現在の耐震基準に適合しており問題はない。

火災・地震を想定した避難訓練は、年 1 回、消防署の協力を得て教職員、学生や関係者を対象として実施している。また、「成安造形大学自衛消防隊」を設置し、学長を自衛消防隊長として通報連絡班、避難誘導班、消火班等を組織し、非常時に即時対応できる体制を整えている。

（f）情報インフラなど

本学では、光ファイバー幹線を平成 9（1997）年頃から敷設し始め、無線 LAN などの学内の情報ネットワーク網を順次整備してきたが、幹線や各種機器の経年劣化に伴い令和 2 年（2020）度に大規模な情報ネットワークの再整備に着手し、大幅な利便性の向上を図った。各棟間に光ファイバーケーブルを新たに引き直し、各棟内の LAN ケーブルも将来的な高速通信に耐えうる規格のものに交換した。また、講義室や実習室などほとんどの部屋に無線アクセスポイントを設置し、Wi-Fi 環境の充実を図った。これによ

り、学内 LAN はもちろん、学生教職員に提供しているフリーWi-Fi も、ストレスなく利用できるようになった。

なお、令和 2 年（2020）度はコロナ禍でオンライン授業や自宅学習が増加したため、学生への学修サポートとして、自宅にパソコン環境がない学生に対して Windows ノートパソコンの貸与を行った。およそ 70 名の学生から申請があり貸与している。また、令和 3（2021）年度からコロナ禍を踏まえた遠隔授業への対応や学修支援環境の整備を目的として、新入生全員を対象とするノートパソコン（MacBookAir）の 4 年間無償貸与制度を開始した。

【エビデンス集　資料編】
資料 2-5-1　　自衛消防隊組織図
資料 2-5-2　　PC 貸与ガイダンス資料
資料 2-5-3　　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 2-5-4　　ネットワーク改修工事完成図書

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

(a) クリエイティブサポート

「クリエイティブサポート」は、学生・教職員の制作や研究から課外活動まで、機材・施設・技術面から支援するシステムであり、「情報メディアセンター」、「ファブリケーションコモンズ」、「造形ラボ」、「鉄工ラボ」、「版画ラボ」を 5 つの軸として設置し、多様なニーズに応えられるよう、専門スタッフが常駐し、制作へのアドバイスや技術的な質問、様々なトラブルへの対応を行っている。

なお、「クリエイティブサポート」の各施設では、学生の課外活動や日常生活における支援としての施設や機器の利用を認めている。例えば、クラブ・サークル活動における制作や、個展・グループ展などにおいても、施設での制作活動が行え、機材等の貸出や技術的なレファレンスも行っている。

また、本学では、Microsoft Office365 と Adobe CreativeCloud を全学生に無償で利用できるよう提供している。これらソフトウエアの無償提供は学生の学修上、必要なツールとなっており、重要な役割を担っている。

「情報メディアセンター」は、コンピュータやカメラなどの情報機器を使用して行われる授業をはじめ、学生・教職員の制作や研究、課外活動までを、機材・施設・技術面から支援をしている。機材貸出や施設使用の手続などの窓口業務のほか、それらの日常的なメンテナンスも行っている。なお、学生に無償で提供している Microsoft Office365 と Adobe CreativeCloud の管理とサポートも「情報メディアセンター」が行っている。また、写真・映像などの各分野に詳しい専門スタッフを配置し、技術的な質問や機材のトラブルなどにも対応している。こうして、学内の機材・施設の管理を一元化することから、それらを効率的に活用できるよう環境を整備し、その一方で蓄積したノウハウを学内の様々な研究・発表活動のサポートにも活かしている。なお、「情報メディアセンター」独自の活動として、メディアやアートを軸にした多様な講演会、ワークショップな

どの企画も行っている。

また、施設の利用や機器の使用に関してライセンス制度を導入しており、「情報メディアセンター」が各コースの機材・施設を集中管理し、ライセンス制度に基づいた貸出を行うことにより、他コースの所有であってもライセンスを取得すれば自分の制作に必要な機材・施設を使用することができる。ライセンスは次の 2 つに大別される。

① 全学共通の F ライセンス

F ライセンスには、「機材 F ライセンス」「大型出力 F ライセンス」「写真スタジオ F ライセンス」「映像スタジオ F ライセンス」「プロフォト F ライセンス」があり、いずれも講習会を受講することで取得できる。特に「機材 F ライセンス」については、新入生ガイダンス期間中に新入生全員に対して一斉に講習会を行うため、この時点から写真・映像・音響関連の主だった機材は貸出利用できるようになる。

② コース固有の各種専門ライセンス

コース固有の各種専門ライセンスは、各専門コースが個別に所有し、「情報メディアセンター」に管理が委託されている機材・施設を使うためのライセンスであり、A・B・C のランクがあり、所定の授業を受けることで段階を追って取得することができる。

なお、「情報メディアセンター」が管理する施設の中で、学生が自由に使える施設として表 2-5-2 がある。

表 2-5-2　自由に使える施設と機材　　　　　　　　単位：台

施設名	設置機材	数量
共通コンピュータ室1	Macintoshコンピュータ	32
	A4スキャナ	16
	A3スキャナ	1
	モノクロレーザープリンタ	2
	カラーレーザー複合機	1
共通コンピュータ室2	Windowsコンピュータ	30
	A4スキャナ	9
	A3スキャナ	1
	モノクロレーザープリンタ	2
	カラーレーザー複合機	1
共通コンピュータ室3	Macintoshコンピュータ	32
	A4スキャナ	16
	A3スキャナ	1
	モノクロレーザープリンタ	2
	カラーレーザー複合機	1

「ファブリケーションコモンズ」は、3D プリンターやレーザー加工機、デジタル刺しゅうミシンといったデジタル工作機器を完備し、初めてデジタル工作機器に触れる学生でも作業できるよう、専門スタッフによる加工データ制作のアドバイスや、機器の使

い方講習などのサポートを行っている。また、立体作品の制作だけでなく、プロトタイプ開発や雑貨づくりなど幅広い目的で様々な分野の学生、教員に利用されている。

STEAM 教育の台頭により初等から中等教育においても 3D プリンター導入やプログラミング授業が実施され、また市民に開かれた工房が全国各地に開設される等、デジタルファブリケーションによるモノづくりの一般化が進みつつある。さらにデジタルファブリケーションが浸透した社会においては、STEAM 教育における『Art』の面から芸術系大学が重要な役割を果たすことになり、本施設は学生の未来的思考によるモノづくりを見据えた、新たな研究・制作活動の場として機能している。

「造形ラボ」は、木工・樹脂・塗装の作業を行うための施設であり、常駐する技術スタッフの指導と安全管理の下、学生のものづくりサポートを行っており、学生が課題制作や自主制作に積極的に活用している。

「鉄工ラボ」は、金属加工に特化した実習施設であり、彫刻作品やオブジェの制作はもちろんのこと、家具や照明器具、ロートアイアン、工芸雑貨の制作など利用目的は様々であり、安全管理から授業のサポート、個別の指導まで、総合的な技術サポートを行っている。

「版画ラボ」は、版画教育、印刷実習の場として活用されている施設であり、木版画、銅版画、リトグラフ、シルクスクリーンといった 4 版種の研究とともに、印刷メディアに関する研究施設としての役割を担っている。

それぞれのラボの利用は、各ラボスタッフの監督の下であれば、所属領域や学年を問わず誰でも使用することができる。さらに、「造形ラボ」と「版画ラボ」については、それぞれのラボが発行するライセンスを取得することで、スタッフ不在の時間帯でも利用することが可能になる。また、これらの 3 つのラボは、本学学生の利用だけでなく、高大連携授業・教員免許状更新講習の場としても活用されている。

「クリエイティブサポート」施設の開館時間は表 2-5-3 のとおりである。

表 2-5-3　「クリエイティブサポート」施設の開館時間

施設名称	開館時間	
造形ラボ	月～金曜日	12:00～19:00
鉄工ラボ		12:00～19:00
版画ラボ		12:00～19:00
情報メディアセンター		11:30～19:30
ファブリケーションコモンズ	火～木曜日	11:30～19:30

※休館日：土曜・日曜・祝日、大学の定める日、長期休暇中の一定期間

※通常授業のある祝日は、原則として開館する

(b) 附属図書館

附属図書館は、学生の制作や学習補助のため、一般図書に加え、美術、イラストレーション、空間デザイン、情報デザイン、地域学関連の図書や雑誌、視聴覚資料などを所蔵しており、閲覧室にある資料は自由に手に取ってみることができる。所蔵資料は、館

内に設置してある検索用のコンピュータや、館外からも附属図書館 OPAC（蔵書検索システム）で検索することができる。

また、館内にある視聴覚ブースでは、ブルーレイや DVD 等を視聴することができる。視聴覚資料は開架し、学生がパッケージを手に取って選択できるようにしている。課題の調べものはもとより、制作のヒントや論文作成・研究など、学生の様々なニーズに応えられるよう、また「感性としての造形」から「知性としての造形」へと学生を導くよう蔵書を揃えている。図書資料の収集は、学生からの個別購入希望図書の申し込みや各領域からの購入希望図書を確認し、可能な限り要望に応えられるようにしている。また就職活動に役立つ資料、事（辞）典や図解・年鑑類も豊富に取り揃えている。図書館の開館時間は表 2-5-4 のとおりである。またウェブサービスを導入し、学生はインターネット経由で図書資料の予約と利用状況を確認できる。附属図書館は通常、一定期間を除き開館期間中、一般にも開放しているが、現在はコロナ禍ため一般への開放は停止している。

表 2-5-4　附属図書館の開館時間

	開館時間	
附属図書館	月～金曜日	10:15～19:30

※休館日：土曜・日曜・祝日、大学の定める日、長期休暇中の一定

※通常授業のある祝日は、原則として開館する。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-5-5　成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック

資料 2-5-6　成安造形大学附属図書館利用案内

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

学内のバリアフリー化については、段差のある場所へのスロープの設置、エレベーターや障害者用トイレの整備、食堂棟の自動扉の設置、トイレの一部洋式化など、優先度の高い項目から順次整備を進めている。なお、学園創立 100 周年を迎えるにあたり、記念事業として学内の施設整備を推進するクリエイティブキャンパス計画を策定し、その一環として学内のバリアフリー化について議論する「バリアフリー検討委員会」を令和元年度に年限設置し、中長期におけるバリアフリー計画を立案した。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-5-7　バリアフリー検討委員会報告

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

質の高い少人数教育を行う本学は、適正な規模で授業運営を行っている。特に、本学は 演習・実習科目において受講者の多い場合や領域の新入生の人数により、20 人から 25 人を一定の基準としてクラス分割を行っている。また、新入生を対象とした「ファウンデーシ

ョン実習 A」と「スタディスキル実習」については、基礎学力と造形基礎を学ぶ科目であるため、40 人程度を 1 クラスとして行っている。「ファウンデーション実習 B」のコンピュータ基礎については、入学時にコンピュータスキルに係るアンケートを実施し、初心者と初級とに区分し、コンピュータ室のコンピュータ設置台数に合わせ 30 人又は 20 人程度を 1 クラスとして行っている。ただし、30 人で授業を行う場合は指導をスムーズにするため、アシスタントを配置している。4 年生のゼミについては、ゼミ担当者の専門領域をベースに開講し、学生に対してゼミの特色である専門領域（研究・制作）を明確にして、行き届いた指導をきめ細かく行うため 1 ゼミ 9 人程度を基準として行っている。

なお、現在はコロナ禍で従来の人数から大幅に受講人数を減らして開講している。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-5-8　ファウンデーション実習 B（コンピュータ基礎）アンケート

資料 2-5-9　芸術学部 4 年ゼミ制についてのガイドライン

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

バリアフリー計画については、財政的な負担が多く、短期間で全てを整備することは困難であるため、計画した内容を外部資金を活用しながら各年度で着実に実行していく。

「クリエイティブサポート」(「情報メディアセンター」・「ファブリケーションコモンズ」・「造形ラボ」・「鉄工ラボ」・「版画ラボ」)は、全学の学生が領域・コースの隔たりなく、自由に利用できる学修環境として、特に「クリエイティブサポート」の施設は整備されており、他の大学にはない本学独自のシステムであることから、今後も設備・機器及びサービスのさらなる充実を検討していく。

なお､「クリエイティブサポート」には､専門的知識を有する職員が必要不可欠であるが、現在、臨時職員の割合が高く、雇用契約上 3 年から 4 年で交代していることから、新たな体制整備を検討する。

授業を行う学生数に関しては、現状を維持しつつも、より一層効果的な学修という観点から授業の適正人数を検討・調整し、教育効果を高めていく。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「授業評価アンケート」を年 2 回実施し、その結果を、教務委員会を通じて各科目担当

者に報告した上で、課題の発見や改善につなげている。

また、学生の意見・要望を把握する上で重視しているのが、事務局における窓口対応であり、小規模大学の利点を活かして、学生一人ひとりに極め細やかな対応を行えるよう保健師も含めた教学課の職員全員が窓口対応できる体制を取り、学生が相談しやすい環境を作るため、教学課はハイカウンター以外に、ローカウンター席や円卓を配置し、そこで時間をかけて学生からの学修相談や授業支援の意見の汲み上げなどを行っている。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-6-1　2020 年度授業評価アンケート

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修や授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとしては、「学生実態・満足度調査」を 2 年に 1 回実施している。調査結果は、「学生委員会」で課題や要望などについて協議した上で、各教員及び事務部署へ報告し、改善策等を、「成安情報サービス」を通じて学生に回答している。

学生からの心身に関する相談、ケガや病気などの応急処置については、保健師が「保健センター」で対応している。メンタルケアやカウンセリングについては、「学生相談室」を設置し、1 人の専任教員、3 人の非常勤相談員（カウンセラー）が週 5 日の予約制で相談に応じている。相談内容については、必要に応じて「教学課」へフィードバックするとともに、年間の相談内容などを取りまとめ、「学生委員会」へ報告され、同委員会で改善策等が検討されている。

大学に対する意見や要望を汲み上げるために、食堂に「学生意見箱」を設置し、学生一人ひとりの意見を受け付けている。また、学生を代表する学生会の役員とは「教学課」の職員が定期的に打ち合わせを行い、意見や要望などを吸い上げ、対応策を検討の上、回答している。

【エビデンス集　資料編】

資料 2-6-2　2019 年度学生実態・満足度調査

資料 2-6-3　令和 2（2020）年度第 2 回学生委員会議事録（2019 年保健室・学生相談室の利用について）

資料 2-6-4　2019 年度第 2 回学生委員会議事録（2018 年度学生意見箱の意見について）

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

クリエイティブサポート事務課においては、「学生実態・満足度調査」の回答を分析し、対応すべきものですぐに対応できるものについては速やかに、すぐに対応できないものついては、年次計画を立て対応できるよう検討している。また、日常的に職員が、施設を利用する学生とコミュニケーションをとるように努め、意見や要望を把握するようにしてい

る。なお、令和 2（2020）年度に行った Wi-Fi 環境の充実については、かねてより学生からの要望が高かった項目である。

【エビデンス集　資料編】
資料 2-6-5　2019 年度学生実態・満足度調査（【資料 2-6-2】と同じ）

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」については集計に時間を要しているため、迅速な対応ができるよう、令和 3 年（2021）度に導入予定の学事システムに組み込む。

「学生実態・満足度調査」については、学生の実態や大学に対する要望や意見がつかめる重要な調査であるため、現在 2 年毎に実施しているが、毎年行うことを学生委員会で検討する。クリエイティブサポートについては、同事務課において、引き続き日常的なヒアリング等を行い、学生のニーズに合致した適切なサービスが提供できるよう、学生個々の意見・要望に応える取り組みを行っていく。

学生生活全般に関する学生の意見・要望については、「学生意見箱」による意見の汲み上げの方法により、引き続き改善に向けた仕組みを検討していく。

［基準 2 の自己評価］

学生の受け入れについては、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び人材育成目的を踏まえた、アドミッション・ポリシーを明確に定め、学内外に広く周知している。またアドミッション・ポリシーに基づき、多彩な入学者選抜を整備した上で公正に実施し、教育環境に見合った適正な入学者数を確保している。

学修支援については、教務・学生を担当する委員会に職員が構成員として参画して教職協働が図られて、学修や授業への支援体制が整っている。また、助手、アシスタントによる教育研究活動の支援体制も整備されている。

キャリア支援については、個別対応を中核に位置づけながら、正課の「キャリアデザイン科目」を中心に、正課外の「就活サポート講座」等を通じて、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制を整備している。

学生サービスについては、小規模大学のメリットを生かし、個別対応で学生一人ひとりにあった指導ができる体制を整備している。また、奨学金などの経済的な支援や学生の課外活動への支援、心身に関する支援体制も整備している。

学修環境の整備については、教育目的の達成に必要な校地・校舎などの施設が整備されているとともに、「クリエイティブサポート」として、「附属図書館」・「情報メディアセンター」・「ファブリケーションコモンズ」・「造形ラボ」・「鉄工ラボ」・「版画ラボ」を整備し、学修に必要な専門的な設備と機器等を有し、専門的知識と技術を兼ね備えた専任職員、技能職員、臨時職員を配置した上で、学生の学修面や課外活動における支援を、ハード・ソフトの両面から行える体制が整備されていると判断している。

学生の意見・要望についても、「授業評価アンケート」「学生実態・満足度調査」や「学生意見箱」だけでなく、面談などから直接学生の意見や要望を汲み上げ、対応している。

以上のことから「基準 2　学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では「芸術による社会への貢献」という基本理念（教育理念）を、以下のようにとらえている。

表 3-1-1 基本理念（教育理念）

私たち成安造形大学は、芸術分野における真摯な教育と研究を通して社会に貢献する。独自の実践的学士課程教育によって、発想力・提案力・技術力に優れた清廉な人材を育成する。そして、誇るべき永い伝統を全員が胸に抱き、新しき名門を目指す。 私たちは今、自らの文化や精神性を改めて深く認識し、それらをしっかり引き継ぐことを真剣に考えねばならない時代にある。芸術の果たす役割もますます大きくなっていくに違いない。その中で私たちは、芸術大学の今日的意義を模索し、あるべき姿を追い求める。そして、新たなる芸術観の確立に向けて研鑽を重ね、公正なまなざしで自らの社会性を高め、創造性豊かな提案を続けていく。 私たちは、学びのクオリティーにこだわる。総合性と専門性を両立しうる高度なカリキュラムを準備するとともに、和気藹々（あいあい）と心地よく学べるゆきとどいた教育環境を整える。学生一人ひとりの個性としっかり向き合い、持てる力を大きく引き出す少人数教育を行う。 私たちは、造形に基づく叡智を開く。ものをかたちづくるその過程において、多くを学び、心が生き生きする出会いの瞬間を見いだす。自然や素材と交わる経験を通して、学生たちが感性を大きく伸ばせる実践教育を行う。 私たちは、決して揺るがない。自らの芸術を実現し、高く成し遂げるための信念において揺るがない。なぜなら、本学には校訓「誠と熱」が脈々と息づいているからである。私たちは、私たちの起源であるその盤石の精神を継承し、さらに発展させ、学生たちに伝えていく。

私たちは、この場所から始めていく。この場所から生み出していく。学生たちとともに、多くの人々との交流と連携を進め、芸術の力で地域を活性化させる。そして私たちは、美しい湖国唯一の芸術大学であるという自負を携え、その熱き鼓動を世界に向けて響かせる。

また、基本理念（教育理念）のもと、「学則」第 2 条の 2 に人材育成の目的を以下のとおり、定めている。

表 3-1-2　成安造形大学学則第 2 条の 2　人材育成目的

建学の精神、校訓、および基本理念（教育理念）の下、芸術分野の専門性と創造性（クリエイティビティ）に優れ、よりよき社会のあり方について主体的に考え行動することができる人材の育成を目的とする。

基本理念（教育理念）を踏まえた人材育成目的を達成するために、以下のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている。ディプロマ・ポリシーは、大学案内をはじめ、学修案内（シラバス）や本学ウェブサイトを通じて学内外に周知している。

表 3-1-3　ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

人材育成目的を実現するために、本学では、所定の課程を修め 124 単位の単位修得と必修等の条件を充たしたうえで、以下に示す資質・能力を修得した者に学位を授与する。 （1）実践力 専門分野をいかし、社会の中で実践することができる。 （2）創造力 専門分野における制作によって、獲得した知識・技能・態度等を総合的にいかし成果を提示できる。 （3）課題解決力 課題を正しく理解し、解決策を立て実行することができる。 （4）協働力 多様性の理解を深め、他者とともに行動し、集団や社会のために貢献することができる。 （5）主体的行動力 自分の目標をもち、その実現のために、自らを律しつつ誠意と熱意をもって行動することができる。

【エビデンス集　資料編】
資料 3-1-1　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス
（【資料 F-12】と同じ）
資料 3-1-2　大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）
資料 3-1-3　令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項
（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定、卒業認定・進級判定の基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「成安造形大学履修規程」に定められ、厳正に運用している。また、「令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス」に、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を記載して、学生に周知している。併せて、入学時には、新入生ガイダンスでその内容を説明している。

【エビデンス集　資料編】
資料 3-1-4　成安造形大学履修規程
資料 3-1-5　令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス
（【資料 F-12】と同じ）

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（a）単位の計算方法

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮して、次の基準により計算し、「学則」に定めている。

（ⅰ）講義や演習は、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
（ⅱ）実験・実習や実技は、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
（ⅲ）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習、実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
（ⅳ）卒業研究の授業科目については、その学習の成果を評価して単位を与えることができる。

（b）成績評価

単位認定に必要な評価基準は、学生の学修成果をより厳密かつ公平に評価するため、「成安造形大学履修規程」第 14 条に成績評価を定め、90～100 点を S（秀）、80～89 点を A（優）、70～79 点を B（良）、60～69 点を C（可）、59 点以下を D（不可）とする 5 段階評価を導入している。

成績評価方法は、当該科目の到達目標や授業科目などとともに学修案内（シラバス）に明記しており、出席日数、学期末試験、課題提出、レポート提出などの結果を総合的にかつ厳正に判断して成績評価をしている。

また、やむを得ない理由で単位の修得が困難であると科目担当者が判断し、保留該当者試験を行うことにより単位修得の可能性があると認められる場合には、保留該当として再度試験を受けることができる。学修結果については年 2 回、学生と保護者に通知するとともに、毎年開催する保護者団体である「教育後援会」主催の「教育懇談会」において、面接を希望する保護者に対して教員から直接、学修状況を説明している。

なお、学生に成績を開示したのち、成績評価に関して問い合わせがあった場合は、「成績確認依頼願」を提出させ、該当科目担当者へ文書による照会を行い、その回答を学生に開示している。

（c）既修得単位の認定

「学則」第 28 条、第 29 条及び「成安造形大学既修得単位認定規程」に基づき、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位や学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。また、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位も 60 単位を超えない範囲で入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。

編入学者の単位認定は、編入学以前の大学、短期大学又は専門学校において修得した単位のうち、卒業に必要な単位として認定できる単位数の上限を 62 単位としている。本学では、専門教育の学びについて、1 年生を「専門導入課程」、2 年生から 3 年生を「専門基盤課程」、4 年生を「専門研究課程」と定めている。このことにより、他の高等教育機関での学修成果を本学入学時に既修得単位として認定する際にも、充足している分野と学生個々の学びの質を高めるための分野を明確にできるよう認定方法は個別認定方式を採用している。特に 3 年次編入学生については、不足する技術や知識をコース内の 1 年生、2 年生配当の専門科目で補うことができる。

なお、既修得単位の認定については、「教務委員会」で審議した後、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定している。

（d）単位互換

本学では、大学コンソーシアム京都や環びわ湖大学・地域コンソーシアムと協定を結び、単位互換履修生の受入・送出を行っている。受入については、「成安造形大学単位互換履修生取扱規程」に基づき、単位互換履修生として履修を許可する授業科目及び単位数を教授会の意見を聴いた上で学長が決定している。送出については「成安造形大学単位互換制度に基づく単位認定取扱規程」に基づき、学生が他の大学等で履修した授業科目の単位認定については、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定している。直近 3 カ年の受入・送出数の状況は、表 3-1-4 のとおりである。なお、令和 2（2020）

年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、両コンソーシアムとも単位互換履修生の受入・送出が中止となった。

表 3-1-4　単位互換履修生受入・送出状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	受入	送出	受入	送出	受入	送出
大学コンソーシアム京都	21	2	27	1	中止	中止
環びわ湖大学。地域コンソーシアム	4	1	5	0		

(e) GPA(Grade Point Average)の有効活用

「成安造形大学履修規程」第 14 条の 2 に基づき、GPA(Grade Point Average)を導入して学びの質を評価する指標を明確にできるようにし、学修指導、給付奨学生や特待生の適正審査の判断基準や退学勧告等に利用している。学修指導では、各学期の GPA が 1.5 未満の学生に対しては、個別に履修指導を行い、履修計画の見直しを行っている。また、学生の学習意欲(態度)を可視化できる資料として領域での学生指導にも活かしている。

本学では、「成安造形大学給付奨学金規程」ならびに「成安造形大学特待生選抜奨学金規程」を制定し、給付奨学生や特待生を選抜しているが、その適性審査として、2 年次終了時に GPA が 2.5 以上であることを条件にしている。

なお、GPA の計算は、履修登録したすべての科目を対象にしており、単位を修得できなかった不合格科目も成績に加算している。ただし、履修を取り消した科目、認定科目と卒業要件対象外の資格課程必修科目は、算出対象から除いている。

$$\text{GPA}=\frac{\text{Sの修得単位数}\times 4.0+\text{Aの修得単位}\times 3.0+\text{Bの修得単位}\times 2.0+\text{Cの修得単位数}\times 1.0}{\text{総履修登録単位数（「D」の単位数含む）}}$$

(f) 進級判定

進級については、成績単位の修得状況に係わらず自動的に 2 年生や 3 年生には進級できるが、4 年生への進級にあたっては、「成安造形大学履修規程」第 16 条に基づき、進級判定を教務委員会で審議し、学長が決定している。決定した内容については学長から教授会にて報告されている。なお、進級判定基準は以下のとおりで、学生には「令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス」で周知している。

表 3-1-5　進級判定基準

(ⅰ)専門研究課程に進む学力を有していること。
(ⅱ)総修得単位数が 76 単位以上であること。
(ⅲ)領域の専門科目や芸術応用科目の修得単位数が 54 単位以上であること。

(g) 卒業判定

卒業要件については「学則」第 23 条及び第 40 条に定められており、休学期間を除

き本学に 4 年以上在籍し、「必修科目」で 10 単位、「指定科目（必修科目に準ずる)」「選択科目」で 114 単位以上の 124 単位以上を修得することが条件となっている。卒業の認定は、教授会で厳正に審議し、学長が卒業を認定している。

【エビデンス集　資料編】

資料 3-1-6　成安造形大学学則（【資料 F-3】と同じ）
資料 3-1-7　成安造形大学履修規程（【資料 3-1-4】と同じ）
資料 3-1-8　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）
資料 3-1-9　成安造形大学既修得単位認定規程
資料 3-1-10　令和 2（2020）年度第 3 回教授会議事録（既修得単位認定）
資料 3-1-11　成安造形大学単位互換履修生取扱規程
資料 3-1-12　成安造形大学単位互換制度に基づく単位認定取扱規程
資料 3-1-13　成安造形大学給付奨学金規程（【資料 2-1-13】と同じ）
資料 3-1-14　成安造形大学特待生選抜奨学金規程（【資料 2-1-14】と同じ）
資料 3-1-15　令和 2（2020）年度教務委員会議事録（第 19 回、第 20 回「令和 2 年度進級判定について」）
資料 3-1-16　令和 2（2020）年度第 20 回教授会議事録（「後期第 1 次卒業判定について」）

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた基準となっているが、ディプロマ・ポリシーの 5 つの項目とそれぞれの基準との具体的な関連性について、学生が理解しやすくできるように、視覚化等を検討する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーに定めた人材育成の実現に向け、カリキュラム・ポリシーを以下のとおり定めている。

カリキュラム・ポリシーは「令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス」に

明記しているほか、大学案内や本学ウェブサイトにおいて学内外に示している。新入生には、入学式とそれに続く新入生ガイダンスで使用する「令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス」や「令和 3（2021）年度成安造形大学成安手帖」などの印刷物を通じて、建学の精神、学部の人材養成目的ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを解説している。在学生には、新年度開始前のガイダンスを通じて再確認させるとともに、特に 2 年生においてはコース選択の際に、選択するコースの使命・目的を確認させることに努めている。

表 3-2-1　カリキュラム・ポリシー

（1）学修の順次性を明確にし、芸術分野における実践力、創造力、課題解決力、協働力、および主体的行動力を養成するカリキュラムを構築する。
（2）1 年前期・後期を《専門導入課程》、2 年前期・後期、3 年前期・後期を《専門基盤課程》、4 年前期・後期を《専門研究課程》の 3 段階で編成する。各科目を「専門科目」と「学部共通科目」に分類する。
（3）学修成果を、各科目において掲げる学修目標への到達度により厳正に評価する。《専門研究課程》に進むにあたり、主体的に研究を行う能力の有無を見極める進級審査を実施する。
（4）導入教育を充実させて以降の学びを進めるために必要な汎用的基礎力（協働力および主体的行動力）と課題解決力を養成し、またそれぞれが学ぶ専門分野と密接に結びついた創造力および実践力を確立できる科目を設置する。

【エビデンス集　資料編】

資料 3-2-1　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス
（【資料 F-12】と同じ）

資料 3-2-2　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）

資料 3-2-3　令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項
（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）

資料 3-2-4　大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前記のとおり、カリキュラム・ポリシーは、4 つの方針で構成されているが、第 1 にディプロマ・ポリシーで定める資質・能力を養成するカリキュラムを構築することとしている。第 2 にカリキュラムは 3 段階で編成することとし、第 3 ではその順次性を明記している。そして、第 4 に導入教育から専門分野の各科目における目標となる資質・能力を明記しているが、その資質・能力はディプロマ・ポリシーに定めているものと同じであることからカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性があるものと判断している。

【エビデンス集　資料編】
資料 3-2-5　令和 2（2020）年度第 4 回質保証協議会議事録（CP（案）について）

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

（a）教育課程

教育課程は、ディプロマ・ポリシーに定めた 5 つの資質・能力の修得に向け、カリキュラム・ポリシーに基づき、順次性に即してそれぞれの段階で必要な科目を配置し編成している。科目は、学生が所属する専門領域で学ぶ「専門科目」と芸術学部共通の科目である「共通教育センター科目（学部共通科目）」とに大別される。

「専門科目」は、「専門導入科目群」「専門基盤科目群」「専門研究科目群」の 3 つの段階で設置している。「専門導入科目群」では、専門分野を修めるための知識や技能を養うために必要不可欠な実習科目、演習科目を設置している。「専門基盤科目群」では各自の専門領域の基盤となる知識や技術を修得することで、各自の専門性を深く究めるための実習科目と演習科目を設置している。「専門研究科目群」ではゼミ段階的な履修や選択的な履修をもとに、各自の専門領域にかかわる知識や記述を広く修得することを通して、より高度な表現力や思考力を獲得するとともに、各自の専門性を深く究めてもらうための研究科目として、「卒業研究」を設置している。

また、科目の種別は、必修科目、指定科目（必修科目に準ずる科目）、選択科目で構成されている。必修科目は、卒業するために単位修得が必要な科目であり、各領域で指定しているスタンダードカリキュラムを学んだ後、最終学年で自分の専門分野の集大成として学ぶ科目である。

指定科目（必修科目に準ずる科目）は、芸術学を専門とする本学の学びを確実にするために必要な科目である。各領域（コース）の専門性を修得するために指定している科目と学びの質を保証する科目から構成されており、各学年で受講が指定されている。なお、指定科目は「領域受講指定科目」、「学部共通受講指定科目」、「選択受講指定科目」に分かれており、「領域受講指定科目」は領域の専門性を取得するために必要な科目であることから、各領域（コース）の専門的な内容をスタンダードカリキュラムとして受講指定している。「学部共通受講指定科目」は、本学の学びの質を保証する基礎的な要素を「大学入門」「学びの基礎」「社会貢献」として共通教育センターが受講科目を指定している。「選択受講指定科目」は、本学の学びの質を発展的に保証する要素として「芸術基礎」「芸術応用」「社会貢献」として共通教育センターが科目分類（芸術応用科目、芸術基礎科目、地域貢献・プロジェクト科目、キャリアデザイン科目）毎に必要単位数を指定している。

選択科目は、芸術学の専門に関連する科目を自主的に選択して学べる科目であり、“幅広い教養”、“多文化・異文化理解とコミュニケーション”、“他大学の学び” をカテゴリーとして提供している。

なお、学生が履修計画を立てる際の指針となるよう各領域のコースでスタンダードカリキュラムを設定しており、「令和 3（2021）年度　成安造形大学学修案内シラバス」にも明記している。

（b）履修制限

1 単位における授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成されることが標準とされており、一定期間に受講できる授業科目の数は自ら一定の限界がある。そうしたことから、学生にとって適切な学修時間の確保のためには、過剰な授業科目の履修を防ぐ必要があることから、「成安造形大学履修規程」に基づき、科目登録の上限を設定し、各年次にわたり適切に授業科目を履修するよう指導している。

なお、学期別に履修登録できる単位数は、表 3-2-3 のとおりである。

表 3-2-3　学期別に履修登録できる単位数

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
単位数	24	24	24	24	24	24	24	24

（登録単位数から除くもの）
1. 卒業要件に含まない科目（学芸員課程科目、教職課程科目、二級建築士受験資格科目）
2. 単位互換事業による科目
3. プロジェクト科目
4. 集中講義による科目

（c）学修案内 シラバスの整備

「学修案内 シラバス」については、教員に予め学生に明示しておく必要がある授業の内容、目的・目標、授業計画や成績評価の基準などについて、「シラバス作成に当たって」を配付し、作成を依頼している。「学修案内 シラバス」については、教務委員会で作成に当たっての方針を決定し、各科目担当者から提出された記載内容について、ディプロマ・ポリシーを踏まえているかなどの内容を教務委員で最終確認している。

【エビデンス集　資料編】

資料 3-2-6　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）
資料 3-2-7　シラバス作成に当たって
資料 3-2-8　成安造形大学履修規程（【資料 3-1-4】と同じ）
資料 3-2-9　令和 3（2021）年度第 20 回教務委員会議事録（「シラバスチェックについて」）

3-2-④　教養教育の実施

専門分野の研究やその後の進路を支える広範な学びを提供するため「共通教育センター」を設置し、専任の教育職員を配置している。「共通教育センター」が提供する科目は「共通教育センター科目（学部共通科目）」と称し、概ね 4 年間を通じて履修可能であるが、1 年生で履修すべき基礎的な科目や 2、3、4 年生での履修が望ましい科目などがあり、それらはバランスよく科目・単位数が設定されている。なお、「共通教育センター科目（学部共通科目）」は、以下の科目群で構成されている。

（ⅰ）基礎科目群

4 年間の大学生活を自主的かつ円滑に進めるために必要な基礎的学力を身につけるスタートプログラム科目や芸術に対する認識の基盤となる理論の初歩を幅広く学び広範な造形活動を支える芸術基礎科目、所属する領域に関係なく、基本的な造形力を幅広く身につけるファウンデーション科目で構成されている。

「スタートプログラム科目」、「芸術基礎科目」、「ファウンデーション科目」は 1 年生全員が学ぶ科目として設定している。

「スタートプログラム科目」には、充実した学生生活を送るために、大学での学び方を理解し、大学での生活に慣れ、意欲的に学生生活を送るための基礎作りとしての「大学入門」、領域での専門的な学修の基礎となる知識や技能を学び、グループディスカッションやワークショップを通してコミュニケーションの能力を高め、「スタディスキル実習」の科目がある。

芸術基礎科目には、芸術に対する認識の基盤となる理論の初歩を幅広く学び、広範な造形活動を支えるための「東洋・日本美術史概説 A・B」「西洋美術史概説 A・B」「デザイン史概説 A・B」の科目がある。

ファウンデーション科目には、“描く”、“つくる”、“発想する”の 3 つの基本的なテーマに沿って、実技、講義、ワークショップ、発表、合評などで授業構成し、表現過程での工夫や発見を通して、視野を広げていく楽しさと柔軟な思考を養う「ファウンデーション実習A」とコンピュータの基礎を学ぶ「ファウンデーション実習 B」の科目があり、各領域に所属する実技系教員が担当している。

（ⅱ）応用科目群

広範な芸術活動の専門性を理論的、実践的に支え、各領域の「専門基盤科目」、「専門研究課程」において必要とされる専門的知識・技能を修得するための「芸術応用科目」を開設している。

（ⅲ）社会実践科目群

社会との関係の中で自己を確認し、卒業後の自己実現のために寄与する科目群であり、実践的な知識・技術を活用し、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、問題解決能力に優れた人材育成を目的とする「地域貢献・プロジェクト科目」、“自己分析・自己発見”、“社会を知る”ということを段階的に学ぶことにより、学生が各々の目標に合わせたキャリアデザインを構築するための「キャリアデザイン科目」で構成されている。

特に「地域貢献・プロジェクト科目」は、“結ぶ、つなげる、広げる”をテーマに、“学生・教員の教育、研究に貢献していること”、“連携先の社会活動に貢献していること”、“大学を含む地域社会全体に貢献していること”という 3 つの貢献を包括する事業をプロジェクトとして展開している。その中でも、学生の教育・研究に資する内容があるものについて、「プロジェクト演習」という科目名で、2 単位を認定している。プロジェクト演習は「歴史・地域」「デザイン」「文化・芸術」「教育・福祉」「プロデュース」の 5 つのカテゴリーに分類している。また、学年ごとに学修目標を設定して

いる。なお、令和 3(2021)年度に開講したプロジェクト演習は表 3-2-2 のとおりである。

また、本学が設置する附属研究機関である附属近江学研究所との連携による科目として「近江学 A」「近江学 B」「琵琶湖の民俗史」といった講義科目を開設し、近江に根ざした造形教育の導入として位置づけ展開している。

表 3-2-2　令和 3(2021)年度開講プロジェクト一覧

プロジェクト名	カテゴリ	受講対象	受講者数
里山フィールドワークプロジェクト	歴史・地域	全学年	29
谷本勇写真データ化プロジェクト	歴史・地域	2年生以上	11
イベントPRデザインプロジェクト	デザイン	2年生以上	17
リデザインプロジェクト	デザイン	全学年	26
澤田知子（作家論）プロジェクト	文化・芸術	3年生以上	19
光のアートプロジェクト	文化・芸術	全学年	24
びわ湖ホールオリジナル上演プロジェクト	プロデュース	全学年	30
おもちゃのワークショップ1プロジェクト	文化・芸術	全学年	20
おもちゃのワークショップ2プロジェクト	教育・福祉	全学年	20
ちま吉広報展開プロジェクト	プロデュース	2年生以上	24
ちま吉グッズ開発プロジェクト	デザイン	2年生以上	24
堅田（地域とアート）1プロジェクト	文化・芸術	全学年	20
堅田（地域とアート）2プロジェクト	プロデュース	全学年	20
ビワイチプロジェクト	歴史・地域	2年生以上	23

（ⅳ）教養科目群

多様な知識・教養を学ぶことにより、多角的な視野や豊かな知性、柔軟な思考力を身につけ、各学生が幅広い視点から造形活動を捉えることができる資質を獲得するための教養科目、異文化コミュニケーション能力を身につけることにより、グローバルな視点に基づく思考力や創造力を獲得するための外国語科目で構成されている。また、単位互換協定を締結した大学、短期大学の科目を受講することもできる。

【エビデンス集　資料編】
資料 3-2-10　令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス
（【資料 F-12】と同じ）

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、芸術大学という特性から開学以来、ほとんどの実習科目で「合評」を取り入れている。合評では、学生が自ら制作した課題をプレゼンテーションした上で、教員が講評するだけでなく、他の学生からの感想や意見を聞くなどしている。領域によっては、科目単位でなく、学年を超え領域全体で合同合評を行い、同学年ではない学生と意見交換す

る機会を設けている。なお、令和2（2020）年度はコロナ禍により、合評の実施を見送った。

また、教授方法の工夫・開発を進めるために、「成安造形大学FD委員会規程」を定め、教員の指導内容や方法の向上を図っている。令和2（2002）年度よりFD（Faculty Development）については内部質保証の観点から、「質保証協議会」が統括し、組織的な体制を整備している。「授業評価アンケート」や卒業時に調査している「学修成果アンケート」、アセスメントテスト「PROG」などの結果を踏まえ、FD研修会のテーマなどを協議している。

【エビデンス集　資料編】

資料3-2-11　成安造形大学FD委員会規程
資料3-2-12　成安造形大学質保証に関する規程（【資料1-1-7】と同じ）
資料3-2-13　令和3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス
（【資料F-12】と同じ）
資料3-2-14　2019年度前期・後期合評日程一覧表
資料3-2-15　2020年度授業評価アンケート（【資料2-6-1】と同じ）
資料3-2-16　2019年度学修成果アンケート

（3）3－2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーと単位認定基準、進級基準、卒業認定基準との関連について、学生へ周知徹底を図るため、ディプロマ・ポリシーの項目のうち、何が当該科目に関連するのかを明確に示すなど、シラバス（学修案内）における表記を工夫する。

履修制限については、登録単位から除外している科目があるが、単位制度の実質を保つ観点から再検証する。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3の自己判定

基準項目3－3を満たしている。

（2）3－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、平成30（2018）年9月にアセスメント・ポリシーを定めた。アセスメント・ポリシーは機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階を設定し、入学時、在学中、卒業時においてそれぞれ指標を測定し、経年評価を実施している。具体的には、学位授与数、教育職員免許状取得者数、学芸員資格取得者数、卒業率・休学率・離学率・留年率、学年別平均修得単位数及び

学年別平均 GPA、就職率・進学率を「質保証協議会」において確認し、必要な施策を検討するよう事務課及び各種委員会に指示している。また、学生の卒業時にはディプロマ・ポリシーと関連する 28 項目で構成した「学修成果アンケート」を実施しており、同ポリシーを踏まえた学修成果を可視化している。その結果についても、「質保証協議会」で確認の上、必要に応じて、改善策等を検討するよう事務課及び各種委員会に指示している。

【エビデンス集　資料編】
資料 3-3-1　成安造形大学アセスメント・ポリシー
資料 3-3-2　令和 2（2020）年度第 2 回質保証協議会議事録
（アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について）
資料 3-3-3　2019 年度学修成果アンケート（【資料 3-2-16】と同じ）

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教務委員会においては、進級率や休学・退学率を踏まえ、学籍異動の審議において、その事由などを共有することで、今後の学生指導や学修支援等へ活用している。加えて、学生個別の単位修得状況や GPA を前期・後期終了後にそれぞれ確認し、成績が思わしくない学生に対しては、個別に履修指導を行い、履修計画の見直しを図っている。

また、平成 29（2017）年度卒業生より「学修成果アンケート」を実施しており、その結果に基づき、平成 30（2018）年度 FD 研修会では「成安造形大学の学修成果とは～本学のめざす教育目標とは～」と題し、本学の学修成果についてグループディスカッションを行っている。

「授業評価アンケート」は前期・後期終了後にそれぞれ実施しており、その結果を、教務委員会を通じて各科目担当者に報告することで、課題の発見や改善につなげている。また、令和元（2019）年度の第 2 回 FD 研修会において、前年度に引き続き、学修成果の可視化をテーマに、当年度前期の「授業評価アンケート」の結果を踏まえ、「卒業研究」の科目ルーブリックをとおしてディプロマ・ポリシー検討するグループワークを行っている。

キャリアサポートセンターでは、就職率や進学率、「卒業生アンケート」の結果を踏まえ、「キャリアデザイン科目」の授業内容や就活サポート講座の企画内容に役立てている。

アセスメントテスト「PROG」については、令和元（2019）年度より実施しており、当年度の第 1 回 FD 研修会において、「PROG から見る 2019 年度 1 年生の傾向と今後の活用について」と題し、新入生の社会人基礎力レベルの傾向を他大学の学生と比較した上で、今後の活用方法などの解説を行った。また、学生に対しても「PROG」の解説会を開催し、学生個々の強みと課題を明確にしたうえで、社会人基礎力を伸ばす方法を説明し、今後のキャリア形成の一助としている。

【エビデンス集　資料編】
資料 3-3-4　個別履修相談の資料

資料 3-3-5　2017 年度学修成果アンケート
資料 3-3-6　平成 30（2018）年度 FD 研修会資料
資料 3-3-7　2019 年度授業評価アンケート
資料 3-3-8　令和元（2019）年度第 2 回 FD 研修会資料
資料 3-3-9　令和元（2019）年度第 1 回 FD 研修会資料

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階を設定し、入学時、在学中、卒業時においてそれぞれ指標を測定し、経年評価を実施しているが、学修成果の点検・評価をより高い精度で行うために三つのポリシーとアセスメント・ポリシーとの関連性を検証する。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するため、学修案内（シラバス）で、各科目の到達目標とディプロマ・ポリシーの関係を明記する。

アセスメントテスト「PROG」については、実施から令和 3（2021）年で 3 年目を迎えるため、3 年生に対し再度アセスメントテスト「PROG」を実施した上で、3 年間の学修成果の点検評価を行う。

［基準 3 の自己評価］

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、それに関連するカリキュラム・ポリシーを定め、様々なツールを使って、学内外に周知する機会を多く持っている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、適用し、学生にも「学修案内 シラバス」で周知するとともに、カリキュラム・ポリシーに即し、導入教育から専門分野の科目による教育課程を編成した上で､各科目の授業計画や成績基準などを、学生にわかりやすく明示できるよう「学修案内 シラバス」を整備している。授業方法は芸術大学の特性を生かし、実習科目では合評を取り入れるなど、主体的な学びができる工夫をしている。

また､「質保証協議会」を中心に、多面的に学修成果を可視化した上で、教授方法の改善等を図っている。

以上のことから､「基準 3　教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4−1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4−1 の自己判定

基準項目 4−1 を満たしている。

（2）4−1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、「学則」第 6 条の 2 により学長は校務をつかさどり、所属職員を統督すると定めている。また、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、「学則」第 6 条の 3 に基づき副学長、第 6 条の 4 に基づき学部長を置いている。副学長は 2 人体制で、1 人を学校教育法第 92 条第 4 項に基づき学長の命を受け校務をつかさどる副学長、もう 1 人を従来からの学長を助ける副学長としている。学部長は、学長の命を受けて、学部に関する校務をつかさどるものとし､副学長とあわせて学長をサポートする役割を担っている。

また、大学の運営に関する重要な事項を協議する学長の諮問機関として「運営協議会」を設置している。「成安造形大学運営協議会規程」に基づき、学長、副学長、学部長、教務委員長、事務局長、各事務部長で構成し、大学の基本理念（教育理念）のもと、教授会の運営、学生募集、教育課程の編成、「学則」その他重要な諸規程の制定や改廃など本学の運営と将来計画に関する重要な事項について協議、検討している。めまぐるしく変化する情勢に対応するため、迅速性を重んじ、原則週 1 回、毎週木曜日に開催している。

本学の運営や将来計画に関する重要事項等については、運営協議会において審議し、必要に応じて教授会で審議の上、学長が決定している。なお、年度初めの教授会において、学長より当年度事業計画について説明、事務局より予算や財務状況などの説明を行い、教職員に対して理解と協力を求めている。

【エビデンス集　資料編】
資料 4-1-1　成安造形大学学則（【資料 F-3】と同じ）
資料 4-1-2　成安造形大学運営協議会規程（【資料 1-2-1】と同じ）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

副学長については、「成安造形大学副学長規程」を制定し、必要な事項を定めている。副学長の氏名と担当する職務等については、これを公表するものと規定し、本学のウェブサイトや学内掲示において学内外に対する周知を図っている。また、副学長の担当する職務については、学長裁定により表 4-1-1 のとおり決定している。

表 4-1-1　成安造形大学副学長の担当職務等（学長裁定）

副学長種別	担当する職務
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条第 4 項に基づき「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」副学長	1．キャンパスが美術館 館長 2．キャリアサポートセンター長 3．研究・連携支援に関する校務
「学長」を助ける副学長	1．入学及び広報に関する校務

教授会は、「学則」において必置の機関として位置付けており、教授会の構成や審議事項などについては「成安造形大学教授会規程」において定めている。教授会は、学長、専任教育職員の教授、准教授ならびに講師をもって構成し、教授会議長たる学長が必要と認めたときは構成を教授のみに限定し、もしくは特別任用教員を加えることができるものとしている。教授会は、学校教育法第 93 条第 2 項の定めに則り、学長が表 4-1-2 の事項について決定を行うに当たり、意見を述べることとしている。また、教授会は、表 4-1-3 に掲げる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができることとしている。なお、教授会に意見を聴く事項については、原則運営協議会で事前に協議している。

表 4-1-2　成安造形大学教授会規程　第 3 条第 1 項に定める審議事項

1	学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
2	学位の授与に関する事項
3	教育課程の編成に関する事項
4	教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
5	学則その他重要な規程の制定及び改廃に関する事項

表 4-1-3　成安造形大学教授会規程　第 3 条第 2 項に定める審議事項

1	学生の除籍、退学、休学及び復学その他学生の身分に関する事項
2	学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
3	その他教育研究に関する重要な事項

また、「学則」第 8 条で大学運営に際し必要な専門組織を設けることができると定めており、大学運営に関する主要な事項を担当する各種委員会を設置している。内部質保証を全学的に統括する「質保証協議会」、教育職員の採用・昇任に関する職務を司る「人事委員会」、学籍の異動や教育課程、成績評価など教務事項全般を取り扱う「教務委員会」、学生への支援及び指導に関する全学的な重要事項を審議する「学生委員会」、学生の募集活動の推進と入学試験の円滑な執行を図る「入学委員会」、研究活動に係る全学的な事項を審議する「研究活動運営委員会」、学生や教職員の制作・研究活動の支援に関する事項について審議する「クリエイティブサポート委員会」、教職課程に関する職務を司る「教職課程運営委員会」、教員免許状更新講習の円滑な業務運営を司る「教育免許状更新講習運営委員会」、学芸員課程に関する職務を司る「学芸員課程運営委員会」、給付奨学生や特待生の選考なら

びに適正を審査する「奨学生選考委員会」、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図る「衛生委員会」、人権問題に関する諸問題を審議改善する「人権委員会」、危機管理に関する事項を審議する「危機管理委員会」、障がいのある学生への修学や学生生活における支援策等を検討する「障がい学生支援委員会」、公的研究費等の不正使用防止計画を推進する「公的研究費等不正使用防止計画推進委員会」などがある。各種委員会についてはそれぞれ規程を設け、各々の役割を明確にして教育・研究が円滑に推進できる運営体制を整備している。

会議招集に関しては、各委員が参集しやすいよう金曜日を基本的な会議日に指定し、第1週から第3週の金曜日を各種委員会の会議日とし、最終週を定例教授会の開催日にしている。なお、各種委員会から教授会に諮問する事項については、原則「運営協議会」で事前に協議・連絡し、調整を図っている。

また、機関会議ではないが、キャリアサポートや広報、教育連携、研究紀要、留学生支援など大学運営に際する重要な課題に、迅速かつ適正に対応できるように、校務担当として適材の教育職員をそれぞれ配置している。

なお、芸術学部芸術学科を構成する各領域の取りまとめ役として領域主任、学部共通科目を取りまとめる共通教育センター長、各種委員会の委員長・座長、各校務担当者は、学長が任命若しくは各種委員会で互選している。

【エビデンス集　資料編】

資料 4-1-3　成安造形大学副学長規程
資料 4-1-4　成安造形大学教授会規程（【資料 1-2-2】と同じ）
資料 4-1-5　成安造形大学学部長規程
資料 4-1-6　成安造形大学運営協議会規程（【資料 1-2-1】と同じ）
資料 4-1-7　成安造形大学学長裁定規程
資料 4-1-8　令和 3 年度成安造形大学役職者・機関会議・担当者・研究員等一覧
資料 4-1-9　成安造形大学質保証に関する規程（【資料 1-1-7】と同じ）
資料 4-1-10　成安造形大学人事委員会規程
資料 4-1-11　成安造形大学教務委員会規程（【資料 2-2-1】と同じ）
資料 4-1-12　成安造形大学学生委員会規程（【資料 2-2-2】と同じ）
資料 4-1-13　成安造形大学入学委員会規程（【資料 2-1-10】と同じ）
資料 4-1-14　成安造形大学研究活動運営委員会規程
資料 4-1-15　成安造形大学クリエイティブサポート委員会規程
資料 4-1-16　成安造形大学教職課程運営委員会規程
資料 4-1-17　成安造形大学教員免許状更新講習運営委員会規程
資料 4-1-18　成安造形大学学芸員課程運営委員会規程
資料 4-1-19　成安造形大学奨学生選考委員会規程
資料 4-1-20　成安造形大学衛生委員会規程
資料 4-1-21　成安造形大学人権委員会規程
資料 4-1-22　成安造形大学危機管理規程
資料 4-1-23　成安造形大学障がい学生支援委員会規程（【資料 2-2-5】と同じ）

資料 4-1-24　成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学則」第 5 条で事務局を置くとしており、事務局は事務局長のもと「総務部」、「学生支援部」、「企画部」の 3 部を設置、その 3 部内に 7 つの事務課を置き、それぞれ運営に必要な職員を配置している。

総務部は大学の管理運営を司る部として、「総務課」と「研究連携・支援課」で構成している。「総務課」では、入学式や卒業式などの行事運営やスクールバスの運行管理、保護者会である「成安造形大学教育後援会」や同会の OBOG 会である「さざなみ会」、大学同窓会といった外郭団体の事務などの総務業務をはじめ、法人本部と連携を図りながら、採用や労働安全衛生、教職員の福利厚生などの人事労務業務、大学の予算や決算、学費管理をはじめ、外部委託業者と連携の上、経費処理や給与支払いなどの財務経理業務、施設の営繕や保全改修、学内美化、備品管理の施設管理業務などを担当している。「研究連携・支援課」では、平成 20（2008）年 4 月に地元近江の歴史と芸術の持つ創造精神とを結びつけ、新たな可能性を探求することを目的に開設した「附属近江学研究所」、社会との共創により芸術研究を深化・拡張させ、よりよい未来社会の実現を目指し、令和 3（2021）年 4 月に新たに開設した「未来社会デザイン共創機構」という 2 つの附属研究機関、「大学のキャンパス＝美術館」に見立てた回遊式の美術館である「キャンパスが美術館」、地域・社会・企業と学生をつなぐ架け橋になることを目的に活動を展開している「地域連携推進センター」、教員免許状更新講習の運営などを担っている。

「学生支援部」は、大学運営の中核となる教務及び学生支援を担当する部であり、「教学課」と「クリエイティブサポート事務課」、「キャリアサポートセンター事務課」の 3 課で構成している。「教学課」では教育課程や時間割編成、成績処理、学籍管理、学生生活の支援全般から留学生や障害を持つ学生への特別支援、奨学金の手続き、国際交流など教学全般に関わる幅広い業務を担当している。「クリエイティブサポート事務課」は、本学の特色でもある学生や教職員の教育研究活動を機材・施設・技術面から支援するシステム「クリエイティブサポート」の運営全般を担っている。「キャリアサポートセンター事務課」は学生の就職や進学などキャリア形成に必要な施策を企画運営し、学生のキャリア活動を支援している。

「企画部」は、大学運営における重要課題に迅速に対応するための部であり、「入学広報課」と「企画課」の 2 課で構成している。「入学広報課」は入学者の安定的確保に向けた募集事業をはじめ、入学者選抜試験の企画運営や大学案内やウェブサイトなどの広報事業を担っている。「企画課」は、教育課程の開発や入学者獲得に向けた募集・広報戦略、接続教育プログラムの開発、学生募集や教育情報の収集分析など IR 活動を担当しいている。

なお、各事務部長・課長は大半の各種委員会で委員として参画し、委員でない場合も、事務職員が陪席するなど教職協働の体制を推進している。

【エビデンス集 資料編】
資料 4-1-25　学校法人京都成安学園事務分掌規程

資料 4-1-26　事務組織図

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮でき、それを補佐する体制は整備されているが、多様な学生や社会状況の変化などから、大学は常に対応と変化が求められ、課題が高度化、多様化している。そのため、各種委員会などの機関会議が増え、教育職員の校務負担が増えており、早急に機関会議等の統合や議題の精査を行い、効率的な組織運営方法を検討する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和 3（2021）年度の教員数は表 4-2-1 のとおりで、大学設置基準に規定される必要専任教員数、教授数を満たしており、本学の教育・研究に必要な教員を配置している。教員の採用・昇任に関しては、「成安造形大学教育職員採用・昇任規程（以下、「教育職員採用・昇任規程」という。）」において定め、適切に運用している。

教員の採用については、「教育職員採用・昇任規程」において選考の基準、教授、准教授や講師の資格基準などを定め、各領域の意向を十分に尊重しながら、書類審査と面接試験の後、「人事委員会」において最終学歴と学位、経歴、研究業績、教育業績、社会貢献などの資格予備審査、教授会での資格審査を経て、理事会において決定している。

また、任期制助教や任期制助手、任期制非常勤講師の採用については「成安造形大学任期制助教就業規則」「成安造形大学任期制助手就業規則」に資格基準などを定め、人事委員会において資格予備審査を行い、教授会での資格審査を経て理事会において決定している。

採用募集においては、事前に「人事委員会」において募集する専門分野、職位、資格・能力などの募集要項を審議決定している。

一方、教員の昇任については、「教育職員採用・昇任規程」の各職位の資格基準に照らし、推薦者が推薦書とともに関係書類などを学長に提出し、「人事委員会」での資格予備審査、教授会での資格審査を経た後、理事会において決定している。

表 4-2-1　教員構成　　令和 3（2020）年 5 月 1 日現在）

①職位別教員数

教授		准教授		講師		助教		助手		専任計		非常勤講師	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
18	3	11	3	0	0	4	3	4	6	32	9	70	33
21		14		0		7		10		41		103	

②領域別教員数

領域	教授	准教授	講師	助教	助手
総合領域	2	0	0	1	1
イラストレーション領域	4	4	0	1	2
美術領域	1	3	0	0	2
情報デザイン領域	5	1	0	0	2
空間デザイン領域	2	3	0	0	1
地域実践領域	1	1	0	0	1
共通教育センター	6	2	0	4	1
計	21	14	0	6	10

注 1．教員には任期制教員を含む

注 2.　助教 7 人には授業を担当しない教員 1 人を含む

注 3.　専任教員数の合計は、授業を担当しない助教 1 人・助手 10 人を除く

注 4.　本表と別に、客員教員・招聘教員がいる

【エビデンス集 資料編】

資料 4-2-1　成安造形大学教育職員採用・昇任規程

資料 4-2-2　学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助教就業規則

資料 4-2-3　学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助手就業規則

資料 4-2-4　成安造形大学人事委員会規程（【資料 4-1-10】と同じ）

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動は「成安造形大学 FD 委員会規程」に基づき、学部長が同委員会の座長となり、「FD 委員会」を設置し、年間活動計画を立案するとともに全教員に周知し、全体研修や分科会研修を組織的に行ってきた。

令和元（2019）年度 6 月には、学修成果の可視化に関わって、当年度から実施することとなったアセスメントテスト「PROG」について、「基礎力テスト PROG から見る 2019 年度 1 年生の傾向と、今後の活用について」と題し、「PROG」の主催者から講師を招いて、活用方法や学生の傾向について、説明を受けた。10 月は「卒業研究の科目ルーブリックを通してディプロマ・ポリシーを検討する」と題し、新たなディプロマ・ポリシーを踏まえ、必修科目である「卒業研究」のルーブリック策定をグループワークで行った。

なお、令和 2（2020）年度 FD 活動から、内部質保証体制を強化するため「質保証協議会」が統括して実施している。令和 2（2020）年度は、コロナ禍もあり、オンラインにて８月に「就職に強い芸術大学を目指し~今やるべきことは~」をテーマに研修会を実施した。

【エビデンス集 資料編】
資料 4-2-5　成安造形大学 FD 委員会規程（【資料 3-2-11】と同じ）
資料 4-2-6　令和元（2019）年度第 1 回 FD 研修会資料（【資料 3-3-9】と同じ）
資料 4-2-7　令和 2（2020）年度 FD 研修会資料

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

学生個々の成長度の可視化やカリキュラム改善に活用することなどを目的に、学修成果可視化システム「アセスメンター」と基幹システム「A ポータル」「アクティブアカデミー」を導入予定であることから、令和 3（2021）年 9 月稼働、令和 4（2022）年度の本格使用に向け、準備を進める。

また、FD 活動については、FD 研修会を例年 2 回開催しているが、令和 2（2020）年度はコロナ禍の影響で 1 回の開催に終わったことから、令和 3（2021）年度は前年度の授業評価アンケートの結果を踏まえつつ、前述のとおり導入予定の学修成果可視化システムの活用方法を教育職員に解説するとともに、アセスメントテスト「PROG」の結果の活用方法など内部質保証に強く関係するテーマを設定し、教育力の向上を図る。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、職員の資質・能力向上を図るため、内部研修、外部研修を組み合わせて SD を実施している。

内部研修については、教職員合同で開催する研修会と事務職員のみを対象とする研修会を実施している。令和 2（2020）年度の教職員合同研修会は、令和 3（2021）年 3 月にオンラインにて「第 3 回障がい学生支援に関する研修会」として開催し、「障害者差別解消法の禁止する差別の基礎理解と事例問題」をテーマに、障がいのある学生に対する指導等について教職員の理解を深めた。事務職員を対象とする研修会については、新任事務職員研修をはじめ、決算及び財務状況説明会、大学運営における課題等を共有し解決策を議論する研修会、外部研修会やセミナーへの参加者による報告会、情報セキュリティ研修などを法人本部が企画し、実施しているが、令和 2（2020）年度については、コロナ禍によりほとんど中止となったが、8 月に開催した FD 研修会「就職に強い芸術大学を目指し　-今やるべきことは-」の内容を事務職員向けに再編集し、12 月時点での最新情報やコロナ渦での対応策などを追加した形で SD 研修会として事務職員を対象に実施した。

外部研修については、日本私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団、民間事業者などが主催する新人職員対象の研修会や、私学行政全般の動向や各業務に関係する研修会への派遣などを行っている。令和 2 年度については、ほとんどがオンラインで開催された

ため、各課及び職員個々の課題等を踏まえ積極的に参加している。

また、今後起こりうる自然災害や火災など不測の事態を想定し、危機意識を高め、有事において学生や教職員らの安全や健康を守るために適切な対応ができる職員を一人でも多く育成するため、防火管理者講習の受講と衛生管理者の資格取得に対し、大学が一部費用負担を行っている。その結果、現在4名の衛生管理者と6名の防火管理者を擁している。

【エビデンス集 資料編】

資料 4-3-1　　12月研修会資料・3月研修会資料

資料 4-3-2　　令和2年度 SD 一覧

（3）4－3の改善・向上方策（将来計画）

SD の一環として、増加傾向にある障がいのある学生の現状把握と対処方法について、ワークショップ形式で研修会を開催し、教職員間の情報共有を図るとともに、県内の障がい者支援団体との連携を強化し、支援方策を企画する。

大学職員に求められる能力も変化し、日常的な業務においても複雑化している。状況の変化やこれまでになかった課題に対して対応できる人材を育成するために体系的な研修制度を検討する。また、大学職員に求められる役割やその役割を果たすために必要な能力や専門性を明確にし、その達成に向けたプログラムの構築を検討するとともに、各職員のキャリアパスも見据えた計画的・組織的な研修プログラムの策定を検討していく。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4－4の自己判定

基準項目4－4を満たしている。

（2）4－4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究については、個人研究室や所属領域の研究室などによる研究スペースを割り当てるとともに、週に一日授業や会議等の校務を入れない日を研究日として設定し、研究時間を確保している。また、附属図書館では、芸術大学の図書館として無理なく教育・研究が進められるよう、専門領域資料を収集、保存し提供している。さらに「クリエイティブサポート」では、教育・研究環境を機材・施設・技術面から支援している。

研究活動の実施に係る全学的な事項を審議し､研究活動の充実･向上に資することを目的として､「研究活動運営委員会」を設置している。同委員会では研究活動状況の把握、公的研究費等不正使用防止計画の策定、コンプライアンス教育の企画、「特別研究助成」の募集及び採択等を行っている。また、毎年、学内の研究成果を「成安造形大学紀要」としてまとめて、ウェブサイトで公開している。

【エビデンス集 資料編】
資料 4-4-1　成安造形大学研究活動運営委員会規程（【資料 4-1-14】と同じ）
資料 4-4-2　成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック
（【資料 2-5-5】と同じ）
資料 4-4-3　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 4-4-4　大学公式ウェブサイト「紀要」

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

国が示している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき「成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程」及び「成安造形大学公的研究費等取扱規程」、「公的研究費等使用について」を策定している。

また、最高管理責任者をはじめとする全ての責任者、全ての専任教員、全ての研究業務に関係する教職員を対象に、研究費の運営・管理を適正に行うための基本方針、研究費の使用が認められる範囲などの適正使用ルール、発注・検収システムの運用などの適正使用手続き、不正使用の具体的事例、モニタリング、内部監査制度および相談・通報（告発）制度等、ならびに不正使用が発生した場合の調査体制および不正が認められた場合の措置等についてのコンプライアンス教育を年に一度必ず開催している。またコンプライアンス教育の受講終了後にはプログラムの内容を理解したうえで誓約書の提出を義務づけている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策により、7 月 20 日～8 月 7 日の期間にオンラインによるコンプライアンス教育を実施した。

【エビデンス集 資料編】
資料 4-4-5　成安造形大学公的研究費等取扱規程
資料 4-4-6　成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程
（【資料 4-1-24】と同じ）
資料 4-4-7　令和 2（2020）年度研究活動に関する研修会について
資料 4-4-8　令和 2（2020）年度成安造形大学公的研究費等使用について

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分については、関係規程等を整備し、個人研究費をはじめ、「特別研究助成」や学長裁量予算などで教員の研究活動を経済的に支援している。また、教員の研究活動を支援する事務局として、「総務部」に「研究・連携支援課」を設置し、専任事務職員を配置していることに加え、令和 2（2020）年度より産官学連携などの知識や技能を有する人材として「学校法人京都成安学園管理運営規程」第 8 条第 2 項第 2 号に定める「技能職員」1 名を配置し、科学研究費助成事業への申請サポートや受託研究事業のコーディネートなどを行い、教員の研究活動を人的に支援している。

(a)個人研究費

教員個人に対する研究環境の整備として､｢成安造形大学個人研究費規程｣を制定し、同規程に基づき個人研究費が支給され、円滑に研究活動に取り組めるよう支援している。

(b)特別研究助成

中長期経営計画の経営戦略目標の一つである教育・研究の高度化、先鋭化と拡張に向け、本学の研究活動が活性化及び「特別研究助成」の弾力的運用を目的に「成安造形大学特別研究助成規程」を令和元（2019）年度改正し、令和 2（2020）年度より運用している。

(c)学長裁量予算

研究の活性化、学内教育改革・改善を目的として行う調査及び提案の実行等に対する弾力的な助成を可能にするために「成安造形大学学長裁量予算規程」を制定し、運用している。令和 2（2020）年度は「特別研究助成」として、1,000 千円を予算に充当している。

(d)外部資金

科学研究費補助金事業をはじめとする各種助成事業の募集については、全教員に情報提供を行っている。また、行政や企業と連携した研究を積極的に受け入れる体制を整えている。

(e) 若手研究成果発表

若手研究者の研究活動の支援として、学内のギャラリーで成果発表を行っている。令和 2（2020）年度は本学で勤務する助手が中心となり、展覧会「パースペクティブ」を開催した。

【エビデンス集 資料編】

資料 4-4-9	成安造形大学個人研究費規程
資料 4-4-10	成安造形大学特別研究助成規程
資料 4-4-11	成安造形大学学長裁量予算規程
資料 4-4-12	成安造形大学共同研究取扱規程
資料 4-4-13	成安造形大学産官学受託研究取扱規程
資料 4-4-14	展覧会チラシ　令和 2（2020）年 10・11 月 「パースペクティブ　スパイラル」
資料 4-4-15	学校法人京都成安学園管理運営規程

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

中長期経営計画では、芸術大学としての教育・研究の質的向上を最優先のテーマとしており、そのために必要な環境整備を推進する。

研究倫理については、国の方針に従い、研究者に求められる倫理に基づいて適正な運用を行うと共に、不正防止に努め、社会からの信頼に応えていく。

新たな活動拠点となる「未来社会デザイン共創機構」を中心に、社会との共創により、芸術研究を深化・拡張させ、より良い未来社会の実現に向け、提案型の研究活動を推進した。

［基準 4 の自己評価］

学長がリーダーシップを発揮できるように、副学長 2 名と学部長を配置するとともに、学長の諮問機関として運営協議会を設置するなど、学長を補佐する体制を整備している。また教授会をはじめ、各種委員会の設置や校務担当などを配置し、教学マネジメントに必要な職員を適切に配置した上で、教授会や各種委員会においてはそれぞれ規程を定め、組織上の位置づけや役割を明確にしており、教学マネジメントが機能している。

専任教育職員の配置については、設置基準上の人数を十分満たしており、教授の人数についても基準を満たしている。また、採用や昇任については学長の方針のもと、規程に準じて手続きを進めており、適切に運用している。FD をはじめとする教育職員の研修についても、定期的に実施している。FD 活動も含めた SD についても、学内の研修会をはじめ、オンライン研修などさまざまな機会を設け、職員の資質と能力向上を図っている。

研究支援については、個人研究室や領域研究室、クリエイティブサポート施設、図書館など快適な研究環境を整備し、有効に活用している。また、個人研究費や特別研究助成制度などにより、教員の研究意欲に応えるように適正な配分を行っている。また、「成安造形大学公的研究費等取扱規程」や「成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程」を制定し、厳正な運用を図りつつ、公的研究費等に係るコンプライアンス教育、研究倫理教育の研修会を実施し、公正な研究活動の推進を図っている。

以上のことから、「基準 4　教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5−1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

（1）5−1 の自己判定

基準項目 5−1 を満たしている。

（2）5−1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

(a)本法人の目的と法令順守

本学の設置者である学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）は、「学校法人京都成安学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とし、本法人の目的を明確にしている。本法人の経営、管理・運営は、教育基本法や学校教育法をはじめとする関係法令を遵守し、法令の趣旨に従って適正に行っている。

(b)諸規程の整備と規程に基づく組織運営

本法人は、「学校法人京都成安学園理事会運営規程（以下、「理事会運営規程」という。）」において、理事会における付議事項など理事会運営に関わる事項を規定しているほか「学校法人京都成安学園管理運営規程（以下、「管理運営規程」という。）」において、管理運営の根拠、経営、管理運営の根本となる諸規程の管理や組織、職位等を規定し、適正な管理運営の規律性の維持に努め、「学校法人京都成安学園管理運営専決規程（以下、「管理運営専決規程」という。）」では専決事項を明確にし、責任の所在を明らかにしている。

また、就業に関しては、「学校法人京都成安学園就業規則」をはじめとして雇用管理区分ごとに計 13 の就業規則を定め、具体的な服務心得等を明確にしている。「成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等基本規程」においては、公的研究費等を適正に管理及び運営することを定め、また、社会的信頼を維持するため「学校法人京都成安学園コンプライアンス規程」を定め本法人及び本学の誠実性の維持に努めている。

（c）情報の公表

本法人は、公共性の高い法人として説明責任を果たし、公正で透明性の高い運営を行うため、「学校法人京都成安学園情報公開規程」（以下、「情報公開規程」という。）に基づき、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報を含む教育研究活動等の情報を本学ウェブサイトを通して適切に公表している。
また、財務情報及び「寄附行為」「学校法人京都成安学園役員報酬規程」、役員名簿等についても「情報公開規程」に基づき、本学のウェブサイトで公表するとともに事務所に備え置き、閲覧に供している。

【エビデンス集　資料編】

資料 5-1-1　学校法人京都成安学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）
資料 5-1-2　学校法人京都成安学園理事会運営規程
資料 5-1-3　学校法人京都成安学園管理運営規程（【資料 4-4-15】と同じ）
資料 5-1-4　学校法人京都成安学園管理運営専決規程
資料 5-1-5　学校法人京都成安学園就業規則
資料 5-1-7　学校法人京都成安学園成安幼稚園非常勤講師就業規則
資料 5-1-8　学校法人京都成安学園成安幼稚園常勤講師就業規則
資料 5-1-9　学校法人京都成安学園限定職員就業規則
資料 5-1-10　学校法人京都成安学園現業職臨時職員就業規則
資料 5-1-11　学校法人京都成安学園臨時職員就業規則
資料 5-1-12　学校法人京都成安学園技能職員就業規則
資料 5-1-13　学校法人京都成安学園成安造形大学任期制非常勤講師就業規則
資料 5-1-14　学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助手就業規則（【資料 4-2-3】と同じ）
資料 5-1-15　学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助教就業規則（【資料 4-2-2】と同じ）
資料 5-1-16　学校法人京都成安学園成安造形大学招聘教育職員就業規則
資料 5-1-17　学校法人京都成安学園成安造形大学客員教育職員就業規則
資料 5-1-18　学校法人京都成安学園成安造形大学任期制特別任用教育職員就業規則
資料 5-1-19　成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程（【資料 4-1-24】と同じ）
資料 5-1-20　学校法人京都成安学園コンプライアンス規程
資料 5-1-21　学校法人京都成安学園情報公開規程
資料 5-1-22　学校法人京都成安学園役員報酬規程

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、「寄附行為」において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的とすると定めている。また、本学は「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）に掲げている。理事会は、使命と目的を実現するため、経営基本理念を明確にするとともに、評議員会の意見を聴いて、令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度までの 10 年間を計画期間とする「学校法人京都成安学園中長期経営計画 - 学園創立 100 周年からの新たなチャレンジ - 」を策定している。

また、中長期経営計画を踏まえて策定している年次の事業計画は理事会においてその進捗状況の確認とともに評価を行い、中長期経営計画を踏まえて評議員会の意見を聴いて策定している。

【エビデンス集　資料編】

資料 5-1-23　経営基本理念

資料 5-1-24　学校法人京都成安学園中長期経営計画
－学園創立 100 年からの新たなチャレンジ－
【令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度まで】(【資料 1-2-7】と同じ)
資料 5-1-25　学校法人京都成安学園　令和 3（2021）年度　事業計画
(【資料 F-6】と同じ)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(a)環境保全

環境保全に関しては、クリーンで快適な学修・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用におけるマナーの向上策やルールを順次整備し、学内美化やエネルギーの節約などに努めている。具体的には、表 5-1-1 に示すような取り組みを実施している。

表 5-1-1 環境保全への主な取り組み

1	健康増進法に基づく「受動喫煙」の防止措置として、学内の指定喫煙場所を屋外の 1 か所に限定。
2	ゴミ捨てマップを作成し、「成安手帖」に掲載し、全学生に周知。ゴミの分別・リサイクルの推進。
3	夏期におけるクールビズの実施。
4	冷暖房の適切な温度設定及び集中管理。

また、照明器具の LED 対応器具への更新、空調設備に関するデマンド（最大電力）コントロールシステム採用による電力のピークカットを図る省エネルギー対策の推進、自動水栓の導入による節水などにも取組んでいる。

(b)人権への配慮

人権への配慮については、「成安造形大学人権委員会規程」を定め、人権委員会を設置している。また、「学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程(以下、「ハラスメント防止規程」という。)」を定め、各種ハラスメントの防止と人権意識の啓蒙に努めている。

学生には、「成安手帖」に 7 人のハラスメント相談員を掲載し、E メールや対面相談などの方法で、いつでも相談できる体制を整えている。また、「成安手帖」や本学ウェブサイトを通して各種ハラスメントの事例を挙げて注意喚起を促している。

ハラスメントの対応については、「ハラスメント防止規程」において、9 人の教職員で構成されるハラスメント防止委員会を設置している。法改正に伴う職場におけるハラスメント防止対策強化の理念に従って、全教職員に対して「成安情報サービス」や事務室への掲示等を通して周知するとともに「学校法人京都成安学園職場におけるハラスメントの防止に関する規程」及び「学校法人京都成安学園ハラスメント撲滅宣言」を定め、その徹底を図っている。

(c)安全への配慮

安全への配慮については、「成安造形大学危機管理規程」「成安造形大学危機管理基本マニュアル」「成安造形大学消防計画」を定め、危機管理体制を整備するとともに、年 1 回程度の防災訓練を実施している。ただし、令和 2（2020）年度はコロナ禍のため中止した。

情報資産の取扱いについては「学校法人京都成安学園情報セキュリティ基本規程」において情報セキュリティ基本方針を明確にするとともに、「学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程」「学校法人京都成安学園個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する規程」や内規を定め、個人情報など情報資産の保全に努めている。

労働安全衛生については、本学は、労働安全衛生法第 18 条に定められた「衛生委員会」を設置し、「成安造形大学衛生委員会規程」に基づき、月に 1 回外部に委託している産業医を招いて開催し、職場の安全と健康確保に努めている。

また、衛生管理者は、法律の定める選任数(本学においては 2 人以上)を上回る 4 人（第一種衛生管理者 1 人、第二種衛生管理者 3 人）が在籍しており、原則、週に一度の職場巡視を行い、職場の安全衛生に配慮している。労働安全衛生法の定める基準を十分満たしている。

令和元(2019)年度の後半から感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応としては、マスクの着用、毎日の検温を義務付けるとともに、学生対応窓口などにアクリル板や飛沫防止シートを設置したほか、各教室の換気扇を順次 24 時間対応の機種に交換し、常時稼働させるなどの感染防止措置を講じている。更に、授業実施形態の工夫、政府が提唱する「新しい生活様式」の導入など可能な限りの安全対策を講じている。

この他、AED（自動体外式除細動器）の学内 4 か所への設置と、学外の不審者情報の「成安情報サービス」による情報提供などを行っている。

【エビデンス集 資料編】

資料 5-1-26　令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）
資料 5-1-27　成安造形大学人権委員会規程（【資料 4-1-21】と同じ）
資料 5-1-28　令和 3（2021）年度成安造形大学 役職者・機関会議・担当者・研究者等一覧
資料 5-1-29　学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程（【資料 2-4-8】と同じ）
資料 5-1-30　学校法人京都成安学園職場におけるハラスメントの防止に関する規程
資料 5-1-31　学校法人京都成安学園ハラスメント撲滅宣言
資料 5-1-32　掲示物「令和 2 年 6 月 1 日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました」及び掲示物周知資料
資料 5-1-33　成安造形大学危機管理規程（【資料 4-1-22】と同じ）
資料 5-1-34　成安造形大学危機管理基本マニュアル
資料 5-1-35　成安造形大学消防計画
資料 5-1-36　学校法人京都成安学園情報セキュリティ基本規程
資料 5-1-37　学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程
資料 5-1-38　学校法人京都成安学園個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する規程

資料 5-1-39　第 1 号情報資産取扱内規ほか計 8 の内規
資料 5-1-40　成安造形大学衛生委員会規程（【資料 4-1-20】と同じ）
資料 5-1-41　成安造形大学衛生管理者名簿（免許証の写し）
資料 5-1-42　24 時間稼働換気扇設置場所一覧（設置個所見取図）

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学は、その使命・目的の実現に向けて、継続的な取り組みを実施しているが公共性の高い法人として、経営の規律と誠実性の維持向上を図るためには、説明責任を果たすことが重要であり、引き続き公表する情報の充実を図ることを推進する。あわせて、中長期経営計画を円滑に実施し、PDCA サイクルによる実行管理をより強化する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(a)理事会の位置付けと役割

本法人は、私立学校法に基づき理事をもって組織する理事会を置いている。理事会は、「寄附行為」第 16 条において「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、法人の最高意思決定機関であると定めている。全ての理事が本法人の経営や設置校の運営に責任をもって参画し、かつ機動性、即応性をもって意思決定ができるように、毎年度開催計画を立て、理事会を開催している。理事会の法人経営上、又は設置校の運営上の意思決定を補佐する機能は法人本部で担当しており、経営判断に要する経営情報や設置校の運営に関する情報の提供、調査研究や政策立案などの業務を行っている。なお、理事会に付議すべき事項は「理事会運営規程」第 9 条において定めている。

なお、法令に基づき、役員の損害賠償責任等について、「寄附行為」第 8 章に明確に規定している。

また、監事は、常時、理事会に出席し、本法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査し、必要に応じて理事長に対し報告している。

(b)理事の選任

本法人の理事定数は「寄附行為」第 5 条で 6 人以上 12 人以内と定めており、その選任は、「寄附行為」第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定に基づき適切に行っている。現員は 10 人で、その過半数が外部理事である。理事長は、「寄附行為」第 6 条第 1 項の規定に基づき、「理事総数の過半数の議決により選任」している。また、理事のうち 1 人を「寄附行為」第 6 条第 2 項の規定に基づき、「理事総数の過半数の議決」により専務理事に選任している。

表 5-2-1 理事の定数、選任方法と現員

役職名	定数		選任方法	内訳数(任期)	現員
理事長	1人		理事のうち理事総数の過半数の議決により選任		1人
専務理事	1人		理事長を除く理事のうち理事総数の過半数の議決により選任		1人
理事	6 人以上 12 人以内 ＊理事長と専務理事含む	第 1 号	成安造形大学長	1 人(任期 3 年)	1 人
		第 2 号	評議員のうちから評議員会において選任した者	2 人以上 3 人以内 (任期 3 年)	3 人
		第 3 号	学識経験者のうちから理事会において選任した者	3 人以上 8 人以内 (任期 4 年)	6 人

(c)理事会の権限委任と理事の職務担当制

本法人は「理事会運営規程」において理事長、学長、併設校である成安幼稚園園長及び法人本部長への委任事項について明確に規定している。学長に関しては、理事会決定事項と理事長への委任事項を除き、本学の管理・運営及び教育・研究に関する業務を委任している。

また、理事会機能の強化・充実を図るため、理事の職務担当制を導入しており、「財務担当」「大学教学担当」「学園将来構想担当」「幼稚園担当」「収益事業担当」「法務担当」「地域連携担当」「危機管理担当」「産官学担当」「施設管理担当」「研究担当」「社会貢献担当」の 12 分野に加え、「学校法人京都成安学園創立 100 周年記念事業担当」及び「学校法人京都成安学園創立 100 周年記念事業寄付金募集担当」を分担している（本法人は令和 2(2020)年度に学園創立 100 周年を迎えたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により記念事業の中止又は令和 3（2021）年度への延期を決定した)。

(d)学長の任命

第 1 号理事である成安造形大学長の選任については、「成安造形大学学長選考任免規程」に基づき、「成安造形大学学長候補者選考委員会」から推薦された学長候補者について、理事会においてその適否を審議し、学長とすることを承認した場合、理事長が任命することとしている。

(e)理事会の開催状況

令和 2（2020）年度の理事会は計 11 回開催し、理事の出席率は 90.9%であった。理事の出席状況については、特段の問題はなかったと判断している。

なお、委任状（回答書・意見書を含む）を含めた場合、すべての理事会において全理事の意思が表明されていることから、意思決定は適切に行っているものと判断している。

【エビデンス集 資料編】

資料 5-2-1　　学校法人京都成安学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

資料 5-2-2　令和 2 年度学校法人京都成安学園理事会・評議員会等開催日程
（【資料 F-10】と同じ）
資料 5-2-3　令和 3（2021）年度　学校法人京都成安学園理事会・評議員会開催日程
資料 5-2-4　学校法人京都成安学園事務分掌規程（【資料 4-1-25】と同じ）
資料 5-2-5　学校法人京都成安学園理事会運営規程（【資料 5-1-2】と同じ）
資料 5-2-6　学校法人京都成安学園　役員名簿【令和 3 年 4 月 1 日現在】
（【資料 F-10】と同じ）
資料 5-2-7　成安造形大学学長選考任免規程
資料 5-2-8　令和 2(2020)年度理事会開催状況、出欠状況

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会が使命・目的達成のために、機動的・戦略的な意思決定を行えるように、理事会の意思決定を補佐する体制をさらに充実させるとともに、今以上にきめ細かく迅速に意思決定ができるような理事会のあり方について早急に制度の整備を進める。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会は、大学の教学及び管理・運営を統括する学長を含む 10 人で構成しており、毎年度開催計画に従って開催し、「理事会運営規程」に基づく付議事項について審議を行っている。特に、事業計画や予算編成など重要度の高い事項については、理事会において審議事項として付議するまでに、事業計画については「大学運営協議会」、予算編成については「学校法人京都成安学園予算規程」第 12 条に基づき、「大学予算委員会」を設置し、十分に審議を行っている。

理事会においては、「理事会運営規程」に定められた付議事項はもとより、教授会の開催状況やその審議内容なども報告されており、学生募集状況、就職進路状況、学籍異動など経営判断に必要かつ重要な情報を共有し、意思統一を図っている。理事会決議事項等については、個人情報を含む一部事項を除き、事務室内掲示板に公示することで情報共有を図っている。

「成安造形大学運営協議会規程」に基づいて設置している運営協議会は、学長、副学長(2 人)、学部長、教務委員長、事務局長、事務局各部長で構成しており、原則週 1 回開催し、大学の基本理念（教育理念）のもと、教授会の運営、学生募集、教育課程の編成、「学則」その他重要な諸規程の制定・改廃など本学の運営と将来計画に関する重要な事項について協議している。運営協議会で協議した内容については、必要に応じて教授会に付議す

ると共に理事会審議が必要な事項は理事会に付議している。

また、教育職員は芸術学科の中の6つの「領域」もしくは「共通教育センター」に所属し、それぞれの「領域・共通教育センター」で開催される会議に出席し、意見を述べている。

事務局においては、事務局長が部課長を原則月 1 回招集し、「部課長会」を開催している。「部課長会」では、全部課長が一堂に会し、各部署が担当する業務に関わる連絡や情報共有、部署間の調整、それぞれの部署からの提案や意見に対して協議などを行っている。「領域・共通教育センター」での会議や「部課長会」での議題については、必要に応じて各種委員会や運営協議会の議題として取り上げており、職員一人ひとりの意見が汲み上げられる仕組みができている。

【エビデンス集 資料編】

資料 5-3-1　学校法人京都成安学園理事会運営規程（【資料 5-1-2】と同じ）
資料 5-3-2　成安造形大学運営協議会規程（【資料 1-2-1】と同じ）
資料 5-3-3　学校法人京都成安学園予算規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(a)法人及び大学の管理運営機関による相互チェック

大学部門に関する理事会付議議案は「運営協議会」、必要に応じて教授会において審議された後、理事会に付議され、理事である学長からその内容についての説明がなされる。この過程で法人本部と大学事務局の管理運営機関において情報は共有しており、相互にチェックする体制となっている。また、法人本部の担当部長は、大学事務局の管理運営担当部署である総務部の部長が兼務していることもこの相互チェック体制を補完することに寄与している。

(b)監事

監事は「寄附行為」第8条の定めに基づき本法人の理事、職員（学長、教育職員、その他の職員を含む）又は評議員以外の者で理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事の定数は2人以上3人以内で現員は2人、任期は4年である。監事は原則、週2日出勤し、日常的に設置する学校の運営が適正になされているかについて、事務部門の担当者に対するヒアリングや運営状況を記した書類の閲覧などを通して、業務監査を行っている。更に、公認会計士との連携を密にするため会計監査に立ち会い、監査内容の把握と情報交換を行っている。なお、監事は全ての理事会と評議員会に出席し、本法人の財産及び理事長を含む理事の業務執行の状況についての監査を行い、必要に応じて監査の方針や意見を述べるなど監事の職務を全うしている。加えて会計監査人及び内部監査委員会と緊密に連携し、三様監査の体制を構築している。

(c)評議員会

評議員会の諮問事項は、予算、事業計画、寄附行為の変更など「寄附行為」第 21 条各

号に定める事項であり、これらの事項の決議に当たってはあらかじめ評議員会の意見を聴くなど、評議員会は適切に運営している。

評議員の選任は「寄附行為」第 23 条や「学校法人京都成安学園寄附行為施行細則」第 3 条の定めに従って行っている。評議員の定数は、「寄附行為」第 19 条第 2 項の規定により、16 人以上 25 人以内とし、現員は 21 人である。令和 3（2021）年 4 月 1 日付で新たに理事が１人、任命されたことにより、令和３（2021）年 5 月 1 日時点では、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員数に 1 人足りない状態であったが、令和 3（2021）年 5 月 29 日付で新たに 1 人を選任したことで、法令の規定する人数を満たすこととなった。評議員の選任は「寄附行為」第 23 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定に基づき適切に行っている。なお、令和 2(2020)年度の評議員会は計 3 回開催し、出席率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点で開催したため 63.3%であった。

(d) 内部監査

本法人の経理及び一般業務について誤謬あるいは脱漏を防止し、かつ、業務全般にわたる管理運営について、合法性と合理性の観点から検討及び評価し、もって経営の改善及び業務能率の向上を図り、本法人の健全な運営を確保し、発展に資することを目的として、「学校法人京都成安学園内部監査規程」に基づき、内部監査委員会を設置し、委員長 1 人、委員 2 人計 3 人の委員（専任事務職員・兼務）を配置している。内部監査委員会は、会計監査人による会計監査への立ち合い、業務監査、内部監査としての会計監査を実施するほか、監事及び会計監査人と緊密に連携し、三様監査体制を構築しており、相互チェックは有効に機能している。

図 5-3-1 意思決定組織・相互チェック体制を示す図

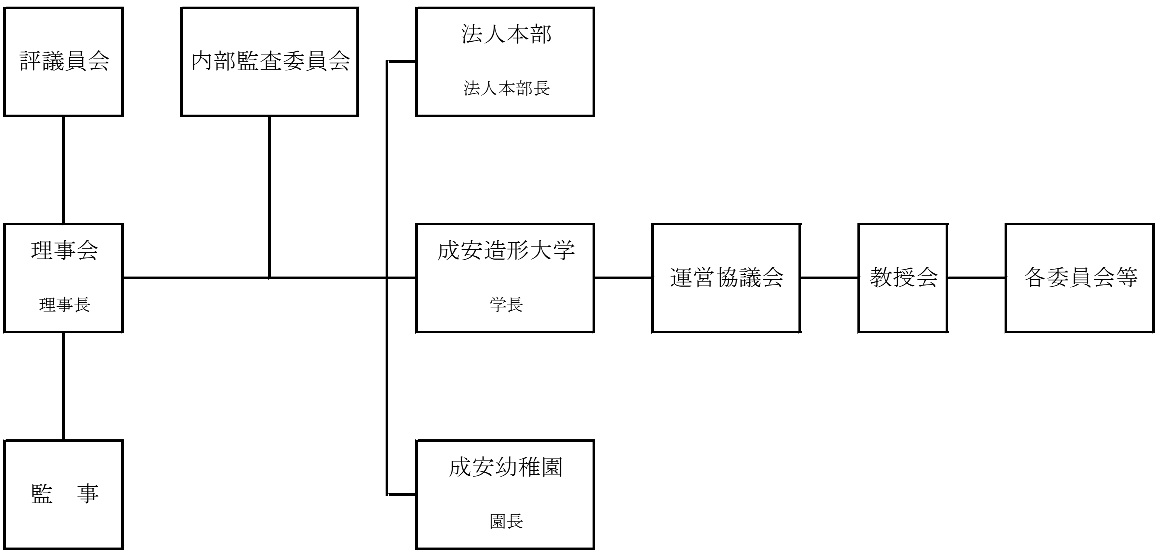

【エビデンス集 資料編】
資料 5-3-4　学校法人京都成安学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）
資料 5-3-5　学校法人京都成安学園監事監査規程
資料 5-3-6　学校法人京都成安学園寄附行為施行細則
資料 5-3-7　学校法人京都成安学園　役員名簿【令和 3 年 4 月 1 日現在】（【資料 F-10】と同じ）
資料 5-3-8　学校法人京都成安学園　評議員名簿【令和 3 年 4 月 1 日現在】（【資料 F-10】と同じ）
資料 5-3-9　学校法人京都成安学園　評議員名簿【令和 3 年 5 月 29 日現在】（【資料 F-10】と同じ）
資料 5-3-10　令和 2(2020)年度評議員会開催状況、出欠状況（【資料 F-10】と同じ）
資料 5-3-11　学校法人京都成安学園内部監査規程
資料 5-3-12　令和 3 年度　学校法人京都成安学園　内部監査委員名簿

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

監事と会計監査人による監査は、それぞれ適切に行われ、相互チェック体制は有効に機能しているものの、内部監査については委員会組織による運営であるため、更なる改善の余地が残されている。今後は、常設で専従の職員を置く機関の設置を含めた改善方法を検討し、その有効性を高め、三様監査体制の強化に努める。

評議員会については、引き続き学校法人の運営に対して適切な意見の表明を得られるように、その構成と運営方法の更なる改善を図る。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では、令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度までを計画期間とする「学校法人京都成安学園中長期経営計画 - 学園創立 100 周年からの新たなチャレンジ - 」を策定し、社会の変化に対応し得る学校法人の基盤の構築を目指して学校法人と設置校のあるべきビジョンを掲げ、計画内容の見直しを行いつつ、その遂行にあたっている。あわせて、財務計画も策定し、令和 7(2025)年度までの収支見通しについて試算している。予算編成時に理事会として取りまとめる予算編成基本方針は、中長期経営計画及び財務計画を踏まえて策定しており、単年度ではなく、中長期的な観点から予算編成を行っている。

予算編成については、設定する学生・園児数や配付予算方式としている勘定科目の配付予

算額など収入及び支出等の設定を予算編成基本方針として提示し、収入額を見積もったうえで収支状況を勘案して行っている。予算重点配分対象事業や施設整備事業については、その重要度や緊急性などを考慮して予算措置を講じている。

【エビデンス集 資料編】

資料 5-4-1　学校法人京都成安学園中長期経営計画
－学園創立 100 年からの新たなチャレンジー
【令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度まで】(【資料 1-2-7】と同じ)

資料 5-4-2　学校法人京都成安学園中長期経営計画財務計画(収支計画)
【令和元(2019)年度から令和 7(2025)年度まで】

資料 5-4-3　学校法人京都成安学園　令和 3 年度　当初予算編成基本方針

資料 5-4-4　令和 3 年度当初予算書

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の経常収支差額は、平成 27(2015)年度以降安定した状態が続いており、借入金の返済等による基本金組入額が大きいため当年度収支差額は支出超過となっているものの、収支バランスは一定確保されている。借入金の返済は順調に進んでいるが、依然として有利子負債が多いことなどから、財務比率は、概ね全国的な平均値（日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）が公表している数値。以下、同じ。)より悪くなる傾向にある。この状況を改善するために人件費の適正化を図ることとし、人件費比率 50%以下人件費依存率 65%以下を目標として掲げている。令和 2(2020)年度においては人件費比率 43.3%、人件費依存率 53.2%といずれも目標値を達成している。

一方、有利子負債は約定どおり返済しているが、大津市に対する大学校地に係る長期未払金の支払額が大きく収支を圧迫していたため、令和 2（2020）年度末に私学事業団ならびに市中金融機関から資金を調達し残金全額を支払った。このことにより、年間の債務償還額の減額と平準化を行うことができ収支の安定化に効果があったものと考えている。

帰属収入(事業活動収入)の 9 割以上を大学部門が占め、また、学生生徒等納付金収入が帰属収入(事業活動収入)の約 8 割を占めている本法人では、大学における安定的な学生の確保が安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保には欠かせない。本学の学生数及び在学生の推移は、表 5-4-1 のとおり、入学定員 200 名、3 年次編入 10 名、収容定員 820 名に対して、平成 29(2017)年度以降、順調に推移しており、安定化の主たる要因である。

教育研究活動の活性化を図るため、各種補助金や受託事業等の外部資金の獲得にも積極的に取り組むとともに、科学研究費補助事業など競争的外部資金の獲得のため、教育職員に対する啓発活動にも力を入れている。

表 5-4-1 入学者数及び在籍者数の推移　　　　　　　　　　　（各年度 5 月 1 日現在）

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度
入学者数(人)	263	239	235	234	230
入学定員充足率	131.5%	119.5%	117.5%	117.0%	115.0%
在籍者数(人)	850	901	943	949	921
収容定員充足率	103.7%	109.9%	115.0%	115.7%	112.3%

【エビデンス集 資料編】

資料 5-4-5　令和 2（2020）年度事業報告書（【資料 F-7】と同じ）
（平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度財務の経年比較）
資料 5-4-6　平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの計算書類
（【資料 F-11】と同じ）
資料 5-4-7　平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度までの事業報告書
資料 5-4-8　市中金融機関借入金一覧表
資料 5-4-9　日本私立学校振興・共済事業団借入金一覧表
資料 5-4-10　借入金返済計画一覧

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

学生を安定的に確保し、学生生徒等納付金収入の安定化を図ること、中長期経営計画の点検・見直しを行いつつ着実に実行すること、借入金の返済を計画どおり進めることで財務基盤の確立と収支バランスの確保を図る。また、外部資金については、補助金が大部分を占めているが、受託事業などによる事業収入、施設の有効利用などによる収入の増加を図る。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計は「学校法人会計基準」「学校法人京都成安学園経理規程」「学校法人京都成安学園経理規程細則」に従って処理されている。予算の編成や執行、その諸手続きについては「学校法人京都成安学園予算規程」（以下、「予算規程」という。）と「学校法人京都成安学園管理運営専決規程」に従って処理されている。予算は毎年度、前年度の 3 月に開催する評議員会に諮問し評議員会後に開催する理事会で決議し、4 月 1 日から執行してい

る。また、事業計画の大幅な変更等により予算に著しい乖離が生じる場合には補正予算を編成することとしているが、通常は 12 月に開催する評議員会に諮問し、評議員会後に開催する理事会で決議して補正予算を編成している。

本法人では、出金に関わる勘定科目の付与、支払データ（人件費を含む）作成などの会計処理全般を、学校会計を含む会計全般に精通している事業者に外部委託することや担当職員を外部研修へ派遣することなどで会計知識の修得を図ること、また会計処理上の不明点は公認会計士や私学事業団と協議することなどで、適正な処理に努めている。なお、毎年度、委託先との連携により計算書類と各種決算資料を作成し、会計監査人による監査を受けている。

【エビデンス集　資料編】

資料 5-5-1　　学校法人京都成安学園経理規程
資料 5-5-2　　学校法人京都成安学園経理規程細則
資料 5-5-3　　学校法人京都成安学園予算規程（【資料 5-3-3】と同じ）
資料 5-5-4　　学校法人京都成安学園管理運営専決規程（【資料 5-1-4】と同じ）
資料 5-5-5　　独立監査人の監査報告書（令和 2(2020)年度決算）
資料 5-5-6　　監事監査報告書（令和 2(2020)年度分）

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、私立学校振興助成法に基づいて、会計監査人による会計監査を毎年 5 回（期首、第 1 四半期、中間、第 3 四半期、期末）実施している。現預金・現物監査、会計帳簿、計算書類、契約書、理事会議事録、評議員会議事録、教授会議事録等に基づいた厳格な監査が実施されており、監査結果は理事会に報告（期末監査については評議員会にも報告）し、指摘事項等については、速やかに関係各部署へ通知し、改善を図っている。

一方、監事による会計監査は業務監査と併せて実施している。また、公認会計士による会計監査時には、公認会計士、監事及び内部監査委員長との間で情報交換が実施されている。

中間会計監査終了後には「中間会計監査報告書」を、期末監査終了後には「独立監査人の監査報告書」「監事監査報告書」を受領し、理事会に報告（監事監査報告書については評議員会にも報告）している。

【エビデンス集　資料編】

資料 5-5-7　　報告書（公認会計士による令和 2(2020)年度中間監査にかかる報告書）

(3) 5－5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理委託先業者とのコミュニケーションを更に緊密にし、会計処理の精度の更なる向上を図るとともに事務職員の会計知識の向上と教職員に対する啓発活動を強化し、引き続き会計処理の適正な実施に努める。

また、会計監査人による厳正な会計監査を継続し、あわせて三様監査の体制を更に強固

なものとすることで、監査の有効性を高め、より適正な会計処理が行われるように努める。

［基準 5 の自己評価］

法人と大学の運営と業務の執行は、法令や寄附行為、その他諸規程に従って適正に行われている。また、公共性の高い法人として説明責任を果たすため、ウェブサイトを通して教育研究活動等の情報や財務情報等を公表することで、経営の規律と誠実性を維持している。

本法人は、その使命・目的を実現するため、経営理念を明確にするとともに中長期経営計画を策定し、かつ、不断の点検と見直しを行うことで、継続的に努力している。

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、必要に応じて規程を整備し、教育訓練を実施し、適切に対応している。とくに令和元(2019)年度後半からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みを行っている。

理事会は理事長のリーダーシップのもと本法人の最高意思決定機関として機能しており、寄附行為などに基づいて適正に運営されている。理事会には理事として、学長と事務職員である法人本部長が出席しており、また、教学に関する重要な事項は理事会において審議もしくは報告されていることから、法人と教学との情報共有と連携を適切に行っている。

評議員会は、寄附行為に定めのある諮問事項について理事会決議前に意見を聴くなど寄附行為に基づいて適正に運営されており、評議員も適切に選任している。

監事は寄附行為に基づいて適切に選任し、全ての理事会、評議員会に出席しているほか、寄附行為に定められた監査を適切に実施している。また、会計監査人や内部監査委員会と緊密に連携して三様監査の体制を構築している。

予算は、中長期経営計画及び財務計画を踏まえて理事会が定める予算編成基本方針に基づき、予算規程に従って編成され、寄附行為の規定に基づいて評議員会の意見を聴いたうえで決定しており、補正予算も編成するなど、財務運営を適切に行っている。

本法人の令和 2(2020)年度決算における経常収支差額は 1 億 77 万円、基本金組入前当年度収支差額は 1 億 4,898 万円で、収支バランスは安定している。また、各種補助金をはじめとする外部資金の獲得にも取り組んでいる。

会計は、学校法人会計基準及び諸規程に従って適正に処理されており、会計監査人による会計監査、監事と内部監査委員会との連携も有効に機能しており、厳正に監査を行っている。

以上のことから、基準「経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 30（2018）年度に、社会的要請の高まりによる高等教育における内部質保証システムの構築に向けて、本学の目的ならびに社会的使命を達成するために、恒常的かつ継続的な自己点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努めることを通じて、本学の教育研究水準を保証し向上を図ることを目的として、新たに「成安造形大学質保証に関する規程（以下、「質保証規程」という。）」を制定し、学長を議長とし、副学長、学部長、教務委員長、事務局長、学長が指名する専任教育職員を構成員とする「質保証協議会」を設置し、内部質保証を全学的に統括する体制を構築している。

本学における質保証とは､目的の実現に向けて､組織及び教育研究活動を不断に検証し、その向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で証明していく恒常的・継続的プロセスであり、それを実現するため､「質保証協議会」の下、組織、教育研究活動及びその支援、学生の受け入れ、修学・進路支援、教育研究環境の整備、管理運営・財務等に関する事業について、自己点検・評価を実施し、教育研究機関としての質の改善・向上を図っている。

また、令和 2（2020）年度には、第三者評価（大学機関別認証評価）とは別に、本学が実施する自己点検･評価の妥当性及び客観性を確保することを目的として､「成安造形大学外部評価規程」を制定し、地元である滋賀県庁の要職者や地元企業の経営者など有識者による外部評価を実施し、三つのポリシーに基づく本学の人材育成方針と社会で求められる人材像との間に乖離がないか検証する機会を設けている。

【エビデンス集 資料編】

資料 6-1-1　成安造形大学質保証に関する規程（【資料 1-1-7】と同じ）
資料 6-1-2　成安造形大学外部評価に関する規程
資料 6-1-3　第 1 回外部評価報告書

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における内部質保証の体制については「質保証協議会」が統括し、全学的な取り組みをしているが、さらなる質の維持・向上を図るため、令和 3（2021）年 2 月初めて実施した外部評価の内容を踏まえた体制の整備などを検討する。

また、自己点検・評価の信憑性や妥当性を高め、客観性・適切性を確保するため、FD・SD 研修等を通して内部質保証の意義や重要性についての理解を深め、教職員一人ひとりの点検・評価の意識を高める方策を検討する。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「質保証規程」に基づき、組織、教育研究活動及びその支援、学生の受け入れ、修学・進路支援、教育研究環境の整備、管理運営・財務等に関する事業について、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は当年度事業計画をもとに、機関会議及び事務部署で 1 月にその進捗状況及び評価を実施し「質保証協議会」で検証した上で、理事会に報告している。その後、自己・点検評価結果については、本学ウェブサイトで公表し、学内外のステークホルダーと情報を共有している。また、自己点検・評価結果に基づき、機関会議及び事務部署で次年度の事業計画を策定し、運営協議会での協議を経て、理事会で審議している。

令和 2（2020）年度の自己点検・評価については、アセスメント・ポリシーに基づき「質保証協議会」において、入試種別毎の休学・退学率、卒業率、就職率、進学率、学位授与数、GPA や個別の単位取得状況の調査分析をしたうえで、アセスメント結果を各事務課に報告し、それぞれで検討のうえ、必要に応じて各種委員会で協議を行っている。また、 1 月にはそのアセスメント結果も踏まえつつ、当年度の事業計画の自己点検・評価を行い、次年度の事業計画の策定につなげている。

【エビデンス集 資料編】

資料 6-2-1	令和 2 年度事業計画 点検・評価一覧表
資料 6-2-2	令和 2 年度第 2 回質保証協議会議事録 (アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について) (【資料 3-3-2】と同じ)
資料 6-2-3	令和 2 年度第 31 回運営協議会議事録

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 30（2018）年から、教育情報の一元化・共有化・活用を図り教育情報の活用促進を目的に、IR 機能をつかさどる「企画課」を「企画部」に配置し、組織としての戦略的意思決定の支援のための IR業務を行っている。令和 2（2020）年度は、「質保証協議会」において、企画課で調査した入試種別毎の休学・退学率、卒業率、就職率、進学率、学位授与数を基に分析を行った。「授業評価アンケート」や 4 年生の卒業時に「学修成果アンケート」を実施し、学生個々の学修成果を点検・評価している。集まったデータは各委員会へ情報共有され、そのデータを基に各委員会にて事業計画を策定している。

新入生を対象にアセスメントテスト「PROG」を実施し、その結果を「質保証協議会」で確認のうえ、「教務委員会」へ報告している。新入生の現状のジェネリックスキルの状況

を教員が情報共有することで、教授方法の工夫につなげている。

キャリアサポートセンターでは、卒業後5年以上経過した卒業生を対象に、在学中の教育内容や学生支援サービスに関するアンケート調査を実施し、集計した内容を教職員で共有した上で、その改善や見直しを図っている。

【エビデンス集 資料編】

資料 6-2-4	令和2年度第2回質保証協議会議事録 (アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について) (【資料 3-3-2】と同じ)
資料 6-2-5	2020 年度授業評価アンケート(【資料 2-6-1】と同じ)
資料 6-2-6	2019 年度学修成果アンケート(【資料 3-2-16】と同じ)
資料 6-2-7	2009 年3月卒～2014 年3月の卒業生キャリアに関するアンケート結果 (【資料 2-3-9】と同じ)
資料 6-2-8	PROG 告知メール

(3) 6－2の改善・向上方策(将来計画)

学修成果を多面的に検証するために、IR に関する調査項目を増やすとともに、それぞれの項目の関連性を検証し、教育改善及び向上に資する情報収集に努める。また、他の芸術大学と連携し、情報共有を図りながら、芸術分野における効果的な IR の研究開発を検討する。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6－3の自己判定

基準項目 6－3を満たしている。

(2) 6－3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に基づく、学習成果・教育効果を測定するためのアセスメント・ポリシーを設定している。アセスメント・ポリシーは、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階を設定し、入学時、在学中、卒業時においてそれぞれ指標を測定し、質保証協議会で分析したアセスメント結果に基づき、各事務課で課題を検討し、必要に応じて各種委員会で協議している。加えて、平成 27(2015)年に受審した大学機関別認証評価の結果(ただし、改善を要する点及び参考意見はなかった)を踏まえつつ、当年度の事業計画の自己点検・評価を行ったうえで、中長期経営計画の到達目標の達成に向けた次年度の事業計画を策定している。

これまで次年度の事業計画の策定にあたって、当年度ではなく前年度の自己点検・評価報告書の検証結果等を踏まえていたが、大学を取り巻く環境の変化は目まぐるしいため、

迅速なPDCAサイクルが必要と考え、平成30（2018）年度より中長期計画に基づき策定される当年度事業計画の点検・評価を当年度の自己点検・評価に位置づけ、1月及び2月の2か月間で敏速にC（チェック）とA（アクション）とP（プラン）を行っている。中長期計画の達成に向けた重要なプロセスとして、同計画に則って策定された単年度の事業計画を基本にPDCAサイクルを敏速に回すことで、現時点での到達度を絶えず確認し、目指すべきビジョンに向けて事業計画を策定している。

【エビデンス集 資料編】

資料6-3-1　令和2年度第2回質保証協議会議事録
（アセスメント分析報告と前年度PROG分析報告について）
（【資料3-3-2】と同じ）

資料6-3-2　令和2年度第31回運営協議会議事録（【資料6-2-3】と同じ）

（3）6－3の改善・向上方策（将来計画）

効率・効果的な質保証を実現するため、教育情報の収集・蓄積・分析など教育改善に必要な学修成果可視化システムの導入に向けて準備を図る。

また、当年度年事業計画については、前年度の1月及び2月の自己点検・評価をもとに策定していることから、必要に応じて6月以降に予算と併せて見直すことを検討する。

［基準6の自己評価］

内部質保証は、「質保証協議会」の統括のもと恒常的な組織体制が整備されており、適切な組織運営が行われている。また、平成30（2018）年から、情報の一元化・共有化を図り教育情報を有効に活用することを目的としてIR機能をつかさどる企画課を事務局に配置し、組織としての戦略的意思決定の支援のためのIR業務を行っている。

自己点検・評価については三つポリシーの学習成果・教育効果を測定するためのアセスメント・ポリシーに基づく評価に加え、中長期経営計画に基づき、策定された当年度事業計画の点検･評価を踏まえ､次年度の事業計画を策定するPDCAサイクルを構築している。

また、自己・点検評価結果については、本学ウェブサイトで公表し、学内外のステークホルダーと情報を共有している。

以上のことから、「基準6　内部質保証」を満たしている。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A－1. 社会貢献活動

A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動

A-1-② 社会貢献活動の体制と地域社会とのかかわり

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動

本学は、建学の精神「成安」、校訓「誠と熱」及び大学の基本理念（教育理念）「芸術による社会への貢献」を踏まえて、学生や教職員が地域社会から求められる存在であることを意識し、それぞれの立場でさまざまな活動を積極的に推進している。

A-1-② 社会貢献活動の体制と地域社会とのかかわり

「未来社会デザイン共創機構」「附属近江学研究所」「地域連携推進センター」「キャンパスが美術館」を設置し、社会貢献活動に取り組んでいる。これらの組織は芸術が社会に果たす役割をさまざまな角度から考察し実践する試みや、芸術により地域社会の課題を解決するべく取り組んでいる。

なお、これらの 4 つの組織を事務組織である総務部研究・連携支援課が有機的に結びつけ各々の活動の成果をより良くしている。

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学独自の教育・研究活動は、それぞれの組織が地域貢献に対して成果をあげてきた。今後については、令和 3 年 4 月に「未来社会デザイン共創機構」が設立されたことにより、同機構が中心となって「附属近江学研究所」「地域連携推進センター」「キャンパスが美術館」がさらに有機的に結びつき、今日的条件下で、より力強く実践・展開ができるようにする。また学生や教員の研究・制作活動を実践・支援することで学術研究と社会を結び、社会との共創関係を構築するハブとして機能させる。

図 A-1-1「組織イメージ図」

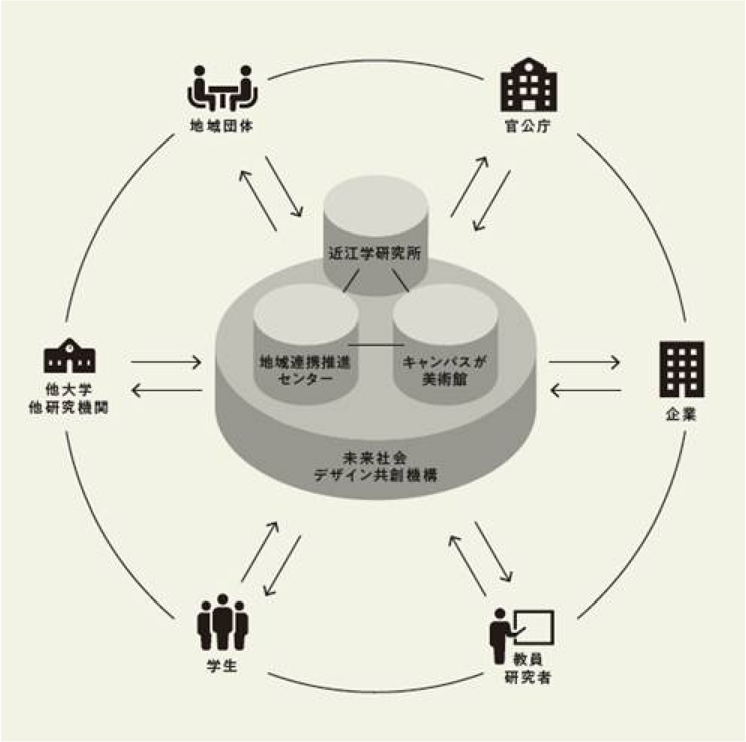

A－2. 未来社会デザイン共創機構

A-2-① 未来社会デザイン共創機構の社会貢献活動・運営体制

A-2-② 未来社会デザイン共創機構と地域社会とのかかわり

(1) A－2 の自己判定

基準項目 A－2 を満たしている。

(2) A－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①　未来社会デザイン共創機構の社会貢献活動・運営体制

「未来社会デザイン共創機構」は、社会との共創により、芸術研究を深化・拡張させ、新たな価値の創造とより良い未来社会を実現するべく、従前の「附属芸術文化研究所」を改組して令和 3(2021)年 4 月 1 日に設立された。

機構長・副機構長のもと、授業を担当しない専任研究員（助教）を配置し、事務局は総務部研究・連携支援課が担う体制で運営している。

【エビデンス集 資料編】

資料 A-2-1　　成安造形大学未来社会デザイン共創機構企画書

A-2-②　未来社会デザイン共創機構と地域社会とのかかわり

学外からの連携活動に関する相談について、研究プロジェクトへの発展の可能性を検討している。また、教員や学生の研究活動について、地域社会の課題とのかかわりを積極的に探り、研究成果の発信へと繋げる。

学生の研究活動の活性化を目的とした企画第一段として「SEIAN ドリームプロジェクト(学生特別研究助成金)」を始めた。地域社会とかかわる企画が多数応募されており、現在、審査中である。

◎未来社会デザイン共創機構　　設置理念

芸術研究と社会を結ぶ、産官学民連携の場を作ります。 主体的な姿勢で、社会と共に創造的サイクルを生み出します。 芸術分野がどのように社会へ貢献できるかを、誠意と熱意を持って議論します。 芸術分野と様々な社会テーマの交点を捉え、特色ある今日的芸術研究を推進します。 横断的視点を重視し、新領域や融合領域の創出を推進します。 社会課題の共有により組織的連携を推進し、基礎研究段階からの共創を目指します。 相談案件や研究プロジェクトの舵取りを行い、研究・連携支援の一元的窓口となります。 研究の成果を積極的に社会へ発信することにより、新たな共創を構築します。 未来社会のあり方を考え、人間環境の改善に資する様々な研究の創出を目指します。 未来社会のあり方を考え、こころの豊かさや安らぎの獲得に資する様々な研究の創出を目指します。 優れた芸術の価値を顕在化させ、未来社会のデザインに資する様々な研究の創出を目指します。

(3) A－2 の改善・向上方策（将来計画）

設立目的にあるように、社会との共創により芸術研究を深化・拡張させ、そのことで社会に貢献できるようにしていく。直近のこととしては、教員を対象とした特別研究助成制度をさらに充実させ、学生を対象とした「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別研究助成金)」を軌道にのせる。

【エビデンス集　資料編】

資料 A-2-2　　成安造形大学未来社会デザイン共創機構規程（【資料 1-2-14】と同じ）
資料 A-2-3　　「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別助成金)」
（【資料 2-4-11】と同じ）

A－3. 附属近江学研究所

A-3-① 附属近江学研究所の社会貢献活動・運営体制

A-3-② 附属近江学研究所と地域社会とのかかわり

(1) A－3 の自己判定

基準項目 A－3 を満たしている。

（2）A－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-①　附属近江学研究所の社会貢献活動・運営体制

「近江学」とは近江という地域が持つ固有の風土を改めて深く検証する学問である。「附属近江学研究所」は、芸術の持つ創造精神と結びつけることによって生まれる可能性を探求し、この「近江学」をもとに新しい価値観を創造して、21 世紀の社会に対して積極的に提案するため、平成 20(2008)年に設立した。

近江の芸術・歴史・思想・民俗・自然・環境等についての調査・研究を積極的に推進し、本学の目指す教育及び研究活動をより一層発展させ、社会に貢献することを目的としている。

所長および運営委員が事業計画を策定し、研究会の実施、研究成果の発信、教育プログラムの構築、講座の開講などを担当・運営している。毎月一回、運営委員会もしくは学内研究会を開催し､研究所の活動方針の確認と決定および研究活動の推進に取り組んでいる。

A-3-②　附属近江学研究所と地域社会とのかかわり

（ａ）近江学研究

本研究所では、滋賀県固有の文化資源を多角的な視点で掘り起こし、それぞれの分野の専門家・研究者が検証し、研究を深めている。その研究成果を報告・発表し、広く情報共有することで､「近江」という風土や文化の中に、変わらずに残るかけがえのないものを探り出し、21 世紀の社会にどのように結びつけるかを探求している。そして、それらが本学の教育・研究の核である「ものづくり」や「美」の概念と響きあい、活かしあうさまざまな取り組みを実践している。平成 30(2018)年度からの 3 か年研究プロジェクトでは、「里」「川」「祭」をテーマに多角的な研究を進めている。

（ｂ）教育活動

本研究所の研究活動は、本学が実践する造形教育と、直接、間接的にかかわり、相互に作用している。近江学研究の成果を生かし、近江を多角的に探求するフィールドワークや創作・研究活動を盛り込んだ基礎教育や実践教育などのプログラムを構築している。地域を知る科目として開設していた従来の科目内容を再構築した「近江学 A」「近江学 B」は、本学学生のみでなく､「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の単位互換科目（大学連携型 PBL 科目）として他大学学生も受講できる科目となっている。

また、公開講座を開催し、社会人を対象とした学びの場を提供している。

（ｃ）情報の共有・発信と地域貢献

本研究所は、県内の大学や研究機関、研究者などが取り組んでいる研究内容や成果等、地域に散在する貴重な情報を相互に共有し、蓄積している。研究成果は、文化誌「近江学」「附属近江学研究所紀要」等で発信している。また、本研究所が運営する会員制の「近江学フォーラム」は、会員限定の講座や現地研修などを通じて、学外の方が近江学に関する知識や見聞を深める、継続的な学習の機会を提供している。

【エビデンス集　資料編】
資料 A-3-1　成安造形大学附属近江学研究所規程（【資料 1-2-14】と同じ）
資料 A-3-2　2021 成安造形大学附属近江学研究所　パンフレット
資料 A-3-3　近江学フォーラム会報「近江通信紙」
資料 A-3-4　文化誌「近江学」

（3）A－3 の改善・向上方策（将来計画）

近江学の研究活動においては、他の研究機関との連携を継続・発展させ共同研究を推進する。本研究所の客員研究員に新たな専門分野の研究者を迎え、研究分野および研究テーマの拡充を図る。令和 3(2021)年 4 月に設立された本学の附属研究機関「未来社会デザイン共創機構」と連携し、近江学研究を活かしたより良い未来社会の実現を目指す。

教育活動においては、現在開講している近江学の研究成果を活かした教育プログラムについて、より多くの学生が受講できるよう改善を検討する。地域への視点を持ちながら、未来に向けた新たな価値観を模索、提唱し、創造的な活動を続けていく人材を育成する。

A－4. 地域連携推進センター

A-4-①　地域連携推進センターの社会貢献活動・運営体制

A-4-②　地域連携推進センターと地域社会とのかかわり

（1）A－4 の自己判定

基準項目 A－4 を満たしている。

（2）A－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-①　地域連携推進センターの社会貢献活動・運営体制

地域連携推進センターは、本学の基本理念（教育理念）「芸術による社会への貢献」を具現化し、地域・社会・企業と学生をつなぐ架け橋となることを目的に、さまざまな連携事業プロジェクトを推進している。滋賀県唯一の芸術大学である本学のリソースを活かして『結ぶ、つなげる、広げる』を命題にプロジェクトを展開し、学生のスキルアップや連携先の発展、そして地域社会全体の活性化をめざしている。

運営は「総務部研究・連携支援課」のスタッフが、案件により最適な教員と相談し進めている。

A-4-②　地域連携推進センターと地域社会とのかかわり

地域連携推進センターでは、表 A-4-2 のとおりさまざまな活動を通して、地域社会に貢献している。特徴的なプロジェクトは以下のとおりである。

（a）地域活性化と地域交流

（ⅰ)マルシェの開催

本学で開催するマルシェは、地元でオーガニック・レストランを運営されている会社と連携して、独自のマルシェ形成の意義を探究し、企画立案から運営、また周

辺で必要と考えられるデザインを考案し、学生主体のプロジェクトチームとして実践するプロジェクトである。平成 27(2015)年度から毎年秋に開催しており、5 回目の開催となる令和元(2019)年度は、広報・宣伝活動の効果もあって 1,000 人あまりの来場者数となり大盛況であった。

（ⅱ)ちま吉プロジェクト

平成 19(2007)年に当時の学生がデザイン開発した、大津祭曳山連盟公式キャラクター「ちま吉」。国指定重要無形民俗文化財であり、約 400 年の伝統を誇る大津祭だが、その存在を身近に感じる市内の若年層が少ない現状がある。将来、大津祭を支えていく子供たちの中に、地元への愛着と大津祭への関心や誇りを育んでいくことを目的としたキャラクターである。

NPO 法人大津祭曳山連盟及び大津商工会議所と本学の三者間で「大津祭ちま吉協議会」を設置し「大津祭を知ってもらう・来てもらう・愛してもらう」をテーマに継続的・発展的に活動している。

令和元(2019)年は、コスプレワークショップ、寸劇の保育園での上演、スタンプ（QR コード）ラリーなどの新企画が立ち上がった。

（ⅲ)セイアン近江楽座

平成 28(2016)年度から、COC＋（プラス）事業への参画をきっかけに学生の主体的な地域活動を支援する仕組みとして「セイアン近江楽座」を立ち上げた。参画学生は、自ら地域の課題を発見し、芸大生の特性を活かしたアプローチで、課題解決や地域活性化を目指している。当初は 1 プロジェクトで参画学生 17 人からスタートした。その後学生への周知に力を入れてきたことや地域教育プログラムでの学習が相まって、地域活動に対する意識や意欲が高まってきた結果、平成 30(2018)年度は 4 プロジェクト 79 人、令和元(2019)年度は、3 プロジェクト 58 人の学生が参画した。

（ｂ）地元自治体との連携

（ⅰ)大津市歴史博物館の企画展に関連する子ども向けワークショップ

大津市の社会科学習の中に「昔の道具と暮らし」を学ぶ単元がある。この学習の補助教材となること、また地域の歴史の移り変わりを小学生が楽しく分かり易く学べることを目的としている。大津市歴史博物館と大津市内の小学校との教育連携事業として毎年テーマを設定し、展覧会が開催される。本学は、同博物館と連携して学生たちが歴史史料に触れられる体験コーナーの制作と、それに関連するワークショップを企画し実施している。

（ⅱ)滋賀の未来カードプロジェクト

滋賀県の基本構想は、みんなの力を合わせて滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンであり、その実現のためには、基本構想が県民共有の将来ビジョンとして浸透するとともに、県民一人ひとりがその実現に向けて何ができるのかを考え、

なにか行動することが必要とされている。

本学では、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の 2 年間、滋賀県から県民の基本構想浸透のための企画・制作を委託され、取り組んでいる。具体的には、芸術学部で学ぶ学生が滋賀県の基本構想の価値や意義を考える授業を開講し、履修学生一人ひとりが「情報発信」について考える機会を設けた。そして子どもが基本構想を楽しく学び、自分ごととして認識し、実践につなげるためのツールの制作を考え、調査および試行品の制作にかかる取り組みの企画・制作を行った。

（ｃ）地域振興に関わる県内文化機関等とのネットワークの構築

本学は「分野を超えて交流を深め、経済と文化の活性化に会員と共に文化の薫り高い滋賀県の将来を築きたい」という誓いのもとに、産官学民の各分野で活躍している人たちが集まり発足した会員制の団体「文化・経済フォーラム滋賀」に参画している。

また、滋賀県が取り組んでいる「美の滋賀」の活動においては、教員が懇話会の委員を務め、その関連事業に学生も積極的に参加してきた。

表 A-4-2 地域連携推進センターの取り組み

概要			平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
			件数	参画学生数	件数	参画学生数	件数	参画学生数
教育・研究	受託研究・共同研究・受託事業	官公庁、一般企業、各種団体から研究費（事業費）を受入れ、研究・開発を行っている。滋賀県唯一の芸術大学であるリソースを活かして、地域の課題解決や芸術文化の発展に向けた様々な企画を積極的に提案し、地域と連携して社会全体の活性化に取り組む。	20	146	15	124	2	3
	プロジェクト授業	官公庁、一般企業、各種団体、地域からの依頼を実践的授業の課題として取り入れ、成果をあげる取り組みである。多くの成果物は実際に商品化されるなど、デザインやアートが実社会にどう関わっていくかを実践的に学ぶ機会となっている。	16	345	13	257	7	155
学生主体の活動	セイアン近江楽座	学生が主体となって地域の人々と交流し、様々なかたちで地域に貢献するプロジェクトを「セイアン近江楽座」として認定し、その活動を大学が支援している。	4	79	3	58	コロナ禍により休止	
	学生クリエイター	学生自身が芸術分野で学んだことや身につけたスキルを活かして、社会からの様々な依頼に応える。学生たちは、実践的な活動を通じてスキルアップ・キャリアアップを目指す。	19	110	27	146	1	1

＊令和 2（2020）年度は、コロナ禍により活動が限定された。

（3）A－4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年 4 月に附属研究機関「未来社会デザイン共創機構」が設立されたことにより、地域連携推進センターは役割を整理し、学生の地域社会への主体的・積極的な活動の支援を中心にしていく。これらを通じて学生のスキルアップ、キャリアアップを目指す。また、これらの学びにより、どのような実践力が身についたのか評価指標を作成し、学習成果を可視化する。

【エビデンス集 資料編】

資料 A-4-1　「ちれん」SEIAN PROJECT 2019-2020 vol.10
資料 A-4-2　令和 3 年度成安造形大学「セイアン近江楽座」（【資料 2-4-12】と同じ）

A－5.「キャンパスが美術館」
A-5-① 「キャンパスが美術館」の社会貢献活動・運営体制
A-5-② 「キャンパスが美術館」と地域社会とのかかわり

（1）A－5 の自己判定

基準項目 A－5 を満たしている。

（2）A－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-5-① 「キャンパスが美術館」の社会貢献活動・運営体制

「キャンパスが美術館」は、その名称のとおり「芸術大学のキャンパス＝美術館」という発想から生まれた回遊式美術館である。キャンパス内に点在する 9 のギャラリースペースでは、教育・研究の場および地域交流の場となることをコンセプトに、在学生・教職員・卒業生に発表の機会を提供している。

「キャンパスが美術館」の企画は「キャンパスが美術館運営委員会」が担い、日常の管理・運営は、総務部研究・連携支援課のスタッフが担当している。

A-5-② 「キャンパスが美術館」と地域社会とのかかわり

「キャンパスが美術館」では、国内外で活躍するアーティストの企画展を行うなど、幅広く表現活動を紹介している。さらに滋賀ゆかりの企画展示を積極的に行い、芸術を通して地域の魅力を発信し地域交流の機会提供に努めている。

令和 2(2020)年度は、コロナ禍のため、展覧会への入場条件を設ける、オーディオガイドによる展示案内、3D カメラ撮影によるウェブサイトでの鑑賞を提供するなど学生と共に新たな美術館運営の実験に取り組んだ。

表 A-5-1 キャンパスが美術館　　展覧会の状況

企画の主体	平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和 2(2020)年度	
	展覧会数	来館者数	展覧会数	来館者数	展覧会数	来館者数
キャンパスが美術館	6	1,159	7	960	3	411
領域など	16	記録なし	16	記録なし	18	218

＊令和 2（2020）年度は、コロナ禍により活動が限定された。

（3）A－5 の改善・向上方策（将来計画）

「キャンパスが美術館」が芸術大学に存在している美術館であることを際立たせるため、学生が主体的に美術館運営に関わることができる仕組みづくりを模索する。学外資金の調達、収蔵庫の整備も進める。また、コロナ禍で得た新しい美術館賞の方法をうまく軌道のせる。一方、学外の専門家による意見も取り入れる仕組みも構築する。

【エビデンス集 資料編】

資料 A-5-1　展覧会チラシ　2021(令和 3)年 6 月　「景風趣情」
資料 A-5-2　展覧会チラシ　2021(令和 3)年 4 月　「SELECTION 卒業制作展 2021」
資料 A-5-3　展覧会チラシ　2020(令和 2)年 10・11 月
「パースペクティブ　スパイラル」（【資料 4-4-14】と同じ）

資料 A-5-4　展覧会チラシ　2020(令和 2)年 4～6 月
「SELECTION 卒業制作展 2020　Plus」

A－6. その他　地域社会とのかかわり

A-6-①　地域で学ぶ実践的カリキュラムの構築

A-6-②　教員免許状更新講習

A-6-③　地域へのキャンパス開放

(1) A－6 の自己判定

基準項目 A－6 を満たしている。

(2) A－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-6-①　地域で学ぶ実践的カリキュラムの構築

地域社会のクエイティィビティ（創造力）の向上に寄与できる人材育成を目指して、平成 30(2018)年 4 月、芸術学部芸術学科に「地域実践領域」が新たな領域としてスタートした。この領域は、これまでの附属近江学研究所や地域連携推進センターの活動がベースとなって、芸術大学の特性を生かして地域に入り込み、地域という場所で自分に何ができるかを考え､持続可能な地域社会の実現を目指してプロジェクトを実践することで、自らが持つ様々なスキルを伸ばしていくことを教育の目標としている。

A-6-②　教員免許状更新講習

平成 27(2015)年度より､美術分野の教員養成の大学としての責任を果たすとともに本学卒業生の教育職員としての専門分野の資質能力の保持・向上に寄与することを目的として、教員免許状更新講習を開設している。

表 A-6-1　教員免許状更新講習　開講状況

	平成 28（2016）年度	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
開講講習数	7	7	7	7	1
受講者総数	142	175	184	158	11

＊令和 2（2020）年度は、コロナ禍により講座数が限定された。

A-6-③　地域へのキャンパス開放

「キャンパスが美術館」はもとより、地域の方に気軽に足を運んでもらい芸術に慣れ親しんでもらえるように、グラウンドや食堂なども積極的に開放している。キャンパス内は原則いつでも自由に散策できるとともに、体育館やグランドなどは、地元のスポーツ少年団、講義室はそろばん・習字教室などの活動場所として提供している。

【エビデンス集 資料編】

資料 A-6-1　令和 3(2021)年度教員免許状更新講習募集要項

［基準Ａの自己評価］

地域連携の拠点として「未来社会デザイン共創機構」が、本学の研究・連携支援の一元的窓口となって、社会課題の共有により芸術研究と社会を結んでいる。また、既存の「附属近江学研究所」「地域連携推進センター」「キャンパスが美術館」と組織的連携を推進することにより、社会と共に創造的サイクルを生み出し、「芸術による社会への貢献」を具現化する体制となっている。また、地域で学ぶ実践的教育カリキュラムが構築され、地域社会のクリエイティビティ（創造力）の寄与できる人材育成を目標とした地域実践領域の開設に繋がった。

その他にも、県内文化機関等とのネットワークの構築し、地元自治体との連携を図り地域交流の場や生涯学習の提供などさまざまな社会貢献活動を行っている。

以上のことから、「基準Ａ　社会貢献活動」を満たしている。

Ｖ．特記事項

特になし

Ⅵ．法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学の目的は、「成安造形大学学則（以下、学則という）」第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	「学則」第 2 条に学部並びに学科の設置が明記されている。	1-2
第 87 条	○	「学則」第 13 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	「学則」第 14 条に修業年限の通算について明記している。	3-1
第 89 条	-	該当なし。早期卒業の特例については設けていない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、「学則」第 16 条に明記している。	2-1
第 92 条	○	「学則」第 6 条、「学校法人京都成安学園事務組織規程（以下、事務組織規程という）」及び「成安造形大学教育職員採用・昇任規程（以下、教育職員採用・昇任規程という）」に教職員組織について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 7 条及び「成安造形大学教授会規程（以下、教授会規程という）に教授会について定め、運用している。	4-1
第 104 条	○	「学則」第 41 条に学位について定めて授与している。	3-1
第 105 条	-	該当なし。学生以外の者を対象とした課程は設置していない。	3-1
第 108 条	-	該当なし。本学は短期大学、専門職短期大学ではない。	2-1
第 109 条	○	「学則」第 1 条の 2 及び「成安造形大学質保証に関する規程」に自己点検・評価について定めており、令和 2 (2020) 年に自己点検・評価報告書を作成している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況の公表は、「学校法人京都成安学園情報公開規程」に基づき、インターネット等を通じ公表している。	3-2
第 114 条	○	「学則」第 6 条及び「事務組織規程」に明記し運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 21 条及び「3 年次編入学・転入学入学試験要項」に明記している。	2-1
第 132 条	○	「学則」第 21 条及び「3 年次編入学・転入学入学試験要項」に明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	全ての事項を「学則」に明記し、運用している。	3-1 3-2
第 24 条	-	法令対象外。ただし学籍名簿等適正に管理している。	3-2

第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 58 条及び「成安造形大学学生懲戒規程」に学生の懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	条文に示されている備付表簿保管している。保存期間は、「学校法人京都成安学園文書取扱規程」に明記している。	3-2
第 143 条	-	代議員会については、設置していない。	4-1
第 146 条	○	「学則」第 26 条、第 27 条及び第 28 条に明記している。	3-1
第 147 条	-	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条	-	在学期間の算定については設けていない。	3-1
第 149 条	-	在学期間の通算については設けていない。	3-1
第 150 条	○	「学則」第 16 条に入学資格を定め、「入学試験要項」に明記している。	2-1
第 151 条	-	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 152 条	-	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 153 条	-	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 154 条	-	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 161 条	○	「学則」第 21 条及び「3 年次編入学・転入学入学試験要項」に短期大学卒業者の編入学について明記している。	2-1
第 162 条	○	「学則」第 21 条及び「3 年次編入学・転入学入学試験要項」に明記している。	2-1
第 163 条	○	「学則」第 9 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	「成安造形大学履修規程」第 15 条に成績発表を明記している。	3-1
第 164 条	-	該当なし。特別の課程は設置していない。	3-1
第 165 条の 2	○	「学園情報公開規程」第 13 条及び第 14 条に教育研究活動等の状況の公表等について規定し、これに基づいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 1 条の 2 及び「成安造形大学質保証に関する規程」に自己点検・評価について定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	「学園情報公開規程」第 13 条及び第 14 条に教育研究活動等の状況の公表等について規定し、これに基づいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 41 条に学位の授与について定め、授与している。	3-1
第 178 条	○	「学則」第 21 条及び「3 年次編入学・転入学入学試験要項」に高等専門学校卒業者の編入学について明記している。	2-1
第 186 条	○	「学則」第 21 条及び「3 年次編入学・転入学入学試験要項」に編入学資格について明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準の趣旨に基づき大学を設置している。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 1 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学委員会の設置及び事務組織として入学広報課を設置し、厳正に入学試験を実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	教育研究活動の運営にかかわる委員会の委員として、教員と職員を配置し、教職員が教職協働で職務を遂行している。	2-2
第 3 条	○	「学則」第 2 条に設置する学部学科を定め、教育研究上、適当な規模内容であり、教員組織、教員数も大学設置基準に則り適当である。	1-2
第 4 条	○	「学則」第 2 条に設置する学部学科を定め、必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	○	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けていない。	1-2
第 6 条	-	学部以外の組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「学則」第 7 条及び「教育職員採用・昇任規程」により、必要な教員組織を置いている。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当は、適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	条件を満たす教員に、教育課程の編成について責任を担うよう努めている。	3-2
第 11 条	○	附属研究機関未来社会デザイン共創機構において授業を持たない助教を置いている。	3-2 4-2
第 12 条	○	他の大学の専任教員を本学専任教員に採用していない。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は、別表第 1 及び別表第 2 の規定数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「成安造形大学学長選考任免規程」第 2 条に資格を定めている。	4-1
第 14 条	○	「教育職員採用・昇任規程」第 3 条に明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「教育職員採用・昇任規程」第 4 条に明記している。	3-2 4-2

第 16 条	○	「教育職員採用・昇任規程」第 5 条に明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「教育職員採用・昇任規程」第 7 条の 6 に明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「教育職員採用・昇任規程」第 7 条の 4 に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	入学定員、収容定員は「学則」第 2 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、教育上の目的達成のため、適切に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	−	連携開設科目については、設けていない。	3-2
第 20 条	○	「学則」第 22 条に教育課程について定め、開設科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	「学則」第 24 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	「学則」第 11 条に規定し、適切に運用している。	3-2
第 23 条	○	「学則」第 11 条に規定し、適切に運用している。	3-2
第 24 条	○	教育効果及び施設設備を考慮し、適正な数で行っている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は「学則」第 24 条に明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学修案内（シラバス）により学生に周知している。	3-1
第 25 条の 3	○	質保証協議会でＦＤによる授業改善に取り組んでいる。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	○	昼夜開講制については、設けていない。	3-2
第 27 条	○	「学則」第 24 条及び第 25 条に明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	学修案内（シラバス）に履修科目の登録上限を明記し、運用している。	3-2
第 27 条の 3	−	連携開設科目については、設けていない。	3-1
第 28 条	○	「学則」第 26 条に明記している。	3-1
第 29 条	○	「学則」第 27 条に明記している。	3-1
第 30 条	○	「学則」第 28 条に明記している。	3-1
第 30 条の 2		長期履修生制度は設けていない。	3-2
第 31 条	○	「学則」第 45 条に明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則」第 23 条及び第 40 条に明記している。	3-1
第 33 条		授業時間制をとる場合の特例は設けていない。	3-1
第 34 条	○	大学設置基準に基づき、キャンパスは常に教育研究活動に相応しい環境整備に努めている。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内に運動場を設けている。	2-5

第 36 条	○	大学設置基準に沿った校舎等施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館が整備されている。	2-5
第 39 条	-	該当する学部・学科は設置していない。	2-5
第 39 条の 2	-	該当する学部・学科は設置していない。	2-5
第 40 条	○	教育研究上必要な機械・器具等は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	-	複数の校地を所有しておらず、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	「事務組織規程」に基づき、設置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	「学校法人京都成安学園事務分掌規程」に基づき、適切に運営されている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学生支援部キャリアサポートセンター事務課を中心に、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	ＦＤにおいては、質保証協議会を中心に研修を実施し、ＳＤは障がい学生支援委員会が研修を実施することや「学校法人京都成安学園事務分掌規程」に基づき、研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	-	二以上の学部を設置しておらず、該当しない。	3-2
第 43 条	-	共同教育課程は設けていない。	3-2
第 44 条	-	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 45 条	-	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 46 条	-	共同教育課程は設けていない。	3-2 4-2
第 47 条	-	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 48 条	-	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 49 条	-	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 49 条の 2	-	工学に関する学部は設けていない。	3-2
第 49 条の 3	-	工学に関する学部は設けていない。	4-2
第 49 条の 4	-	工学に関する学部は設けていない。	4-2
第 57 条	-	外国に設ける組織については設けていない。	1-2
第 58 条	-	学校教育法第百三条に定める大学は設けていない。	2-5
第 60 条	-	規定されている計画がない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	「学則」第 41 条及び「成安造形大学学位規程（以下、学位規程という）」第 3 条に基づき、卒業生に授与している。	3-1
第 10 条	○	「学則」第 41 条及び「学位規程」第 6 条に基づき、適切な専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	-	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 13 条	○	「学則」第 25 条に定め、「学則」の改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	「学校法人京都成安学園寄附行為（以下、寄附行為という）」に基づき、明確かつ、適切に運営している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益の供与は禁止している。	5-1
第 33 条の 2	○	「寄附行為」第 35 条第 2 項に規定し、各事務所に備置いている。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条に理事、監事の定数、第 6 条第 1 項に理事長の選任について規定し、これに基づいて選任している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員が善管注意義務を負う等、委任に関する規定に則り、運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 16 条に基づき、適切に理事会を運営している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」第 12 条から第 15 条に理事長、専務理事、理事及び監事の職務等について規定し、これに基づいて職務遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 7 条に理事の選任、第 8 条に監事の選任について規定し、これに基づいて選任している。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 8 条に監事は本法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族であってはならないと規定し、これに基づいて選任している。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 10 条に役員の補充について規定し、これに基づいて運営している。	5-2
第 41 条	×	「寄附行為」第 19 条に定めている。 令和 3（2021）年 4 月 1 日付で新たに理事が 1 人、任命されたことにより、令和 3（2021）年 5 月 1 日時点では、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員数に 1 人足りない状態であったが、令和 3（2021）年 5 月 29 日付で新たに 1 人を選任したことで、法令の規定する人数を満たすこととなった。	5-3

第 42 条	○	「寄附行為」第 21 条に評議員会の諮問事項について規定し、これ基づいて運営している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 22 条に評議員会の意見具申等について規定し、これに基づいて運営している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 23 条に評議員の選任について規定し、これに基づいて選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	「寄附行為」第 41 条の 2 から第 41 条の 5 に役員の学校法人に対する損害賠償責任、責任の免除、責任限定契約及び理事が自己のためにした取引に関する特則について規定し、これに基づいて運営している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法令とおり読み替えて運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第 41 条に寄附行為の変更について規定し、これに基づいて運営している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 32 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定し、これに基づいて運営している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 34 条第 2 項に毎会計年度終了後 2 月以内に評議員会に対して決算及び事業の実績報告をすることについて規定し、これに基づいて運営している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 35 条に財産目録等の備付け及び閲覧について規定し、これに基づいて運営している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 35 条の 3 に役員の報酬について規定し、これに基づいて支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 37 条に会計年度について規定し、これに基づいて運営している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為」第 35 条の 2 に情報の公表について規定し、これに基づいて公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）　　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2

第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1

第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1

第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）　　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準　　　　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2－3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	・学校法人京都成安学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・令和 4（2022）年度 成安造形大学 大学案内・入学試験要項	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	・成安造形大学学則 ※大学院は設置していない	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・令和 4（2022）年度 成安造形大学 大学案内・入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・令和 3（2021）年度 成安造形大学 成安手帖	
【資料 F-6】	事業計画書	

	・学校法人京都成安学園 令和3（2021）年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・令和2（2020）年度　学校法人京都成安学園　事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・アクセスマップ（令和4（2022）年度成安造形大学大学案内・入学試験要項より抜粋） ・キャンパスマップ（令和4（2022）年度成安造形大学大学案内・入学試験要項より抜粋）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人京都成安学園　例規集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人京都成安学園　役員名簿【令和3年4月1日現在】 ・学校法人京都成安学園　評議員名簿【令和3年4月1日現在】 ・学校法人京都成安学園　評議員名簿【令和3年5月29日現在】 ・令和2(2020)年度理事会開催状況、出欠状況 ・令和2(2020)年度評議員会開催状況、出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	・平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの計算書類 ・平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・令和3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・大学公式ウェブサイト https://www.seian.ac.jp/about/policy/ ・「人材育成目的、DP、CP（シラバス掲載案）」、「人材育成目的、DP、CP、AP 新旧対照表（令和2（2020）年度第15回教授会資料より）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
資料 1-1-1	成安造形大学学則（【資料 F-3】と同じ）	
資料 1-1-2	令和3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 1-1-3	大学公式ウェブサイト「学校法人京都成安学園」	
資料 1-1-4	令和3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 1-1-5	大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）	
資料 1-1-6	令和4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項 （【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 1-1-7	成安造形大学質保証に関する規程	

資料 1-1-8	令和元（2019）年第 2 回質保証協議会議事録 「3 つのポリシーの一貫性の検証について」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
資料 1-2-1	成安造形大学運営協議会規程	
資料 1-2-2	成安造形大学教授会規程	
資料 1-2-3	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 1-2-4	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 1-2-5	令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 1-2-6	学校法人京都成安学園　令和 3（2021）年度　事業計画（【資料 F-6】と同じ）	
資料 1-2-7	学校法人京都成安学園中長期経営計画 －学園創立 100 周年からの新たなチャレンジ－ 【令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度まで】	
資料 1-2-8	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 1-2-9	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 1-2-10	令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 1-2-11	三つのポリシー一覧（【資料 F-13】と同じ）	
資料 1-2-12	令和 3（2021）年度京都成安学園組織図	
資料 1-2-13	芸術学部芸術学科領域・コース一覧（大学案内抜粋）	
資料 1-2-14	成安造形大学未来社会デザイン共創機構規程	
資料 1-2-15	成安造形大学附属近江学研究所規程	
資料 1-2-16	成安造形大学附属図書館規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
資料 2-1-1	令和元（2019）年度第 2～6 回質保証協議会議事録	
資料 2-1-2	令和元（2019）年度第 27 回運営協議会議事録 （2021（令和 3）年度入試について）	
資料 2-1-3	令和元（2019）年度第 25 回教授会教授会議事録 （アドミッション・ポリシーの変更について）	
資料 2-1-4	令和 4（2022）年度成安造形大学大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 2-1-5	令和 3（2021）年度成安造形大学 3 年次編入学・転入学入学試験要項	
資料 2-1-6	三つのポリシー一覧（【資料 F-13】と同じ）	
資料 2-1-7	大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）	

資料 2-1-8	成安造形大学体験イベント 2021	
資料 2-1-9	令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 2-1-10	成安造形大学入学委員会規程	
資料 2-1-11	成安造形大学入学者選抜規程	
資料 2-1-12	2022 年度（令和 4 年度）入学試験一覧	
資料 2-1-13	成安造形大学給付奨学金規程	
資料 2-1-14	成安造形大学特待生選抜奨学金規程	
資料 2-1-15	令和 2（2021）年度成安造形大学入学委員会議事録（第 6 回「入学者の追跡調査について」）（第 8、9 回「2022 年度入試案について」）	
資料 2-1-16	2021 年度入試：結果分析および 2020 年度接触者状況分析	
資料 2-1-17	令和 2（2020）年教育連携プログラム一覧	
2-2. 学修支援		
資料 2-2-1	成安造形大学教務委員会規程	
資料 2-2-2	成安造形大学学生委員会規程	
資料 2-2-3	令和 3（2021）年度新年度ガイダンス日程	
資料 2-2-4	令和 2（2020）年度新年度ガイダンス日程	
資料 2-2-5	成安造形大学障がい学生支援委員会規程	
資料 2-2-6	障がい学生支援に関する研修会資料	
資料 2-2-7	学生カンファレンス案内	
資料 2-2-8	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 2-2-9	障がい学生支援リーフレット	
資料 2-2-10	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（p.5）（【資料 F-12】と同じ）	
資料 2-2-11	成安造形大学再入学規程	
2-3. キャリア支援		
資料 2-3-1	2020 年度（令和 2 年度）コロナ禍における 4 年生に向けた就活サポート強化策	
資料 2-3-2	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 2-3-3	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 2-3-4	キャリアサポートセンター開室状況	
資料 2-3-5	2020 年度来談者数	
資料 2-3-6	進路希望調査カード	
資料 2-3-7	2020 年度（令和 2 年度）インターンシップ参加者一覧	
資料 2-3-8	2020 年度就活サポート講座等実績	
資料 2-3-9	2009 年 3 月卒～2015 年 3 月の卒業生キャリアに関するアンケート結果	
2-4. 学生サービス		
資料 2-4-1	日本学生支援機構奨学生数	
資料 2-4-2	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 2-4-3	成安造形大学学内奨学金貸与規程	
資料 2-4-4	成安造形大学同窓会奨学基金貸与規程	
資料 2-4-5	成安造形大学給付奨学金規程（【資料 2-1-13】と同じ）	

資料 2-4-6	成安造形大学短期貸付金制度に関する規程	
資料 2-4-7	令和 3 年度成安造形大学役職者・機関会議・担当者等一覧	
資料 2-4-8	学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程	
資料 2-4-9	成安造形大学学生表彰規程	
資料 2-4-10	成安造形大学留学生ハンドブック	
資料 2-4-11	「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別助成金）」	
資料 2-4-12	令和 3 年度成安造形大学「セイアン近江楽座」	
2-5. 学修環境の整備		
資料 2-5-1	自衛消防隊組織図	
資料 2-5-2	PC 貸与ガイダンス資料	
資料 2-5-3	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 2-5-4	ネットワーク改修工事完成図書	
資料 2-5-5	成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック	
資料 2-5-6	成安造形大学附属図書館利用案内	
資料 2-5-7	バリアフリー検討委員会報告	
資料 2-5-8	ファウンデーション実習 B（コンピュータ基礎）アンケート	
資料 2-5-9	芸術学部 4 年ゼミ制についてのガイドライン	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
資料 2-6-1	2020 年度授業評価アンケート	
資料 2-6-2	2019 年度学生実態・満足度調査	
資料 2-6-3	令和 2（2020）年度第 2 回学生委員会議事録（2019 年保健室・学生相談室の利用について）	
資料 2-6-4	2019 年度第 2 回学生委員会議事録（2018 年度学生意見箱の意見について）	
資料 2-6-5	2019 年度学生実態・満足度調査（【資料 2-6-2】と同じ）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
資料 3-1-1	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-1-2	大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）	
資料 3-1-3	令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 3-1-4	成安造形大学履修規程	
資料 3-1-5	令和 3（2021）年度成安造形大学学修案内シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-1-6	成安造形大学学則（【資料 F-3】と同じ）	
資料 3-1-7	成安造形大学履修規程（【資料 3-1-4】と同じ）	
資料 3-1-8	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-1-9	成安造形大学既修得単位認定規程	
資料 3-1-10	令和 2（2020）年度第 3 回教授会議事録（既修得単位認定）	
資料 3-1-11	成安造形大学単位互換履修生取扱規程	
資料 3-1-12	成安造形大学単位互換制度に基づく単位認定取扱規程	

資料 3-1-13	成安造形大学給付奨学金規程（【資料 2-1-13】と同じ）	
資料 3-1-14	成安造形大学特待生選抜奨学金規程（【資料 2-1-14】と同じ）	
資料 3-1-15	令和 2（2020）年度教務委員会議事録（第 19 回、第 20 回「令和 2 年度進級判定について」）	
資料 3-1-16	令和 2（2020）年度第 20 回教授会議事録（「後期第 1 次卒業判定について」）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
資料 3-2-1	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-2-2	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 3-2-3	令和 4（2022）年度　成安造形大学　大学案内・入学試験要項（【資料 F-2】【資料 F-4】と同じ）	
資料 3-2-4	大学公式ウェブサイト「教育方針」（【資料 F-13】と同じ）	
資料 3-2-5	令和 2（2020）年度第 4 回質保証協議会議事録（CP（案）について）	
資料 3-2-6	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-2-7	シラバス作成に当たって	
資料 3-2-8	成安造形大学履修規程（【資料 3-1-4】と同じ）	
資料 3-2-9	令和 3（2021）年度第 20 回教務委員会議事録（「シラバスチェックについて」）	
資料 3-2-10	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-2-11	成安造形大学 FD 委員会規程	
資料 3-2-12	成安造形大学質保証に関する規程（【資料 1-1-7】と同じ）	
資料 3-2-13	令和 3（2021）年度　成安造形大学　学修案内　シラバス（【資料 F-12】と同じ）	
資料 3-2-14	2019 年度前期・後期合評日程一覧表	
資料 3-2-15	2020 年度授業評価アンケート（【資料 2-6-1】と同じ）	
資料 3-2-16	2019 年度学修成果アンケート	
3-3. 学修成果の点検・評価		
資料 3-3-1	成安造形大学アセスメント・ポリシー	
資料 3-3-2	令和 2（2020）年度第 2 回質保証協議会議事録 （アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について）	
資料 3-3-3	2019 年度学修成果アンケート（【資料 3-2-16】と同じ）	
資料 3-3-4	個別履修相談の資料	
資料 3-3-5	2017 年度学修成果アンケート	
資料 3-3-6	平成 30（2018）年度 FD 研修会資料	
資料 3-3-7	2019 年度授業評価アンケート	
資料 3-3-8	令和元（2019）年度第 2 回 FD 研修会資料	
資料 3-3-9	令和元（2019）年度第 1 回 FD 研修会資料	

基準 4. 教員・職員

基準項目

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
資料 4-1-1	成安造形大学学則（【資料 F-3】と同じ）	
資料 4-1-2	成安造形大学運営協議会規程（【資料 1-2-1】と同じ）	
資料 4-1-3	成安造形大学副学長規程	
資料 4-1-4	成安造形大学教授会規程（【資料 1-2-2】と同じ）	
資料 4-1-5	成安造形大学学部長規程	
資料 4-1-6	成安造形大学運営協議会規程（【資料 1-2-1】と同じ）	
資料 4-1-7	成安造形大学学長裁定規程	
資料 4-1-8	令和 3 年度成安造形大学役職者・機関会議・担当者・研究員等一覧	
資料 4-1-9	成安造形大学質保証に関する規程（【資料 1-1-7】と同じ）	
資料 4-1-10	成安造形大学人事委員会規程	
資料 4-1-11	成安造形大学教務委員会規程（【資料 2-2-1】と同じ）	
資料 4-1-12	成安造形大学学生委員会規程（【資料 2-2-2】と同じ）	
資料 4-1-13	成安造形大学入学委員会規程（【資料 2-1-10】と同じ）	
資料 4-1-14	成安造形大学研究活動運営委員会規程	
資料 4-1-15	成安造形大学クリエイティブサポート委員会規程	
資料 4-1-16	成安造形大学教職課程運営委員会規程	
資料 4-1-17	成安造形大学教員免許状更新講習運営委員会規程	
資料 4-1-18	成安造形大学学芸員課程運営委員会規程	
資料 4-1-19	成安造形大学奨学生選考委員会規程	
資料 4-1-20	成安造形大学衛生委員会規程	
資料 4-1-21	成安造形大学人権委員会規程	
資料 4-1-22	成安造形大学危機管理規程	
資料 4-1-23	成安造形大学障がい学生支援委員会規程（【資料 2-2-5】と同じ）	
資料 4-1-24	成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程	
資料 4-1-25	学校法人京都成安学園事務分掌規程	
資料 4-1-26	事務組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
資料 4-2-1	成安造形大学教育職員採用・昇任規程	
資料 4-2-2	学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助教就業規則	
資料 4-2-3	学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助手就業規則	
資料 4-2-4	成安造形大学人事委員会規程（【資料 4-1-10】と同じ）	
資料 4-2-5	成安造形大学 FD 委員会規程（【資料 3-2-11】と同じ）	
資料 4-2-6	令和元（2019）年度第 1 回 FD 研修会資料（【資料 3-3-9】と同じ）	
資料 4-2-7	令和 2（2020）年度 FD 研修会資料	
4-3. 職員の研修		
資料 4-3-1	12 月研修会資料・3 月研修会資料	
資料 4-3-2	令和 2 年度 SD 一覧	
4-4. 研究支援		
資料 4-4-1	成安造形大学研究活動運営委員会規程（【資料 4-1-14】と同じ）	
資料 4-4-2	成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック（【資料 2-5-5】と同じ）	
資料 4-4-3	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	

資料 4-4-4	大学公式ウェブサイト「紀要」	
資料 4-4-5	成安造形大学公的研究費等取扱規程	
資料 4-4-6	成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程（【資料 4-1-24】と同じ）	
資料 4-4-7	令和２（2020）年度研究活動に関する研修会について	
資料 4-4-8	令和２（2020）年度成安造形大学公的研究費等使用について	
資料 4-4-9	成安造形大学個人研究費規程	
資料 4-4-10	成安造形大学特別研究助成規程	
資料 4-4-11	成安造形大学学長裁量予算規程	
資料 4-4-12	成安造形大学共同研究取扱規程	
資料 4-4-13	成安造形大学産官学受託研究取扱規程	
資料 4-4-14	展覧会チラシ　令和２（2020）年 10・11 月 「パースペクティブ　スパイラル」	
資料 4-4-15	学校法人京都成安学園管理運営規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
資料 5-1-1	学校法人京都成安学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）	
資料 5-1-2	学校法人京都成安学園理事会運営規程	
資料 5-1-3	学校法人京都成安学園管理運営規程（【資料 4-4-15】と同じ）	
資料 5-1-4	学校法人京都成安学園管理運営専決規程	
資料 5-1-5	学校法人京都成安学園就業規則	
資料 5-1-7	学校法人京都成安学園成安幼稚園非常勤講師就業規則	
資料 5-1-8	学校法人京都成安学園成安幼稚園常勤講師就業規則	
資料 5-1-9	学校法人京都成安学園限定職員就業規則	
資料 5-1-10	学校法人京都成安学園現業職臨時職員就業規則	
資料 5-1-11	学校法人京都成安学園臨時職員就業規則	
資料 5-1-12	学校法人京都成安学園技能職員就業規則	
資料 5-1-13	学校法人京都成安学園成安造形大学任期制非常勤講師就業規則	
資料 5-1-14	学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助手就業規則（【資料 4-2-3】と同じ）	
資料 5-1-15	学校法人京都成安学園成安造形大学任期制助教就業規則（【資料 4-2-2】と同じ）	
資料 5-1-16	学校法人京都成安学園成安造形大学招聘教育職員就業規則	
資料 5-1-17	学校法人京都成安学園成安造形大学客員教育職員就業規則	
資料 5-1-18	学校法人京都成安学園成安造形大学任期制特別任用教育職員就業規則	
資料 5-1-19	成安造形大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程（【資料 4-1-24】と同じ）	
資料 5-1-20	学校法人京都成安学園コンプライアンス規程	
資料 5-1-21	学校法人京都成安学園情報公開規程	
資料 5-1-22	学校法人京都成安学園役員報酬規程	
資料 5-1-23	経営基本理念	

資料 5-1-24	学校法人京都成安学園中長期経営計画 －学園創立 100 年からの新たなチャレンジー 【令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度まで】(【資料 1-2-7】と同じ)	
資料 5-1-25	学校法人京都成安学園　令和 3（2021）年度　事業計画（【資料 F-6】と同じ）	
資料 5-1-26	令和 3（2021）年度　成安造形大学　成安手帖（【資料 F-5】と同じ）	
資料 5-1-27	成安造形大学人権委員会規程（【資料 4-1-21】と同じ）	
資料 5-1-28	令和 3（2021）年度成安造形大学　役職者・機関会議・担当者・研究者等一覧	
資料 5-1-29	学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程（【資料 2-4-8】と同じ）	
資料 5-1-30	学校法人京都成安学園職場におけるハラスメントの防止に関する規程	
資料 5-1-31	学校法人京都成安学園ハラスメント撲滅宣言	
資料 5-1-32	掲示物「令和 2 年 6 月 1 日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました」及び掲示物周知資料	
資料 5-1-33	成安造形大学危機管理規程（【資料 4-1-22】と同じ）	
資料 5-1-34	成安造形大学危機管理基本マニュアル	
資料 5-1-35	成安造形大学消防計画	
資料 5-1-36	学校法人京都成安学園情報セキュリティ基本規程	
資料 5-1-37	学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程	
資料 5-1-38	学校法人京都成安学園個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する規程	
資料 5-1-39	第 1 号情報資産取扱内規ほか計 8 の内規	
資料 5-1-40	成安造形大学衛生委員会規程（【資料 4-1-20】と同じ）	
資料 5-1-41	成安造形大学衛生管理者名簿（免許証の写し）	
資料 5-1-42	24 時間稼働換気扇設置場所一覧（設置個所見取図）	
5-2. 理事会の機能		
資料 5-2-1	学校法人京都成安学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）	
資料 5-2-2	令和 2 年度　学校法人京都成安学園理事会・評議員会開催日程（【資料 F-10】と同じ）	
資料 5-2-3	令和 3（2021）年度　学校法人京都成安学園理事会・評議員会開催日程	
資料 5-2-4	学校法人京都成安学園事務分掌規程（【資料 4-1-25】と同じ）	
資料 5-2-5	学校法人京都成安学園理事会運営規程（【資料 5-1-2】と同じ）	
資料 5-2-6	学校法人京都成安学園　役員名簿【令和 3 年 4 月 1 日現在】(【資料 F-10】と同じ)	
資料 5-2-7	成安造形大学学長選考任免規程	
資料 5-2-8	令和 2(2020)年度理事会開催状況、出欠状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
資料 5-3-1	学校法人京都成安学園理事会運営規程（【資料 5-1-2】と同じ）	
資料 5-3-2	成安造形大学運営協議会規程（【資料 1-2-1】と同じ）	
資料 5-3-3	学校法人京都成安学園予算規程	
資料 5-3-4	学校法人京都成安学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）	

資料 5-3-5	学校法人京都成安学園監事監査規程	
資料 5-3-6	学校法人京都成安学園寄附行為施行細則	
資料 5-3-7	学校法人京都成安学園　役員名簿【令和3年4月1日現在】(【資料 F-10】と同じ)	
資料 5-3-8	学校法人京都成安学園　評議員名簿【令和 3 年 4 月 1 日現在】(【資料 F-10】と同じ)	
資料 5-3-9	学校法人京都成安学園　評議員名簿【令和 3 年 5 月 29 日現在】(【資料 F-10】と同じ)	
資料 5-3-10	令和 2(2020)年度評議員会開催状況、出欠状況 (【資料 F-10】と同じ)	
資料 5-3-11	学校法人京都成安学園内部監査規程	
資料 5-3-12	令和 3 年度　学校法人京都成安学園　内部監査委員名簿	
5-4. 財務基盤と収支		
資料 5-4-1	学校法人京都成安学園中長期経営計画 －学園創立 100 年からの新たなチャレンジ－ 【令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度まで】(【資料 1-2-7】と同じ)	
資料 5-4-2	学校法人京都成安学園中長期経営計画財務計画(収支計画) 【令和元(2019)年度から令和 7(2025)年度まで】	
資料 5-4-3	学校法人京都成安学園　令和 3 年度　当初予算編成基本方針	
資料 5-4-4	令和 3 年度当初予算書	
資料 5-4-5	令和 2（2020）年度事業報告書 (平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度財務の経年比較) (【資料 F-7】と同じ)	
資料 5-4-6	平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの計算書類 (【資料 F-11】と同じ)	
資料 5-4-7	平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度までの事業報告書	
資料 5-4-8	市中金融機関借入金一覧表	
5-5. 会計		
資料 5-5-1	学校法人京都成安学園経理規程	
資料 5-5-2	学校法人京都成安学園経理規程細則	
資料 5-5-3	学校法人京都成安学園予算規程（【資料 5-3-3】と同じ)	
資料 5-5-4	学校法人京都成安学園管理運営専決規程 (【資料 5-1-4】と同じ)	
資料 5-5-5	独立監査人の監査報告書（令和 2(2020)年度決算)	
資料 5-5-6	監事監査報告書（令和 2(2020)年度分)	
資料 5-5-7	報告書（公認会計士による令和 2(2020)年度中間監査にかかる報告書)	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	**該当する資料名及び該当ページ**	**備考**
6-1. 内部質保証の組織体制		
資料 6-1-1	成安造形大学質保証に関する規程（【資料 1-1-7】と同じ	
資料 6-1-2	成安造形大学外部評価に関する規程	
資料 6-1-3	第 1 回外部評価報告書	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		

資料 6-2-1	令和 2 年度事業計画 点検・評価一覧表	
資料 6-2-2	令和 2 年度第 2 回質保証協議会議事録 （アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について） （【資料 3-3-2】と同じ）	
資料 6-2-3	令和 2 年度第 31 回運営協議会議事録	
資料 6-2-4	令和 2 年度第 2 回質保証協議会議事録 （アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について） （【資料 3-3-2】と同じ）	
資料 6-2-5	2020 年度授業評価アンケート（【資料 2-6-1】と同じ）	
資料 6-2-6	2019 年度学修成果アンケート（【資料 3-2-16】と同じ）	
資料 6-2-7	2009 年 3 月卒～2015 年 3 月の卒業生キャリアに関するアンケート結果（【資料 2-3-9】と同じ）	
資料 6-2-8	PROG 告知メール	
6-3. 内部質保証の機能性		
資料 6-3-1	令和 2 年度第 2 回質保証協議会議事録 （アセスメント分析報告と前年度 PROG 分析報告について） （【資料 3-3-2】と同じ）	
資料 6-3-2	令和 2 年度第 31 回運営協議会議事録（【資料 6-2-3】と同じ）	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会貢献活動		
資料 A-2-1	成安造形大学未来社会デザイン共創機構企画書	
資料 A-2-2	成安造形大学未来社会デザイン共創機構規程（【資料 1-2-14】	
資料 A-2-3	「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別助成金）」（【資料 2-4-11】と同じ）	
資料 A-3-1	成安造形大学附属近江学研究所規程（【資料 1-2-14】と同じ）	
資料 A-3-2	2021 成安造形大学附属近江学研究所　パンフレット	
資料 A-3-3	近江学フォーラム会報「近江通信紙」	
資料 A-3-4	文化誌「近江学」	
資料 A-4-1	「ちれん」SEIAN　PROJECT　2019-2020　vol.10	
資料 A-4-2	令和 3 年度成安造形大学「セイアン近江楽座」（【資料 2-4-12】	
資料 A-5-1	展覧会チラシ　2021(令和 3)年 6 月　「景風趣情」	
資料 A-5-2	展覧会チラシ　2021(令和 3)年 4 月　「SELECTION 卒業制作展 2021」	
資料 A-5-3	展覧会チラシ　2020(令和 2)年 10・11 月 「パースペクティブ　スパイラル」（【資料 4-4-14】と同じ）	
資料 A-5-4	展覧会チラシ　2020(令和 2)年 4～6 月 「SELECTION 卒業制作展 2020　Plus」	
資料 A-6-1	令和 3(2021)年度教員免許状更新講習募集要項	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。